

厚生労働科学研究費補助金

地域医療基盤開発推進研究事業

歯科技工業の多様な業務モデルに関する研究 (H29-医療-一般-002)

平成30年度～31年度 総合研究報告書

研究代表者 赤川 安正

令和元（2019）年5月

目次

I. 総合研究報告

歯科技工業の多様な業務モデルに関する研究	1
赤川安正	

研究要旨	1
A. 研究目的	4
B. 研究対象と方法	5
C. 研究結果	7
D. 考察	36
E. 結論	45
F. 健康危険情報	46
G. 研究発表	46
H. 知的財産権の出願・登録状況	46
I. 参考文献	46

(資料 1) 研究の概要	47
(資料 2-1) 質問票 (歯科技工所用)	48
(資料 2-2) 質問票 (歯科医療機関用)	50
(資料 2-3) 質問票 (歯科技工士用)	52
(資料 2-4) 質問票 (1 人歯科技工所)	54
(資料 3-1) 集計表 (歯科技工所)	57
(資料 3-2) 集計表 (歯科医療機関)	60
(資料 3-3-1) 集計表 (歯科技工士：歯科技工所勤務)	63
(資料 3-3-2) 集計表 (歯科技工士：歯科医療機関勤務)	66
(資料 4-1) 集計表 (歯科技工士(歯科技工所フルタイム勤務)と歯科技工士(歯科医療機関フルタイム勤務)との比較)	69
(資料 4-2) 集計表 (歯科技工所の規模別に行ったクロス集計：1 人歯科技工所と 2 人以上歯科技工所との比較)	72
(資料 4-3) 集計表 (就労時間の長さ (10 時間以上の長時間労働) をもとにしたクロス集計：就労時間 10 時間未満と就労時間 10 時間以上との比較)	75
(資料 4-4) 集計表 (新規採用の有無をもとにしたクロス集計：新規採用ありと新規採用なしとの比較)	77
(資料 5) 提言	80
(資料 6) マニュアル	82
(資料 7) 業務モデル	87

II. 研究成果の刊行に関する一覧表	88
--------------------	----

I. 厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）
総合研究報告書

歯科技工業の多様な業務モデルに関する研究

研究代表者 赤川 安正 昭和大学客員教授

研究要旨

【目的と概要】

歯科技工士を取り巻く労働環境は厳しさを増しており、加えて、歯科技工士の高齢化や歯科技工士学校養成所の定員割れが続いて若手歯科技工士の参入が乏しくなり、将来的に歯科技工業の担い手である歯科技工士の不足が予測されている。このような問題を解決するためには、歯科技工業の労働実態を正確に把握し、その労働環境を構成する要素ごとに論点を整理し、労働環境の改善を図ることが急務であると考えます。本研究の目的は、歯科技工業の労働実態を把握して、労働環境等の改善に資する提言や多様な業務モデルを導入するためのマニュアルを作成することにある。

【材料と方法】

歯科技工所や歯科技工士に対する質問票調査を実施し、調査結果を分析することにより、歯科技工士の労働実態を明らかにし、労働環境等の改善に資する歯科技工業に関する提言やマニュアル作成を行う研究計画を立案した。歯科技工所については、自治体のホームページに公開されている歯科技工所を対象とし、全国を6地区に分けたうえで、各地区で対象の多い都道府県の歯科技工所、合計4,009施設を調査対象とした。また、歯科医療機関については、日本歯科医師会の会員の中から無作為に抽出した750施設を調査対象とした。さらに、歯科技工士については、対象の歯科技工所や歯科医療機関に勤務する歯科技工士を調査対象とした。

平成30年度は、29年度に得られたデータを集計し、いくつかの結果についてはクロス集計を行い、より詳細な分析を行った。さらに、全国6カ所の歯科技工業に従事する歯科技工士が1人である歯科技工所（1人歯科技工所）を訪問し、聞き取り調査も行った。

【結果】

歯科技工所から429通、歯科医療機関から576通、歯科技工士（歯科技工所勤務）から319通、歯科技工士（歯科医療機関勤務）から167通の回答を得た。歯科技工所の回答率は10.7%であった。歯科技工所の直近3年間での売り上げ状況は、「変化なし」が24.8%、「増加傾向」が18.1%、「減少傾向」が53.9%となっており、減少傾向の回答が半数を超えていた。また、歯科技工所の直近3年間での職員数の変化は、「変化なし」が74.1%、「増加傾向」が7.8%、「減少傾向」が7.6%となっており、変化なしとの回答が多かった。歯科技工所の入社時における従業員との雇用契約は、歯科技工業に従事する歯科技工士が2人以上の歯科技工所（2人以上歯科

技工所)でその半数が結んでいた。また、就業規則は、2人以上歯科技工所の39.6%が作成していた。労働環境改善への取り組み内容としては、「作業環境の不具合がないようにする」が71.3%で最も多く、次いで「作業環境に関する新しい情報を入手する」が29.8%、「従業員の意見を積極的に取り入れる」が19.1%であった。また、歯科技工業務の効率化への取組内容としては、「特定の補てつ物等のみの受注を行っている」が39.4%で最も多く、次いで「補てつ物等の種類に応じて担当制としている」が26.3%、「新しい機器を導入している」が24.9%であった。補てつ物等の製作における業務形態としては、「全患者を1人で担当」する形態が最も多く、「患者毎に分担」や「作業工程毎に分担」は少なかった。また、直近3年間での補てつ物等の製作個数の変化は、補てつ物によって異なり、クラウンブリッジは減少傾向であったが、CAD/CAM冠は増加傾向であった。有床義歯はやや減少傾向、インプラント上部構造や矯正装置はあまり変化がなかった。直近3年間でトラブルが原因の歯科医療機関との取引中止の問いに、26.6%の歯科技工所が「ある」と回答した。また、トラブルの内容としては、「料金」や「補てつ物等に関する考え方の相違」が多かった。さらに、補てつ物等の製作受託に関しては、歯科医療機関と契約書を取り交わしている歯科技工所は8.1%にすぎなかった。また、契約書を取り交わしている場合の契約項目としては、「契約内容」と「報酬金額」が多かった。歯科医療機関への調査において、補てつ物等の製作場所としては、「すべてを歯科技工所に委託」が43.4%で最も多く、次いで「大部分を歯科技工所に委託、一部は院内」が28.3%、「一部を歯科技工所に委託、大部分は院内」が18.2%であった。「すべてを院内で製作」は2.1%にすぎなかった。歯科技工士(歯科技工所勤務)への調査では、1日平均就労時間は中央値で10時間であり、そのうち2時間が残業時間であった。また、直近3年間の就労時間の変化は、やや減少傾向であった。また、1カ月の残業時間をみたところ、「ほとんどない」が30.7%、「45時間未満」が15.0%、「45時間以上」が13.2%、「80時間以上」が9.7%、「100時間以上」が18.8%であった。職務内容に対する意識では、「社会の人々は、私の仕事を尊敬するに値する仕事だと思っている」の質問と「私は仕事をしていて着実な人生設計がたてられる」の質問において、「否定あるいは否定的」な意見が多かった。

平成30年度の分析から、歯科技工士(歯科医療機関フルタイム勤務)は歯科技工士(歯科技工所フルタイム勤務)と比較して、就労環境が良いことがわかった。また、1人歯科技工所への聞き取り調査では、調査対象は6カ所と少なかったものの、歯冠修復物や有床義歯に特化した歯科技工所もあり、さまざまな業務形態の歯科技工所の意見を聞くことができた。

【考察】

直近3年間の歯科技工所の職員数の変化は小さく、15.3%の歯科技工所で歯科技工士を新規に採用していたが、多くの歯科技工所では新規採用はなかった。この主な理由として、人員や業務に変化がなかったことが挙げられる。歯科技工士の就労時間は、直近3年間でやや減少傾向であったが、これは歯科技工所の管理者が労働環境の改善に取り組んでいることによるものと考えられる。一方、1ヶ月残業時間の調査結果では、「100時間以上」と回答した者が18.8%いることから、歯科技工所によ

って労働環境に差があることも窺えた。歯科技工所における雇用契約についての問いには、「家族以外に従業員がいないため不要」が 60.2%であった。2人以上歯科技工所で就労規則を作成しているものは 39.6%であり、労働環境を整備する上では就業規則の作成が望まれる。労働環境改善のため、「作業環境の不具合がないようにする」、「作業環境に関する新しい情報を入手する」等に取り組んでいることがわかった。また、歯科技工業の効率化のため、「特定の補てつ物等のみの受注を行っている」、「補てつ物等の種類に応じて担当制としている」、「新しい機器を導入している」等に取り組んでいることも明らかになった。また、直近3年間での補てつ物等の製作個数の変化は、補てつ物によって異なり、クラウンブリッジは減少傾向であったが、CAD/CAM冠は増加傾向であった。これは、歯科技工業の効率化に取り組んだこと、小臼歯ハイブリッドレジン冠が保険導入されたこと、等が考えられる。歯科医療機関と業務を委託する契約書を取り交わしている歯科技工所は 8.1%にすぎなかった（歯科医療機関への調査では 15.2%）。歯科技工所と歯科医療機関の間のトラブルとして、「料金」や「補てつ物等に関する考え方の相違」が挙げられており、補てつ物の質の保証やトラブルを回避するために、書面での委託・受託契約が望まれる。歯科医療機関への調査で、海外技工の発注経験のある機関は 5.4%であることがわかった。また、海外技工に関する通知を知らない歯科医療機関が多かったことから、発出されている各種通知を周知させる方法を検討する必要がある。歯科技工士の職務内容に対する意識については、仕事に対する興味や適性、やり甲斐などに関する質問には、「肯定あるいは肯定的」な意見が多かったものの、「社会の人々は、私の仕事を尊敬するに値する仕事だと思っている」の質問と「私は仕事をしていて着実な人生設計がたてられる」の質問において、「否定あるいは否定的」な意見が多かった。これらのことから、将来を不安視している状況がうかがえ、今後の魅力ある歯科技工業を考える上に重要な論点を提示できた。

【結論】

歯科技工所や歯科技工士のみならず歯科医療機関も対象として質問票調査を行い、歯科技工業の業務形態や就労環境等の現状を把握することができた。また、歯科技工所と歯科医療機関との契約についても調査したことにより、歯科技工業への歯科医療機関の関わりを考えるきっかけになるものと考えられる。さらに、歯科技工士の職務内容に対する意識を調査したことは目新しく、歯科技工業を支える歯科技工士の労働環境の改善につながるものと期待する。結果は、単純集計のみならず、クロス集計によっても分析し、これらを通じて、業務委託契約書のひな型や歯科技工業のさらなる発展に資する提言やマニュアルを作成することができた。

研究分担者

佐藤裕二・昭和大学・教授

田地 豪・広島大学・准教授

小畑 真・北海道医療大学・客員教授

堀口逸子・東京理科大学・教授

下平 修・昭和大学・講師

研究協力者

瀬古口精良・日本歯科医師会・常務理事

三井博晶・日本歯科医師会・常務理事

清水潤一・日本歯科技工士会・常務理事

尾崎順男・全国歯科技工士教育協議会・会長

南部哲男・日本歯科技工所協会・副理事長

A. 研究目的

近年の歯科医療の進歩・発展に伴い、補綴装置にも高度でかつ複雑な要求が生まれており、その主体となる歯科技工業も多様化している。その一方で、歯科技工士を取り巻く労働環境は厳しさを増しており、加えて、歯科技工士の高齢化や歯科技工士学校養成所の定員割れが続いて若手歯科技工士の参入が乏しくなり、将来的に歯科技工業の担い手である歯科技工士の不足が予測されている。このような問題を解決するためには、歯科技工業の労働実態を正確に把握し、その労働環境を構成する要素ごとに論点を整理し、労働環境の改善を図ることが急務であると考えらる。

本研究の目的は、歯科技工業の実態を正確に把握して、それを基に労働環境等の改善に資する提言や多様な業務モデルを導入するためのマニュアルを作成することにある。

B. 研究対象と方法

歯科技工所や歯科技工士に対する質問票調査を実施し、調査結果を分析することにより、歯科技工士の労働実態を明らかにする研究計画を立案した。平成 29 年度には質問票を作成し、これを用いた調査を実施し、得られた結果を単純集計するとともに、平成 30 年度は前年度の結果をさらにクロス集計もし、分析した。また、歯科技工業に従事する歯科技工士が 1 人である歯科技工所（以下、1 人歯科技工所）を 6 カ所訪問し、労働環境等について聞き取り調査を行った。

（資料 1：研究の概要の図参照）

1. 調査対象

歯科技工所については、自治体のホームページに公開されている歯科技工所を対象とした。全国を 6 地区に分けたうえで、各地区で歯科技工士数の多い都道府県を調査対象地域とし、その中の歯科技工所計 4,009 施設を調査対象とした。

歯科医療機関については、日本歯科医師会の会員の中から無作為に抽出した 750 施設を調査対象とした。

歯科技工士については、対象の歯科技工所や歯科医療機関に勤務する歯科技工士を調査対象とした。

さらに、1 人歯科技工所を 6 カ所、訪問調査の対象とした。

2. 6 地区の調査対象地域の都道府県

北海道・東北地区：福島県

関東・甲信越地区：千葉県

東海・北陸地区：愛知県

近畿地区：大阪府

中国・四国地区：広島県

九州・沖縄地区：熊本県

3. 調査研究方法

無記名の質問票を新たに作成し、アンケート

形式による往復郵送調査法とした。

4. 調査項目（内容）

1) 歯科技工所への質問票

- ・所在地
- ・開業年数、売上高
- ・職員採用
- ・就労時間
- ・雇用契約、就業規則
- ・労働環境、効率化
- ・業務形態、製作個数
- ・受託歯科医療機関

（資料 2-1：質問票(歯科技工所用)参照）

2) 歯科医療機関への質問票

- ・所在地
- ・開業年数
- ・1 日平均患者数
- ・補てつ患者の割合
- ・職員数
- ・補てつ物の製作場所
- ・歯科技工所との契約
- ・海外技工

（資料 2-2：質問票(歯科医療機関用)参照）

3) 歯科技工士への質問票

- ・勤務地
- ・年齢、性別
- ・就業先、就業年数
- ・業務形態、製作個数
- ・年収
- ・就労時間、残業時間
- ・職務内容への意識
- ・学習手段

（資料 2-3：質問票(歯科技工士用)参照）

5. 発送数と分析方法

発送数は、歯科技工所 4,009 通、歯科医療機関 750 通とした。

歯科技工所、歯科医療機関、歯科技工士か

ら得られた各質問票の回答を、調査項目別に単純集計した。さらに、その集計から得られたいくつかの結果に関して、クロス集計した。すなわち、【「歯科技工士（歯科技工所フルタイム勤務）」と「歯科技工士（歯科医療機関フルタイム勤務）」】、【歯科技工所の規模別：「1人歯科技工所」と「歯科技工業に従事する歯科技工士が2人以上の歯科技工所（以下、2人以上歯科技工所）」】、【就労時間の長さ：歯科技工所に勤務するフルタイム歯科技工士の「就労時間10時間未満」と「就労時間10時間以上」】を対象とし、それぞれについてクロス集計を行なった。さらに、歯科技工士への質問項目の「職務内容への意識」において、【「歯科技工士（歯科技工所フルタイム勤務）」と「歯科技工士（歯科医療機関フルタイム勤務）」】についてもクロス集計を行った。

加えて、【「職業に対する意識」と「長時間労働」との関係】や【1人歯科技工所を除く「新規採用をした歯科技工所」と「新規採用無しの歯科技工所」】についてもクロス集計した。

これらの結果は、t検定と χ^2 乗検定を行い、統計学的に有意水準を5%として検定した。

6. 調査実施期間

調査実施期間は、歯科技工所では平成29年12月5日から12月22日までの間とし、歯科医療機関では平成29年11月22日から12月15日までの間とした。

本調査は、昭和大学倫理審査委員会の承認（承認番号2017-005号）を経て実施した。

7. 1人歯科技工所の訪問聞き取り調査

質問票の集計結果から、労働環境、労働災害、労働契約など、歯科技工士の労働に対するイメージをより明確にするため、平成31年1月から2月にかけて、福島県2カ所、静岡県2カ所、広島県2カ所の計6カ所の1人歯科技工所を訪問し、以下の質問項目につい

て聞き取り調査を行った。

- ・開業年数、開業に至る経緯
- ・パートの採用
- ・営業時間、就労時間
- ・製作個数の変化
- ・雇用契約、就業規則
- ・受託契約
- ・労働環境、効率化
- ・歯科技工業の活性化の方策

（資料2-4：質問票(1人歯科技工所)参照）

C. 研究結果

質問票の回収数は、歯科技工所から 429 通、歯科医療機関から 576 通、歯科技工士（歯科技工所勤務）から 319 通、歯科技工士（歯科医療機関勤務）から 167 通であった。

[1] 歯科技工所への質問票調査

1. 調査対象の地域

調査対象の地域、発送数、回収数は以下の通りである（表 1-1）。なお、宛先不明で返送された数は 313 通であった。

表 1-1 調査対象の地域・発送数・回収数

地域(地区)	発送数	回収数
福島県(北海道・東北)	107	17
千葉県(関東・甲信越)	789	78
愛知県(東海・北陸)	1285	135
大阪府(近畿)	1171	95
広島県(中国・四国)	359	58
熊本県(九州・沖縄)	298	34
未回答		12
合計	4,009	429

2. 開業年数

開業年数は平均 24 年であった。また、開業年数を 10 年間隔で見ると、中央値は 20 年であり、以下、10 年以上、30 年以上と続いていた。

3. 前年（平成 28 年）の売上高

売上状況をいくつかの売上高に区分してみると、500 万～1000 万未満が最も多く、以下、500 万未満、100 万～200 万未満と続いていた。

4. 直近 3 年間の売り上げ状況

直近 3 年間の売り上げ状況は、「変化なし」が 24.8%、「増加傾向」が 18.1%、「減少傾向」が 53.9%となっており、減少傾向との

回答が半数を超えていた（図 1-1）。

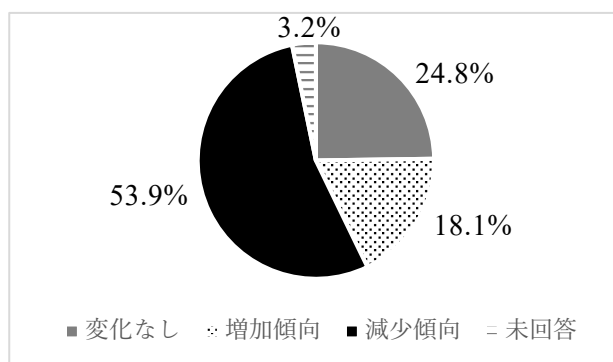


図 1-1 直近 3 年間の売り上げ状況

5. 職員の採用

総職員数は 1 名が最も多く 51.7%であり、次いで 2～5 名であり、6～10 名、10 名以上は 9.3%であった。その中で、歯科技工士数をみると、1 名が最も多く、77%を占めていた。

直近 3 年間の職員数の変化は、「変化なし」が 74.1%、「増加傾向」が 7.8%、「減少傾向」が 7.6%となっており、変化なしとの回答が多かった（図 1-2）。直近 3 年間に歯科技工士を新規に採用した歯科技工所は 15.3%であった（図 1-3）。新規に採用しなかった理由としては、「人員や業務に変化がなかった」が最も多く、次いで「業務量が減った」であった。

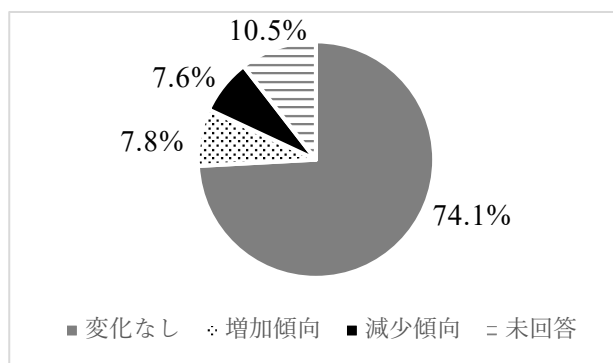


図 1-2 直近 3 年間の職員数の変化

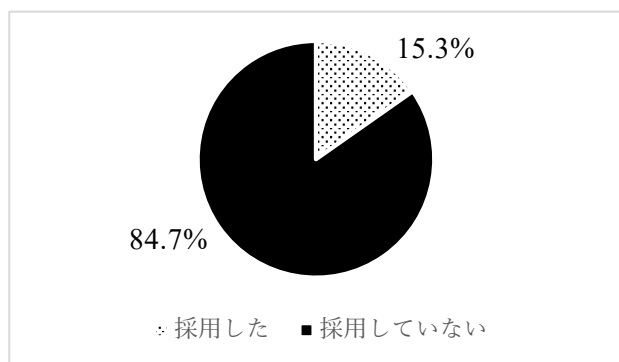


図 1-3 直近 3 年間で歯科技工士の採用

6. 就労時間、休業日数

歯科技工所の 1 日平均営業時間は平均 10.1 時間であり、管理者の 1 日平均就労時間は平均 10.3 時間であった。また、歯科技工所の 1 カ月間の休業日数は平均 5.3 日であった。

1 日平均営業時間の分布をみると、中央値は 8 時間～10 時間未満、と 12 時間～14 時間未満の 2 つであり、以下、8 時間未満、14 時間～16 時間未満と続いていた。また、休業日数では 6 日未満が多かった。

7. 雇用契約、就業規則

入社時における従業員との雇用契約についての問いには、「家族以外の従業員がいないため不要」が 60.2%であったが（図 1-4）、2 人以上歯科技工所は半数が雇用契約を結んでいた（図 4-7）。また、就業規則の作成についての問いには、1 人歯科技工所では 97.9%が作成していないことから（図 4-8）、「作成していない」が 77.8%となっていた（図 1-5）。

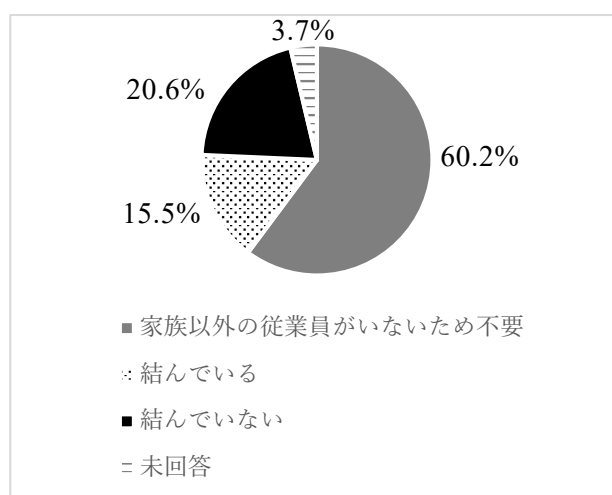


図 1-4 雇用契約の締結

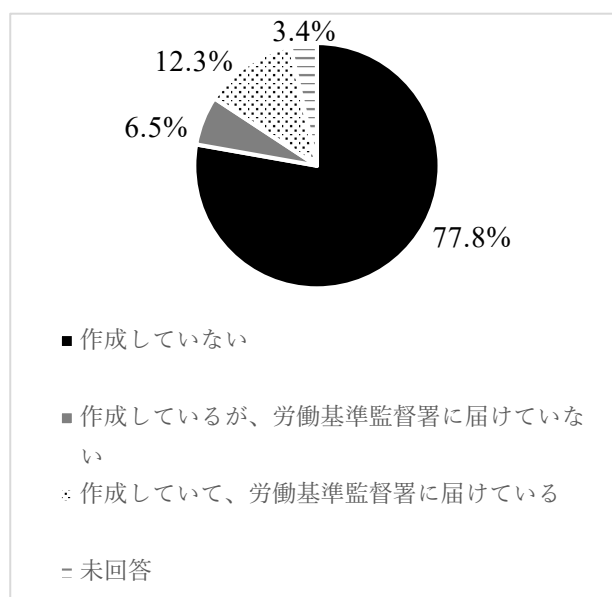


図 1-5 就業規則の作成

8. 労働環境の改善と効率化

労働環境改善への取組内容としては、「作業環境の不具合がないようにする」が 71.3%で最も多く、次いで「作業環境に関する新しい情報を入手する」が 29.8%、「従業員の意見を積極的に取り入れる」が 19.1%であった（表 1-2）。

また、歯科技工業の効率化への取組内容としては、「特定の補てつ物等のみの受注を行っている」が 39.4%で最も多く、次いで「補てつ物等の種類に応じて担当制としている」が 26.3%、「新しい機器を導入している」が

24.9%であった（表 1-3）。

表 1-2 労働環境改善への取組内容

作業環境の不具合がないようにする	71.3%
従業員の意見を積極的に取り入れる	19.1%
作業環境に関する新しい情報を入手する	29.8%
生涯学習を支援する	15.6%
その他	8.9%
未回答	19.8%

表 1-3 歯科技工業の効率化への取組内容

補てつ物等の種類に応じて担当制としている	26.3%
特定の補てつ物等のみの受注を行っている	39.4%
ひとつの補てつ物等を作業工程ごとに分担している	13.8%
歯科技工業務を行う者とそれ以外の業務（営業や梱包等）の者を分けている	20.7%
新しい機器を導入している	24.9%
その他	8.9%
未回答	19.8%

9. 業務形態、製作個数

補てつ物等の製作における業務形態としては、「全患者を 1 人で担当」する形態が最も多く、「患者毎に分担」や「作業工程毎に分担」は少なかった。

また、直近 3 年間で補てつ物等の製作個数の変化は、補てつ物によって異なり、クラウンブリッジは減少傾向であったが、CAD/CAM 冠は増加傾向であった。有床義歯はやや減少傾向、インプラント上部構造や矯正装置はあまり変化がなかった。

10. 歯科医療機関とのトラブル

直近 3 年間でトラブルが原因の歯科医療機関との取引中止の問いに、26.6%の歯科技工所が「ある」と回答した（図 1-6）。また、トラブルの内容としては、「料金」や「補てつ物等に関する考え方の相違」が多かった

（図 1-7）。

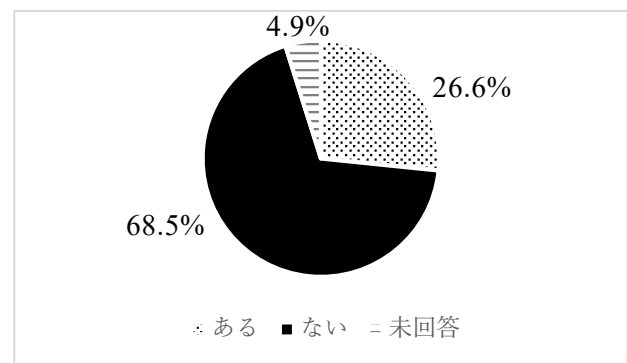


図 1-6 直近 3 年間でトラブルが原因の歯科医療機関との取引中止

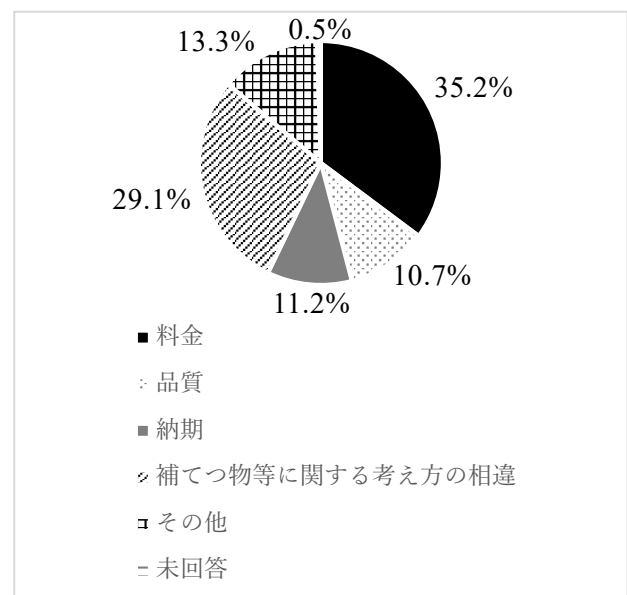


図 1-7 歯科医療機関とのトラブルの内容

11. 歯科医療機関との契約

補てつ物等の製作受託に関して歯科医療機関と契約書を取り交わしている歯科技工所は 8.1%にすぎなかった（図 1-8）。また、契約書を取り交わしている場合の契約項目としては、「契約内容」と「報酬金額」が多かった（図 1-9）。

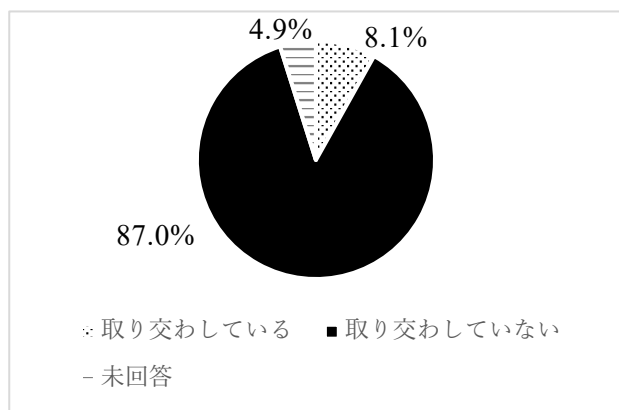


図 1-8 補てつ物等の製作受託に関する歯科医療機関との契約書

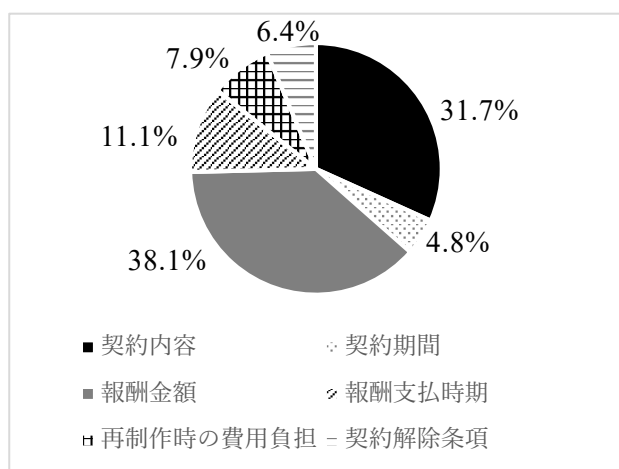


図 1-9 契約項目

(資料 3-1：集計表(歯科技工所)参照)

[2] 歯科医療機関への質問票調査

1. 調査対象の地域

調査対象の地域、発送数、回収数は以下の通りであった（表 2）。

表 2 調査対象の地域・発送数・回収数

地域(地区)	発送数	回収数
福島県(北海道・東北)	110	90
千葉県(関東・甲信越)	150	124
愛知県(東海・北陸)	127	84
大阪府(近畿)	98	77
広島県(中国・四国)	140	100
熊本県(九州・沖縄)	125	86
未回答		15
合計	750	576

2. 開業年数

開業年数は平均 24 年（1～95 年）であった。

3. 患者数

1 日平均患者数は平均 32 名（2～120 名）であった。

4. 補てつ物等を製作する患者の割合

全患者に対する補てつ物等を製作する患者の割合は、平均 35%（0～100%）であった。

5. 職員数

総職員数は平均 7.0 名（1～80 名）で、そのうち歯科医師数が平均 1.7 名（1～12 名）、歯科技工士数は平均 0.4 名（1～10 名）であった。

6. 補てつ物等の製作

補てつ物等の製作場所としては、「すべてを歯科技工所に委託」が 43.4%で最も多く、次いで「大部分を歯科技工所に委託、一部は院内」が 28.3%であり、これらで 71.7%を占

めていた。「一部を歯科技工所に委託、大部分は院内」が18.2%であった。「すべてを院内で製作」とした歯科医療機関は2.1%にすぎなかった（図2-1）。

また、製作を委託している歯科技工所数は、平均2.8カ所であり、1種類の補てつ物等を複数の歯科技工所に委託するケース（種類）の有無を尋ねたところ、「ない」が74.1%であった（図2-2）。

補てつ物等の製作を委託した際のトラブルでは、「ない・ほとんどない」が81.7%であった（図2-3）。

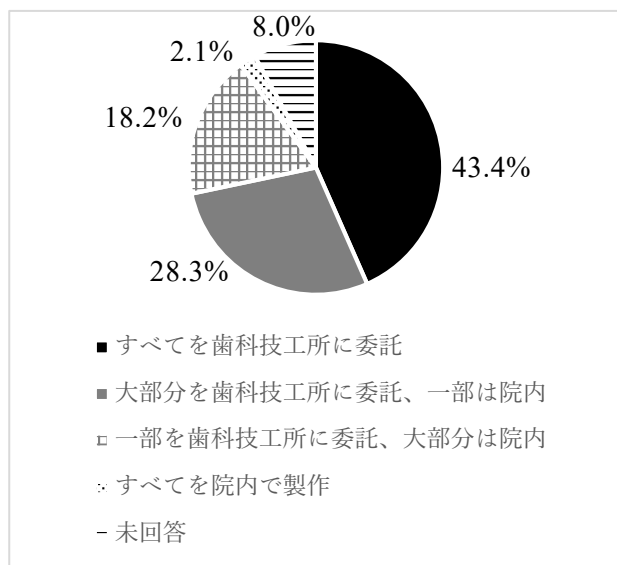


図2-1 補てつ物等の製作場所

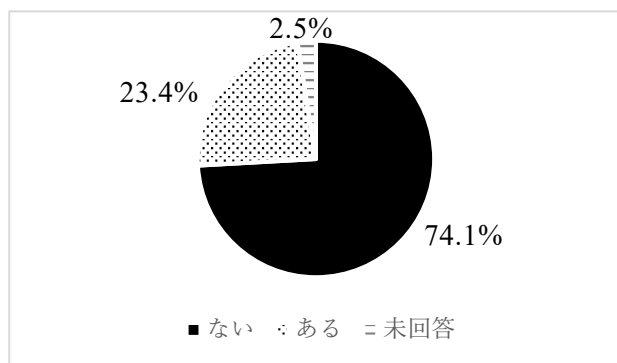


図2-2 1種類の補てつ物等を複数の歯科技工所に委託するケース（種類）

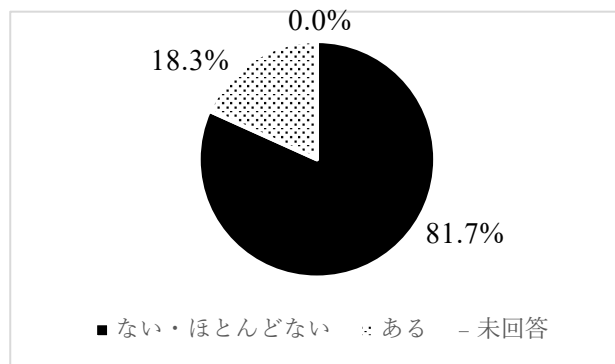


図2-3 補てつ物等の製作を委託した際のトラブル

7. 歯科技工所との契約

補てつ物等の製作委託に関して、歯科技工所と契約書を取り交わしている歯科医療機関は15.2%であった（図2-4）。また、契約書を取り交わしている場合の契約項目としては、「契約内容」と「報酬金額」が多かった（図2-5）。

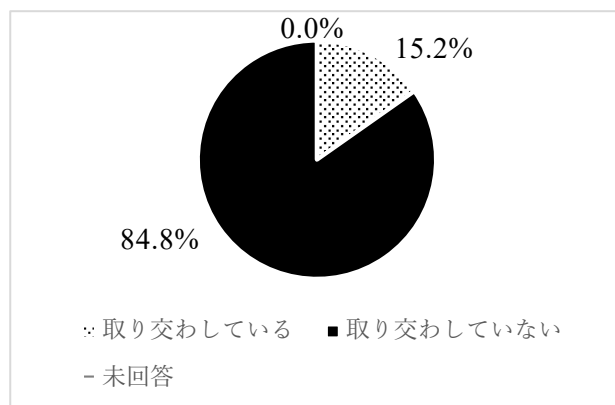


図2-4 補てつ物等の製作委託に関する歯科技工所との契約

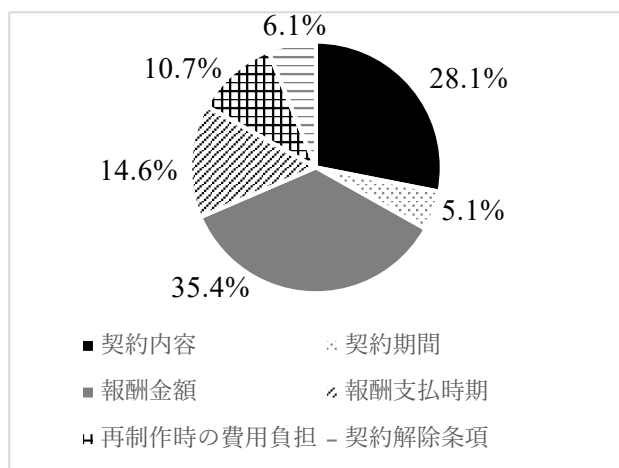


図 2-5 契約項目

8. 海外技工

海外技工に関する通知のうち、「国外で作成された補てつ物等の取り扱いについて」を知っている歯科医療機関は、知らないものよりも多かったが、「補てつ物等の作成を国外に委託する場合の使用材料の指示等について」や「歯科医療における補てつ物等のトレーサビリティに関する指針について」においては、「知らない」とする歯科医療機関が多かった（図 2-6,7,8）。また、海外技工の発注経験のある歯科医療機関は 5.4%と少なく、そのうち現在も発注している歯科医療機関は 3.1%であった（図 2-9）。海外技工の発注物としては「有床義歯」が多く、発注先としては「中国」が多かった。外注技工に占める海外技工の割合が「1%未満」の歯科医療機関が多く、海外技工の最大の発注理由としては、「国内で製作する技術・材料がない」や「取引先の歯科技工所の勧め」が多かった。海外技工の発注経験がある歯科医療機関のうち、発注に際して患者の同意を得ているところは 41.9%であった（図 2-10）。

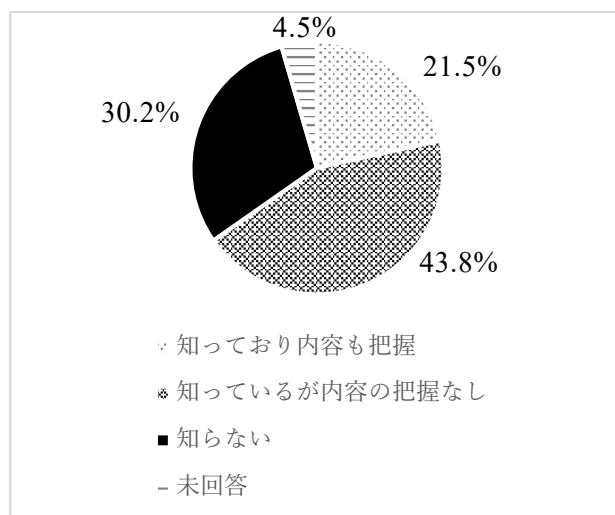


図 2-6 通知の認知（国外で作成された補てつ物等の取り扱いについて）

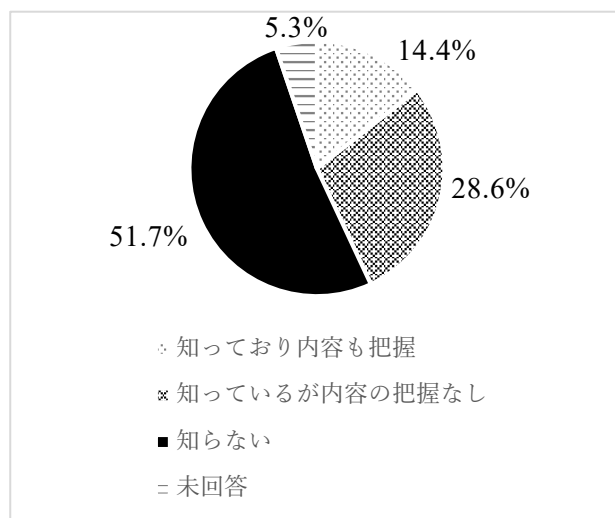


図 2-7 通知の認知（補てつ物等の作成を国外に委託する場合の使用材料の指示等について）

(資料 3-2 : 集計表(歯科医療機関)参照)

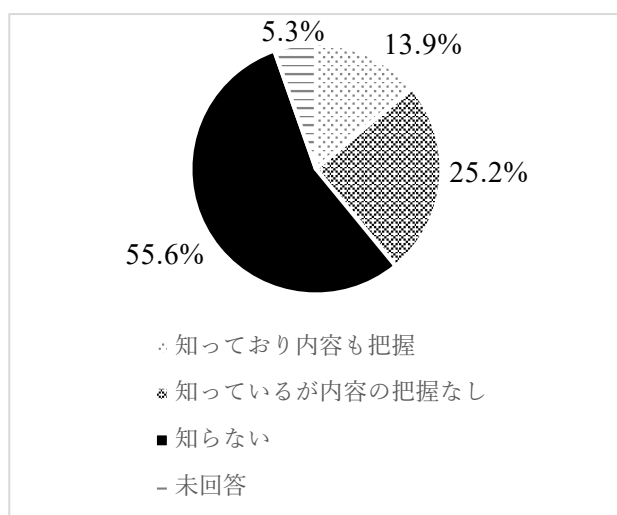


図 2-8 通知の認知（歯科医療における補てつ物等のトレーサビリティに関する指針について）

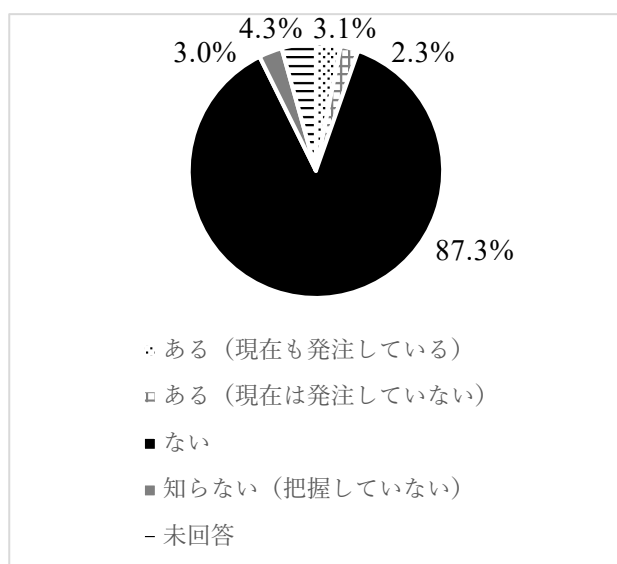


図 2-9 海外技工の発注経験

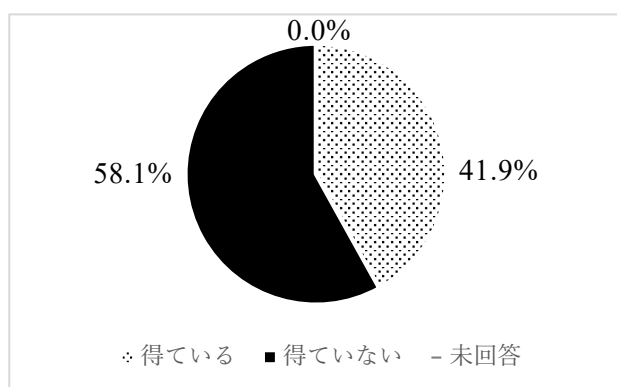


図 2-10 海外技工の発注に際しての患者の同意

[3-1] 歯科技工士（歯科技工所勤務）への質問票調査

1. 調査対象の勤務地と発送数・回収数

調査対象の地域、発送数、回収数は以下の通りであった（表 3-1-1）。

表 3-1-1 調査対象の地域と発送数・回収数

地域(地区)	発送数	回収数
福島県(北海道・東北)	107	10
千葉県(関東・甲信越)	789	62
愛知県(東海・北陸)	1285	96
大阪府(近畿)	1171	78
広島県(中国・四国)	359	45
熊本県(九州・沖縄)	298	24
未回答		4
合計	4,009	319

2. 性別、年齢

調査対象の性別をみると、「男性」90.9%、「女性」8.8%であり、男性の割合が高かった（図 3-1-1）。また、年齢は中央値で 54 歳（22～79 歳）であった。

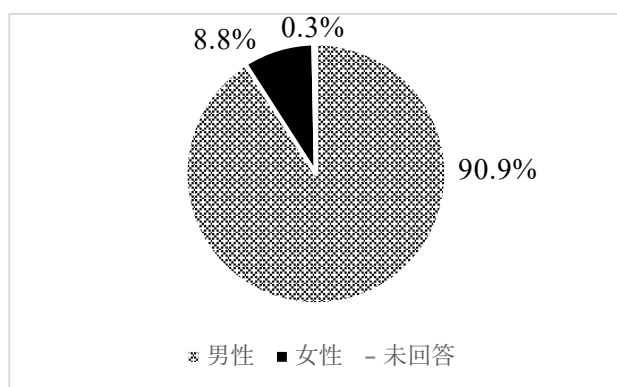


図 3-1-1 性別

3. 就業先、就業年数

現在の就業先は、「歯科技工所（管理者）」が 72.7%で最も多く、次いで「歯科技工所（勤務者）」が 25.7%であった（図 3-1-2）。また、歯科技工士としての就業年数は中央値

で 32 年（0.7～64 年）であり、現在就業している場所は中央値で 2 カ所目（1～24 カ所）、現在就業している場所には中央値で 19 年（0.7～56 年）勤めていることがわかった。

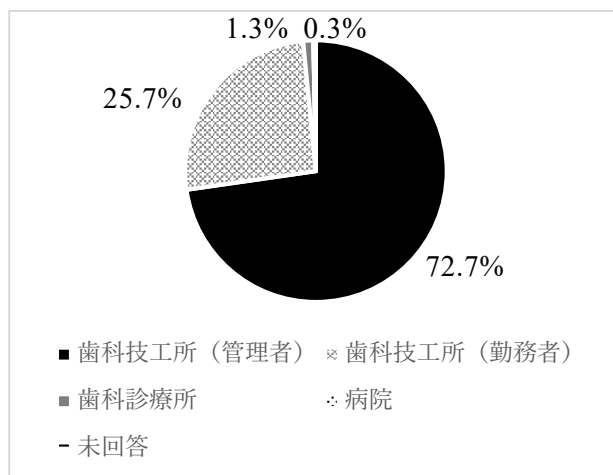


図 3-1-2 現在の就業先

4. 業務形態、製作個数

補てつ物等の製作における業務形態としては、「全患者を 1 人で担当」する形態が最も多く、「患者毎に分担」や「作業工程毎に分担」は少なかった。

また、直近 3 年間での補てつ物等の製作個数の変化では、補てつ物によって異なり、クラウンブリッジは減少傾向であったが、CAD/CAM 冠は増加傾向であった。有床義歯はやや減少傾向、インプラント上部構造や矯正装置はあまり変化がなかった。

製作している補てつ物等の自費の割合は、中央値で 1 割（0～10 割）であった。

5. 年収

歯科技工士としての前年（平成 28 年）の年収は、中央値で 360 万円であった。また、直近 3 年間の年収の変化は、やや減少傾向であった（図 3-1-3）。

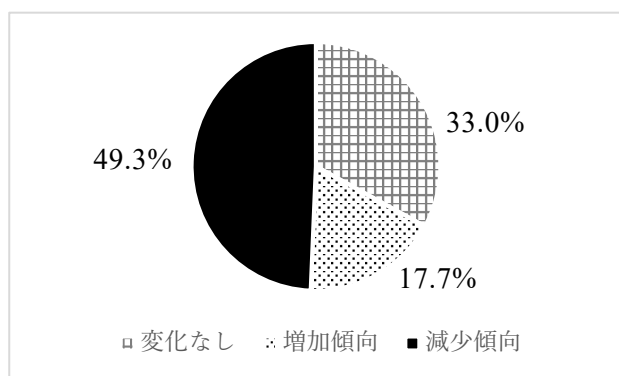


図 3-1-3 直近 3 年間の年収の変化

6. 就労時間、残業時間

1 日平均就労時間は、中央値で 10 時間（2～20 時間）であり、そのうち残業時間は 2 時間であった。また、直近 3 年間の就労時間の変化は、やや減少傾向であった（図 3-1-4）。

さらに、1 カ月の残業時間をみたところ、「ほとんどない」が 30.7%、「45 時間未満」が 15.0%、「45 時間以上」が 13.2%、「80 時間以上」が 9.7%、「100 時間以上」が 18.8% であった（図 3-1-5）。

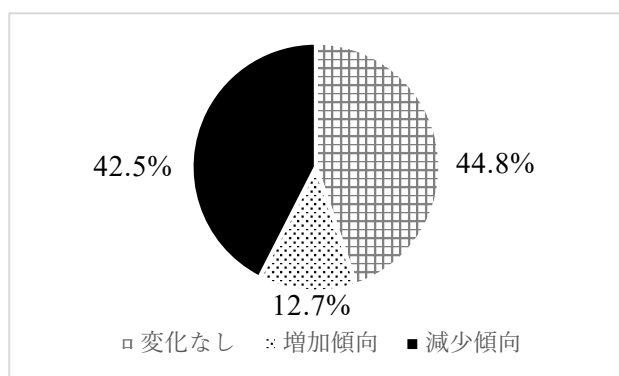


図 3-1-4 直近 3 年間の就労時間の変化

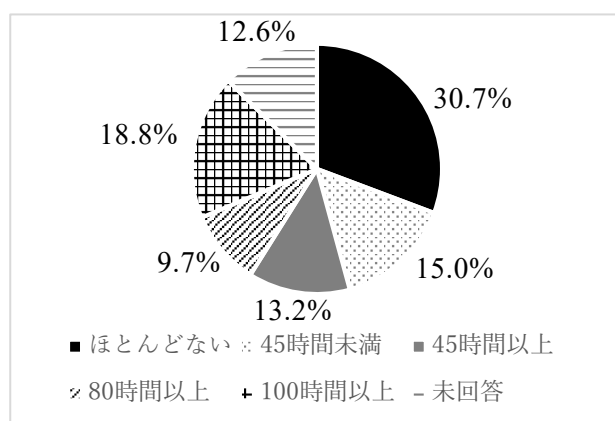


図 3-1-5 1 カ月の残業時間

7. 職務内容に対する意識

8 つの質問項目のうち、「社会の人々は、私の仕事を尊敬するに値する仕事だと思っている」の質問と「私は仕事をしていて着実な人生設計がたてられる」の質問において、「肯定あるいは肯定的」な意見よりも、「否定あるいは否定的」な意見の方が多かった（図 3-1-6～13）。

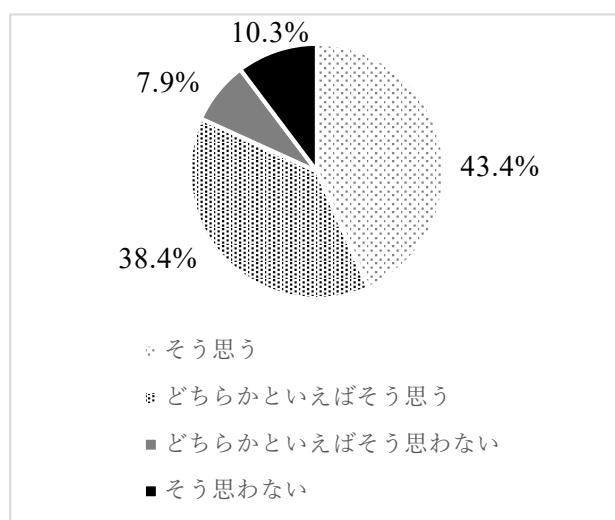


図 3-1-6 職務内容に対する意識（私は今の仕事に興味をもっている）

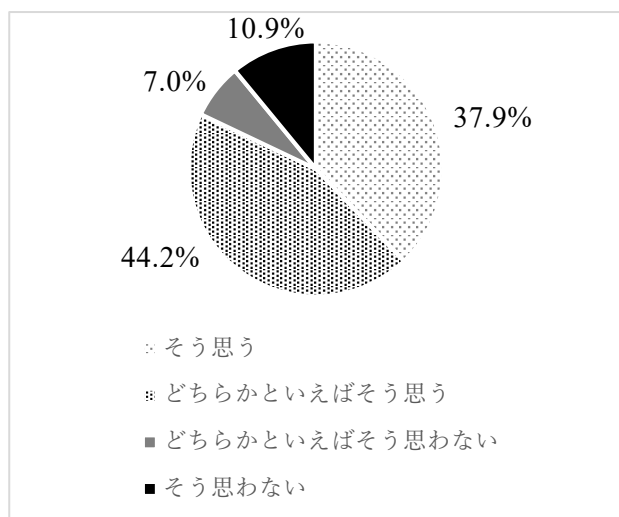


図 3-1-7 職務内容に対する意識（私は仕事を通じて全体として成長した）

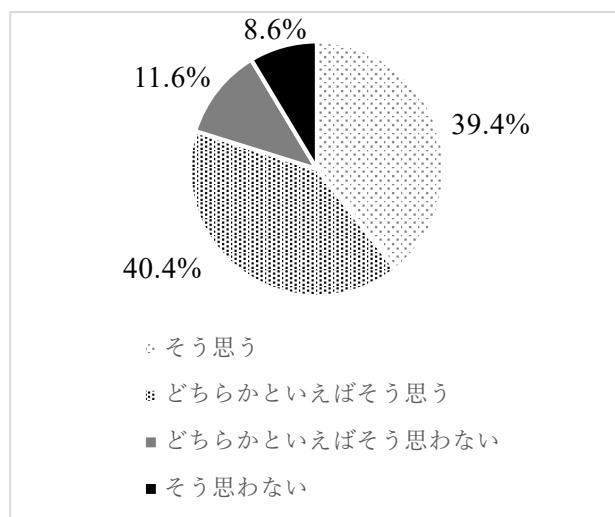


図 3-1-9 職務内容に対する意識（今の仕事は私に適している）

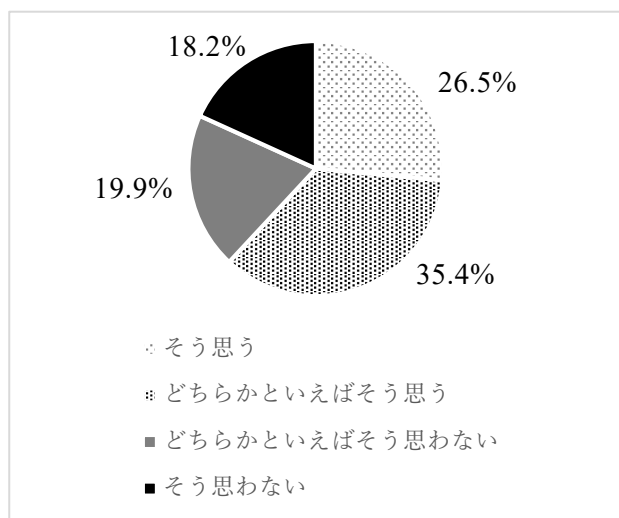


図 3-1-8 職務内容に対する意識（私は歯科技工所や歯科診療所に勤めていたり開業していることを誇らしく思う）

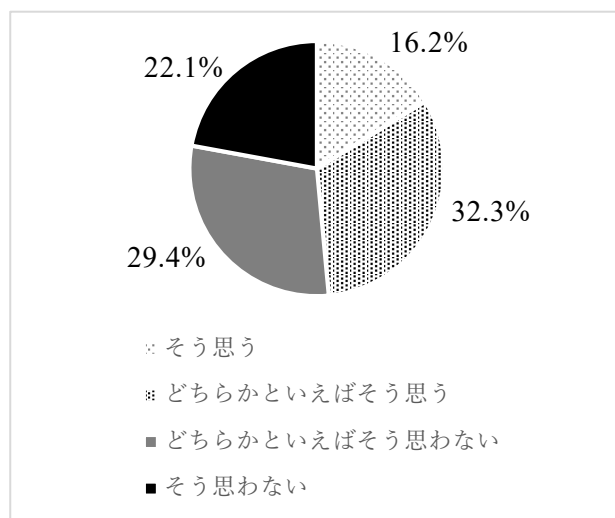


図 3-1-10 職務内容に対する意識（社会の人々は、私の仕事を尊敬するに値する仕事だと思っている）

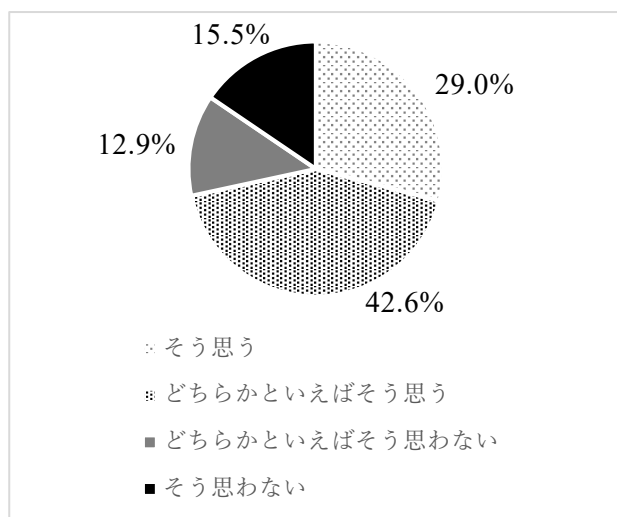


図 3-1-11 職務内容に対する意識（私の仕事は「やり甲斐のある仕事をした」というかんじが得られる）

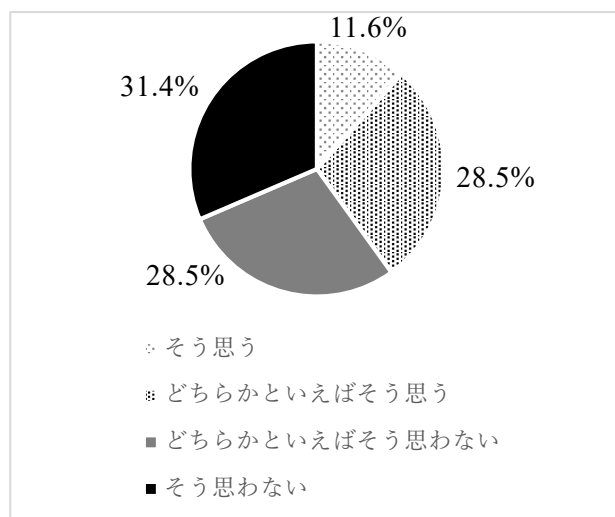


図 3-1-13 職務内容に対する意識（私は仕事をしていて着実な人生設計がたてられる）

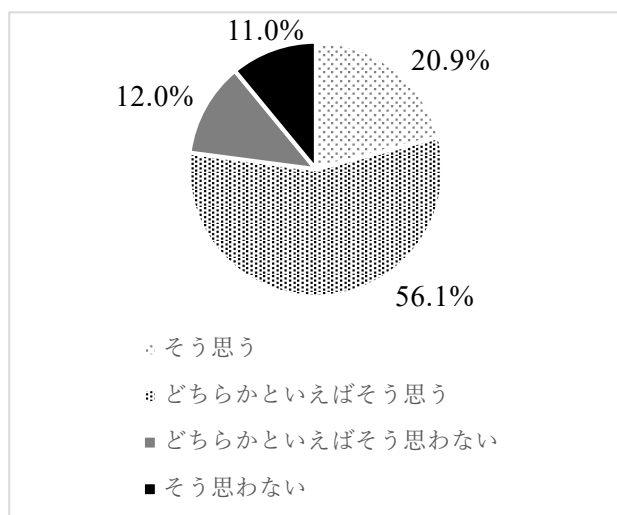


図 3-1-12 職務内容に対する意識（私は同僚や受託している歯科医療機関のみんなに認められている）

8. 学習手段

よく利用する歯科技工に関する学習手段は、「専門誌」（55.5%）や「メーカー主催の研修会」（40.1%）が多く挙げられていた（表 3-1-2）。

表 3-1-2 よく利用する歯科技工に関する学習手段

歯科技工士会等の生涯研修事業	23.5%
各種学会の学術大会	22.6%
スタディグループ	17.6%
メーカー主催の研修会	40.1%
専門誌	55.5%
卒後研修事業	6.0%
その他	5.3%

（資料 3-3-1：集計表(歯科技工士：歯科技工所勤務)参照）

[3-2] 歯科技工士（歯科医療機関勤務）への質問票調査

1. 調査対象の勤務地と発送数・回収数

調査対象の地域、発送数、回収数は以下の通りであった（表 3-2-1）。

表 3-2-1 調査対象の地域と発送数・回収数

地域(地区)	発送数	回収数
福島県(北海道・東北)	110	40
千葉県(関東・甲信越)	150	12
愛知県(東海・北陸)	127	23
大阪府(近畿)	98	25
広島県(中国・四国)	140	49
熊本県(九州・沖縄)	125	16
未回答		2
合計	750	167

2. 性別、年齢

調査対象の性別をみると、「男性」76.6%、「女性」22.8%であり、男性の割合が高かった（図 3-2-1）。また、年齢は中央値で 49 歳（20～80 歳）であった。

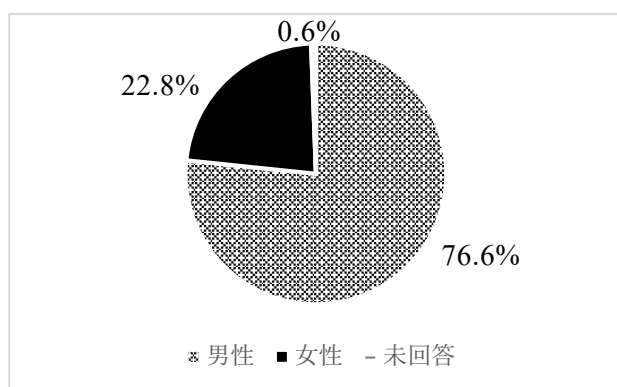


図 3-2-1 性別

3. 就業先、就業年数

現在の就業先は、「歯科診療所（企業内診療所も含む）」が 84.4%で最も多かった（図 3-2-2）。また、歯科技工士としての就業年数は中央値で 27 年（0.5～62 年）であり、現

在就業している場所は中央値で 2 カ所目（1～8 カ所）、現在就業している場所には中央値で 20.5 年（0.2～48 年）勤めていることがわかった。

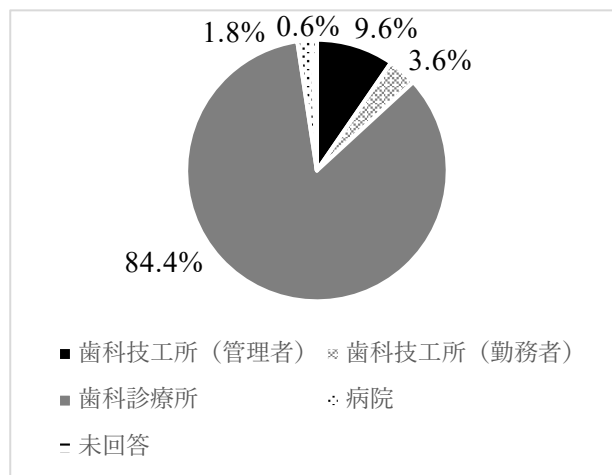


図 3-2-2 現在の就業先

4. 業務形態、製作個数

補てつ物等の製作における業務形態としては、「全患者を 1 人で担当」する形態が最も多く、「患者毎に分担」や「作業工程毎に分担」は少なかった。

また、直近 3 年間で補てつ物等の製作個数の変化は、補てつ物によって異なり、クラウンブリッジは減少傾向であったが、CAD/CAM 冠は増加傾向であった。有床義歯やインプラント上部構造や矯正装置などはやや減少傾向であった。

製作している補てつ物等の自費の割合は、中央値で 1 割（0～10 割）であった。

5. 年収

歯科技工士としての前年（平成 28 年）の年収は、中央値で 400 万円であった。また、直近 3 年間の年収の変化は、やや増加傾向であった（図 3-2-3）。

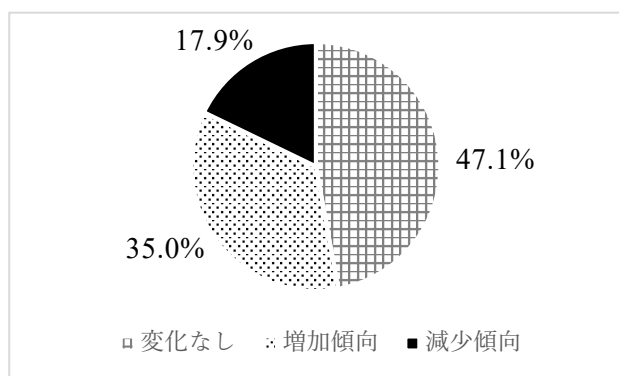


図 3-2-3 直近 3 年間の年収の変化

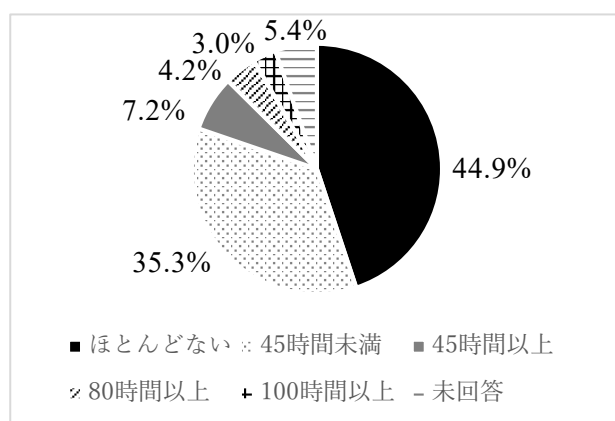


図 3-2-5 1 カ月の残業時間

6. 就労時間、残業時間

1 日平均就労時間は、中央値で 8 時間（3～18 時間）であり、そのうち残業時間は 1 時間であった。また、直近 3 年間の就労時間の変化は、やや減少傾向であった（図 3-2-4）。さらに 1 カ月の残業時間をみたところ、「ほとんどない」が 44.9%、「45 時間未満」が 35.3%、「45 時間以上」が 7.2%、「80 時間以上」が 4.2%、「100 時間以上」が 3.0%であった（図 3-2-5）。

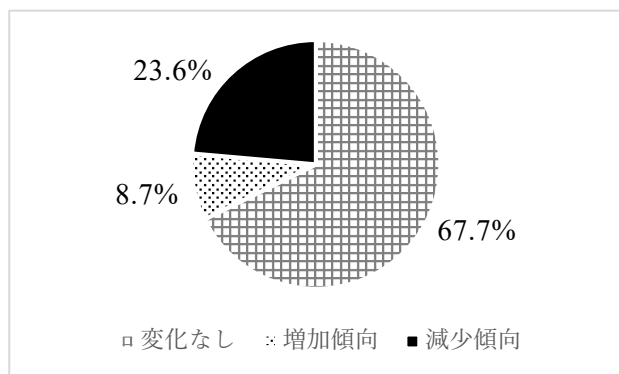


図 3-2-4 直近 3 年間の就労時間の変化

7. 職務内容に対する意識

すべての質問において「肯定あるいは肯定的」な意見が過半数をしめていたが、「社会の人々は、私の仕事を尊敬するに値する仕事だと思っている」の質問と「私は仕事をしていて着実な人生設計がたてられる」の質問において、「否定あるいは否定的」な意見の割合が多かった（図 3-2-6～13）。

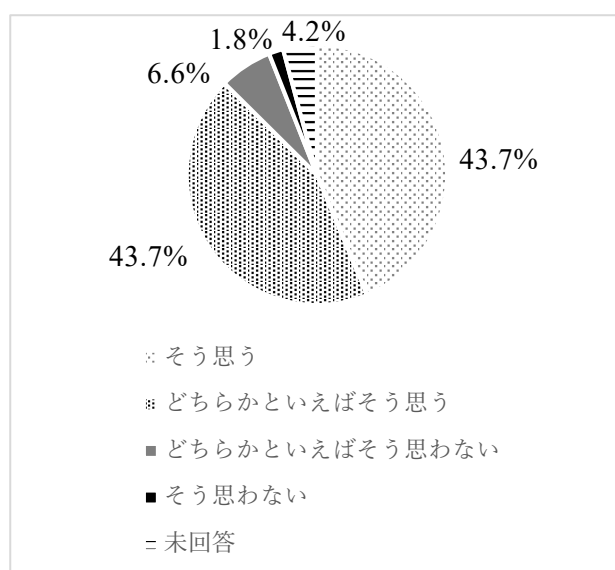


図 3-2-6 職務内容に対する意識（私は今の仕事に興味をもっている）

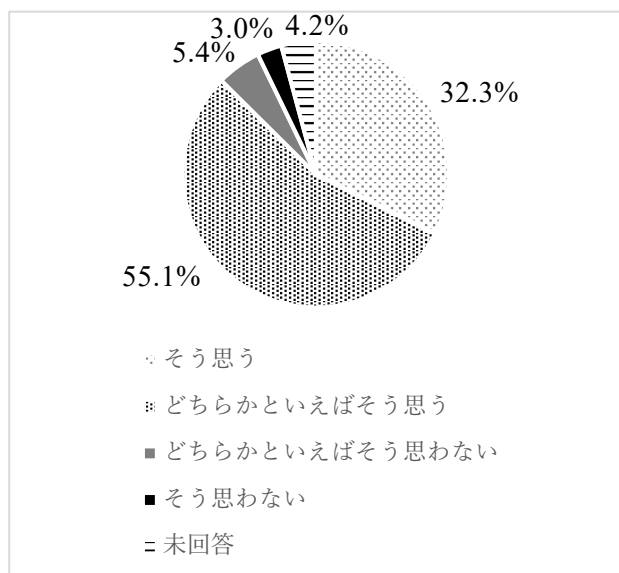


図 3-2-7 職務内容に対する意識（私は仕事を通じて全体として成長した）

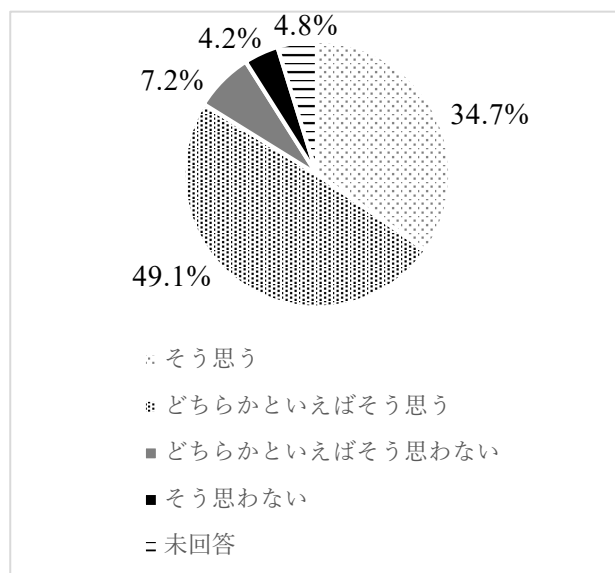


図 3-2-9 職務内容に対する意識（今の仕事は私に適している）

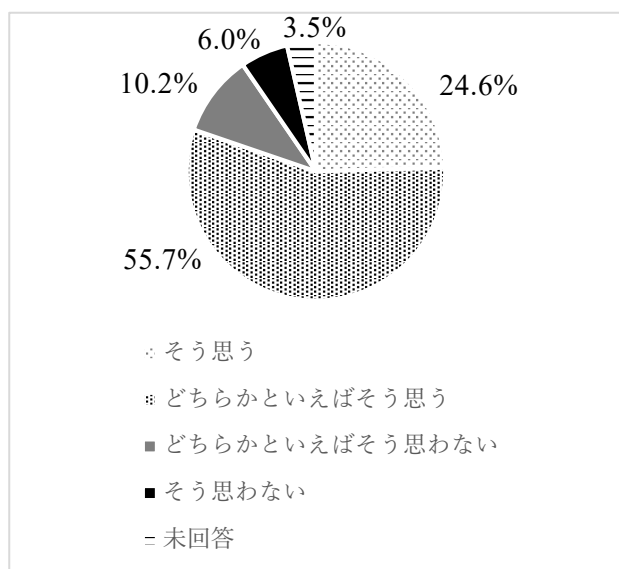


図 3-2-8 職務内容に対する意識（私は歯科技工所や歯科診療所に勤めていたり開業していることを誇らしく思う）

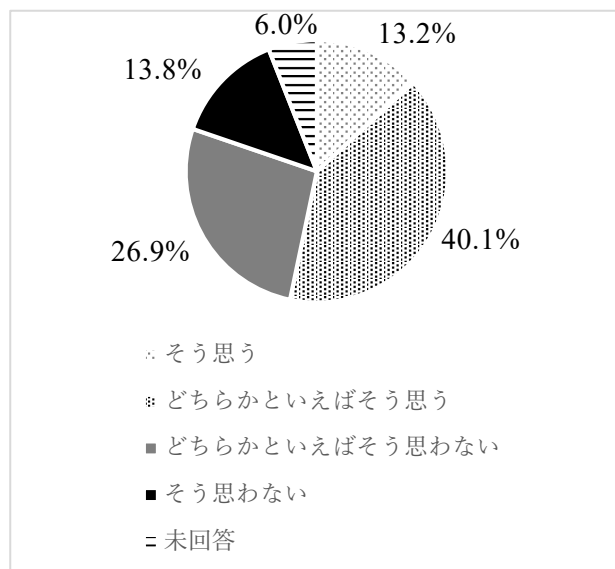


図 3-2-10 職務内容に対する意識（社会の人々は、私の仕事を尊敬するに値する仕事だと思っている）

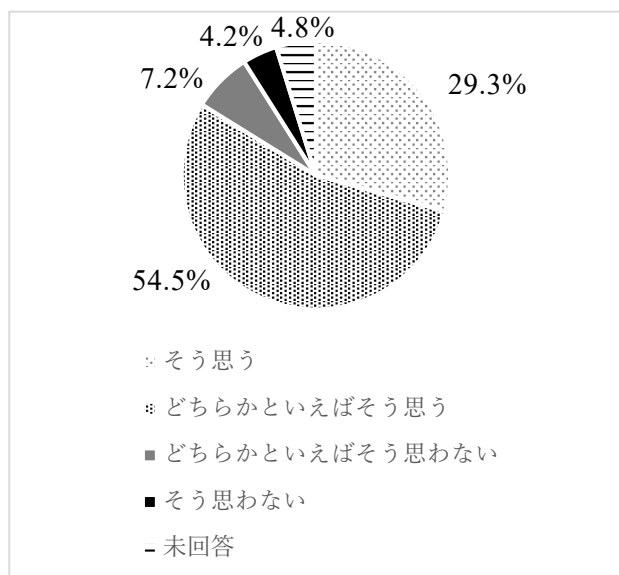


図 3-2-11 職務内容に対する意識（私の仕事は「やり甲斐のある仕事をした」というかんじが得られる）

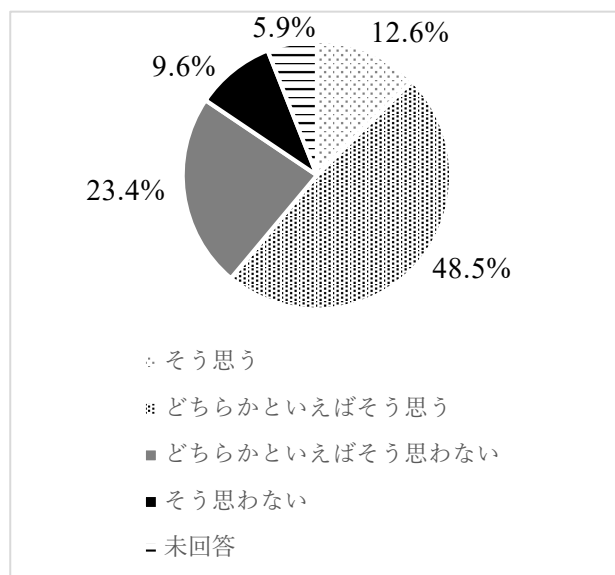


図 3-2-13 職務内容に対する意識（私は仕事をしていて着実な人生設計がたてられる）

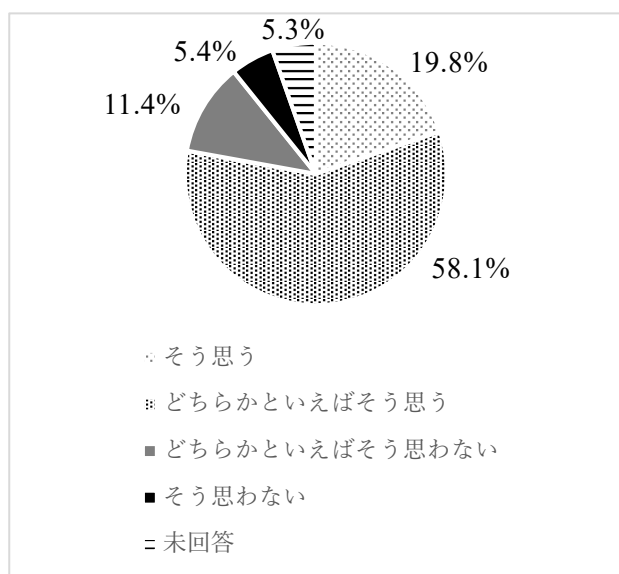


図 3-2-12 職務内容に対する意識（私は同僚や受託している歯科医療機関のみんなに認められている）

8. 学習手段

よく利用する歯科技工に関する学習手段としては、「専門誌」（61.1%）や「メーカー主催の研修会」（33.5%）を多く挙げていた（表 3-2-2）。

表 3-2-2 よく利用する歯科技工に関する学習手段

歯科技工士会等の生涯研修事業	18.6%
各種学会の学術大会	13.8%
スタディグループ	9.0%
メーカー主催の研修会	33.5%
専門誌	61.1%
卒後研修事業	4.2%
その他	11.4%

（資料 3-3-2：集計表(歯科技工士：歯科医療機関勤務)参照）

[3-3] 歯科技工士（歯科技工所フルタイム勤務）と歯科技工士（歯科医療機関フルタイム勤務）とのクロス集計

1. 勤務地

歯科技工士（歯科医療機関フルタイム勤務）の勤務地は、福島県（北海道・東北地区）と広島県（中国・四国地区）が他の4県に比べ有意に多かった（ $p<0.01$ 、図 3-3-1）。

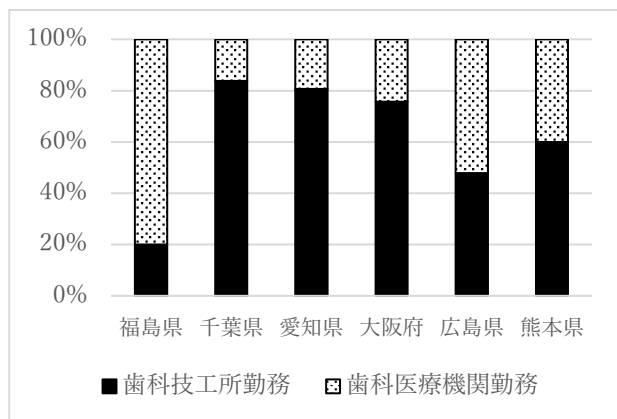


図 3-3-1 勤務地

2. 性別

歯科技工士（歯科医療機関フルタイム勤務）は女性が有意に多かった（ $p<0.01$ 、図 3-3-2）。

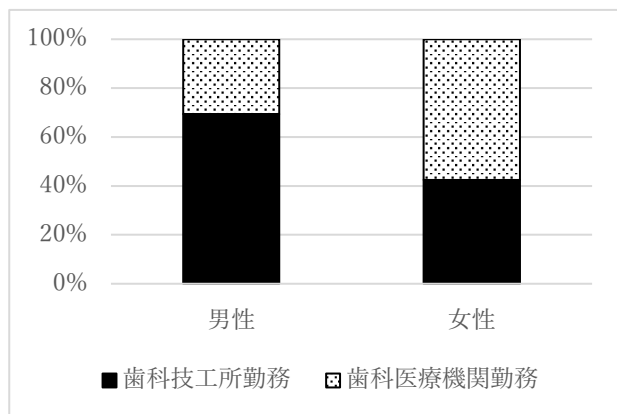


図 3-3-2 性別

3. 年齢

歯科技工士（歯科医療機関フルタイム勤務）は若い世代が有意に多かった（ $p<0.01$ 、図 3-3-3）。

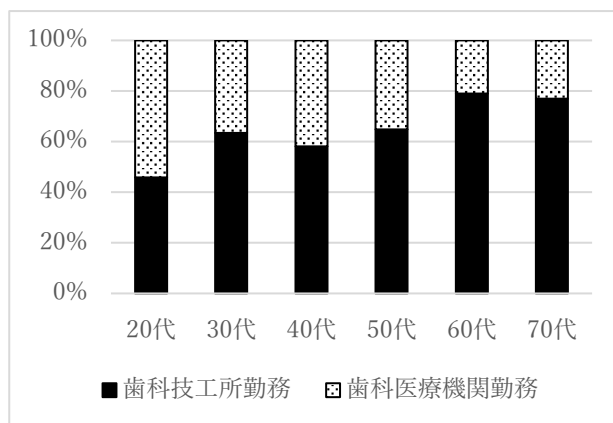


図 3-3-3 年齢

4. 就業年数（総年数）

歯科技工士（歯科医療機関フルタイム勤務）は就業年数の短い者が有意に多かった（ $p<0.05$ 、図 3-3-4）。

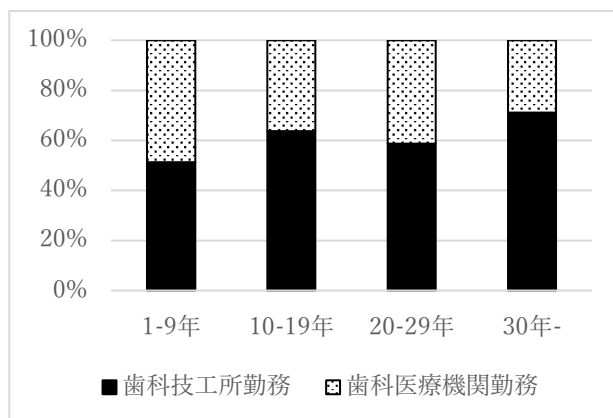


図 3-3-4 就業年数（総年数）

5. 製作個数の変化（3年間）

1) クラウンブリッジ

保険分においても自費分においても、歯科技工士（歯科技工所フルタイム勤務）では減少しており、一方で、歯科技工士（歯科医療機関勤務）では変化がなかった（図 3-3-5,6）。

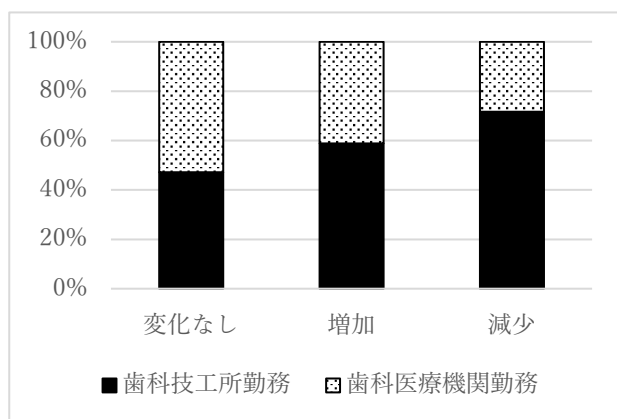


図 3-3-5 製作個数の変化 (CrBr 保険分)

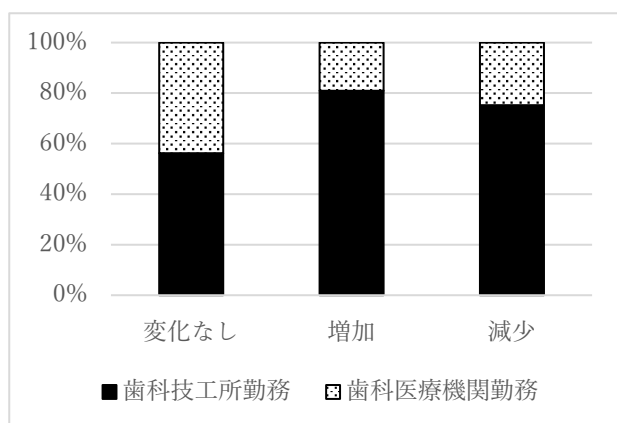


図 3-3-6 製作個数の変化 (CrBr 自費分)

2) CAD/CAM 冠

保険分においても自費分においても、歯科技工士（歯科技工所フルタイム勤務）でも歯科技工士（歯科医療機関フルタイム勤務）でも共に増加傾向であったが、有意差はなかった（図 3-3-7,8）。

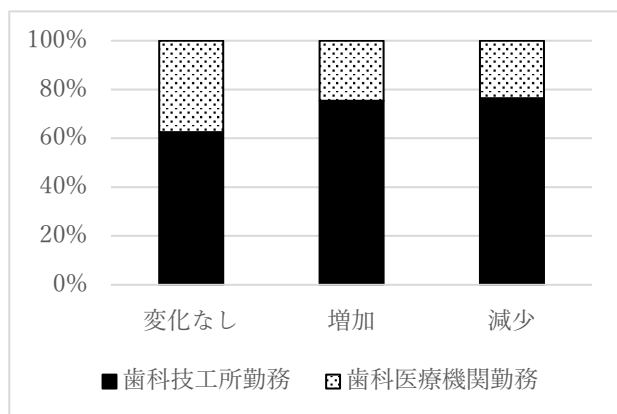


図 3-3-7 製作個数の変化 (CAD/CAM 保険分)

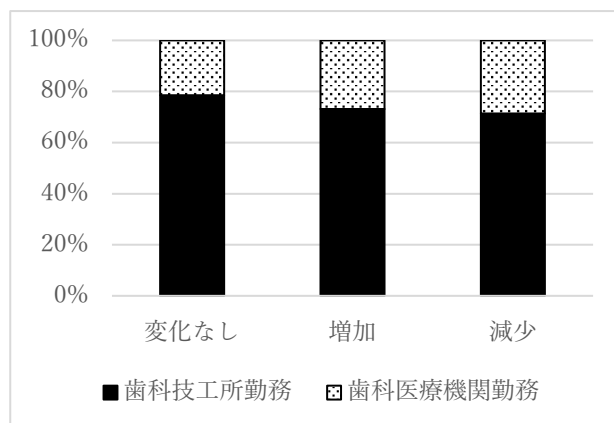


図 3-3-8 製作個数の変化 (CAD/CAM 自費分)

3) 有床義歯

保険診療分において、歯科技工士（歯科医療機関フルタイム勤務）では変化なしが多かったのに比べ、歯科技工士（歯科技工所フルタイム勤務）は有意に変化があり、その変化は「増加」と「減少」に 2 極化していた ($p<0.05$ 、図 3-3-9)。

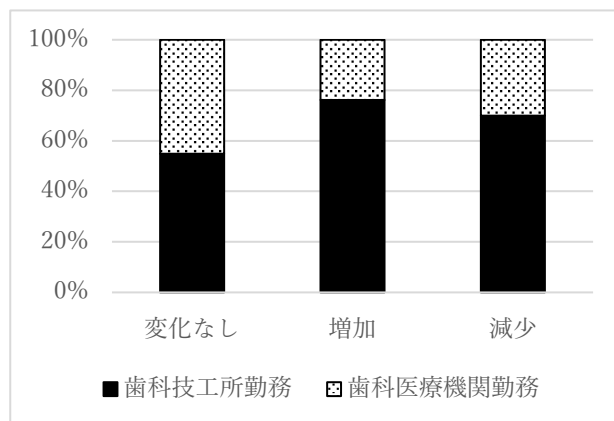


図 3-3-9 製作個数の変化 (有床義歯 保険分)

4) その他

インプラント上部構造においては、歯科技工士（歯科医療機関フルタイム勤務）では変化なしが多かったのに比べ、歯科技工士（歯科技工所フルタイム勤務）は有意に変化があり、その変化は「増加」と「減少」に 2 極化していた ($p<0.05$ 、図 3-3-10)。

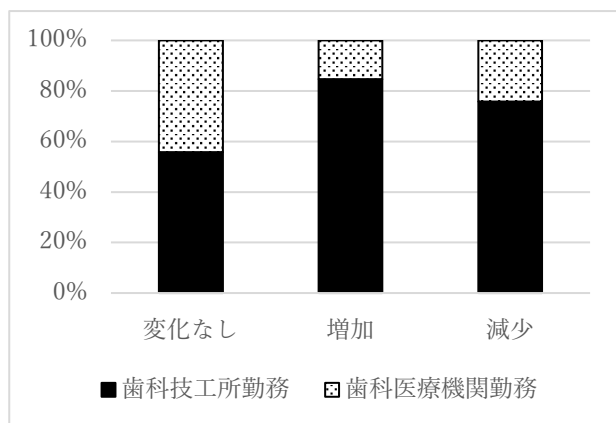


図 3-3-10 製作個数の変化（インプラント）

6. 補てつ物の自費割合

補てつ物の自費の割合は、歯科技工士（歯科技工所フルタイム勤務）と歯科技工士（歯科医療機関フルタイム勤務）では有意差はなかった（図 3-3-11）。

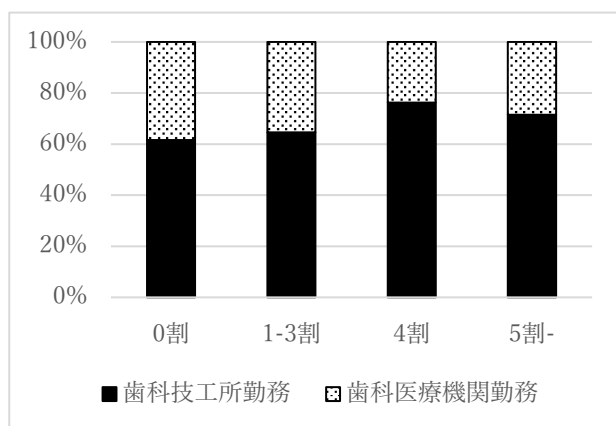


図 3-3-11 補てつ物の自費割合

7. 年収の直近 3 年間の変化

年収の変化では、歯科技工士（歯科医療機関フルタイム勤務）は減少が少なかったが、歯科技工士（歯科技工所フルタイム勤務）は減少が多く、有意の差があった（ $p<0.01$ 、図 3-3-12）。

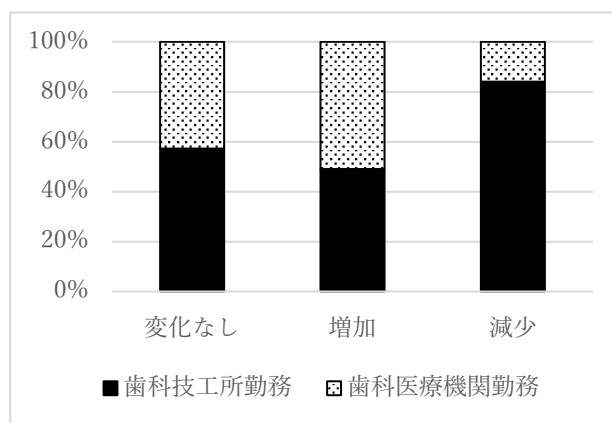


図 3-3-12 年収の直近 3 年間の変化

8. 就労時間、残業時間

1) 1 日平均就労時間

歯科技工士（歯科医療機関フルタイム勤務）の就労時間は、歯科技工士（歯科技工所フルタイム勤務）に比べて有意に短かった（ $p<0.01$ ）。

2) 1 日平均就労時間の直近 3 年間の変化

歯科技工士（歯科医療機関フルタイム勤務）は変化なしが多かったのに比べ、歯科技工士（歯科技工所フルタイム勤務）は有意に変化があり、その変化は「増加」と「減少」に 2 極化していた（ $p<0.01$ 、図 3-3-13）。

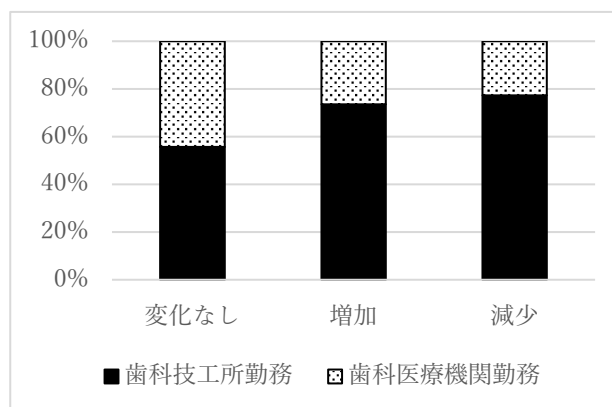


図 3-3-13 1 日平均就労時間の直近 3 年間の変化

3) 1 カ月の残業時間

歯科技工士（歯科医療機関フルタイム勤務）は残業時間の短い者が多かった

($p<0.01$ 、図 3-3-14)。

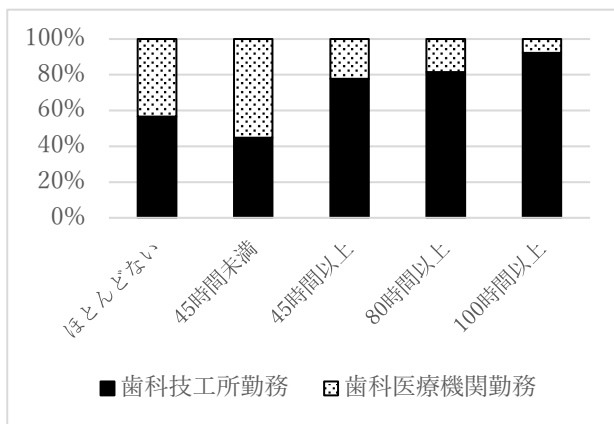


図 3-3-14 1 カ月の残業時間

9. 職務内容に対する意識

歯科技工士（歯科医療機関フルタイム勤務）では「肯定あるいは肯定的」な意見が多かった（図 3-3-15～22）。

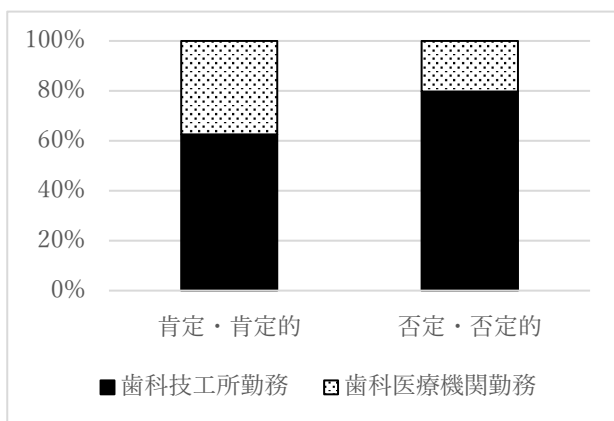


図 3-3-15 職務内容に対する意識（私は今の仕事に興味をもっている）

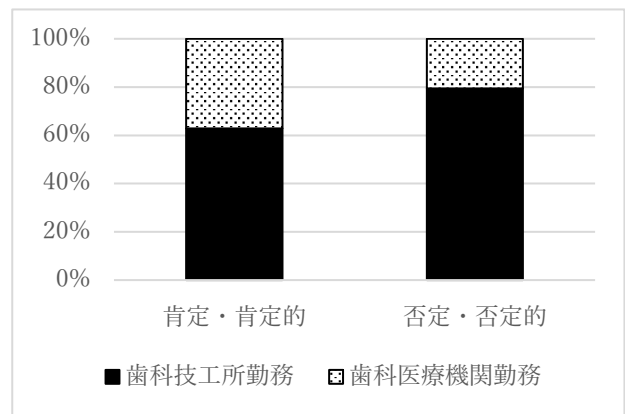


図 3-3-16 職務内容に対する意識（私は仕事を通じて全体として成長した）

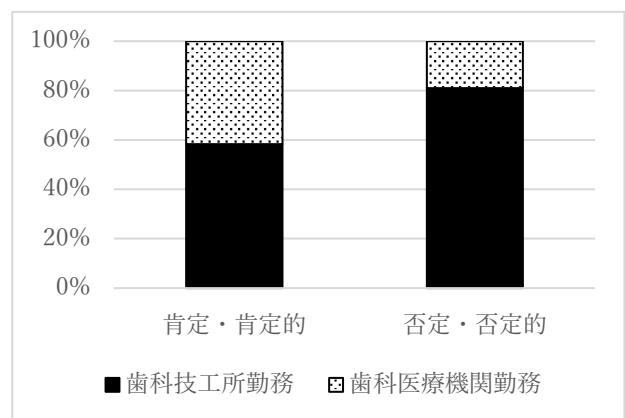


図 3-3-17 職務内容に対する意識（私は歯科技工所や歯科診療所に勤めていたり開業していることを誇らしく思う）

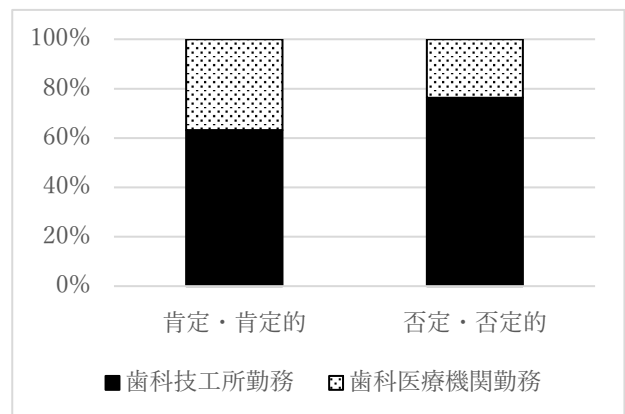


図 3-3-18 職務内容に対する意識（今の仕事は私に適している）

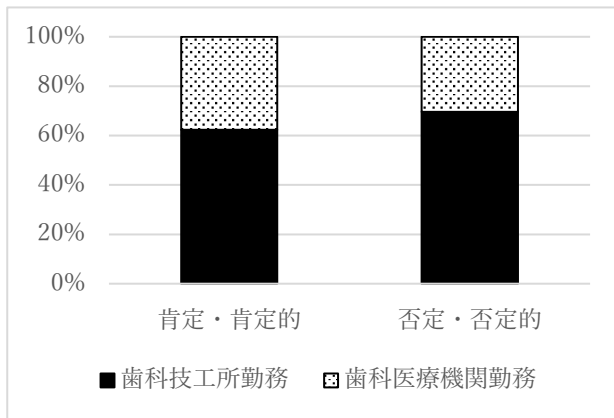


図 3-3-19 職務内容に対する意識（社会の人々は、私の仕事を尊敬するに値する仕事だと思っている）

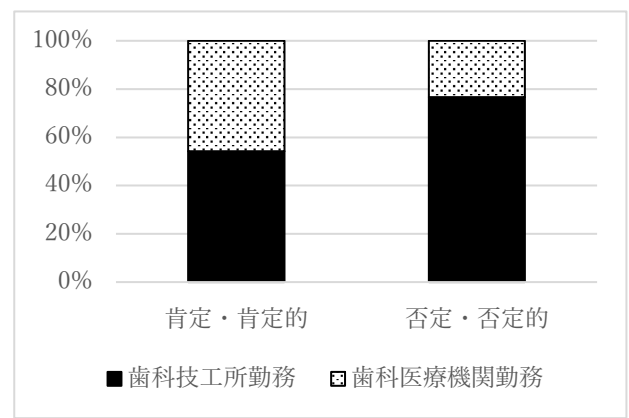


図 3-3-22 職務内容に対する意識（私は仕事をしていて着実な人生設計がたてられる）

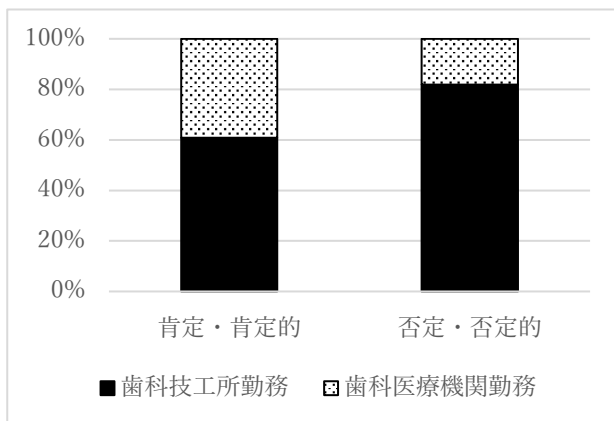


図 3-3-20 職務内容に対する意識（私の仕事は「やり甲斐のある仕事をした」というかんじが得られる）

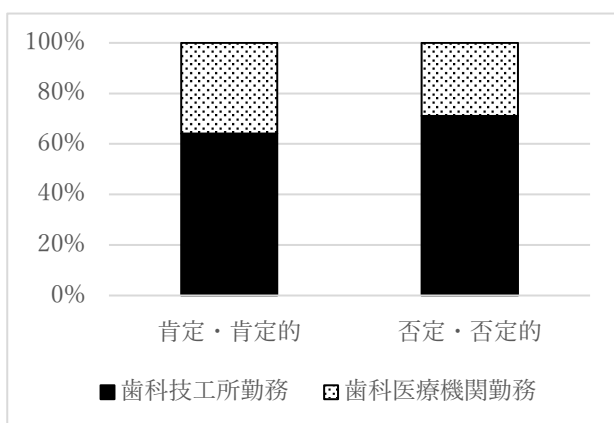


図 3-3-21 職務内容に対する意識（私は同僚や受託している歯科医療機関のみんなに認められている）

[4] 歯科技工所の規模別に行ったクロス集計

1 人歯科技工所と 2 人以上歯科技工所を比較した。1 人歯科技工所では、開業年数が短く（図 4-1）、売上は 1000 万以下が 85%であった（図 4-2）。また、売上は減少傾向が全体の 62%であり、2 人以上技工所の 48%より多かった（図 4-3）。

1 日平均営業時間や 1 日平均就業時間をみると、いずれも 1 人歯科技工所では 8 時間未満が最も多く、次いで 1 日平均営業時間では 10 時間－12 時間未満、1 日平均就業時間では 8 時間－10 時間未満と続いていた（図 4-4,5）。1 カ月休業日数は、1 人歯科技工所の 71%が 6 日未満であった（図 4-6）。

雇用契約の締結をみると、1 人歯科技工所では大部分が不要と回答したが、2 人以上歯科技工所で雇用契約を結んでいるところは半数だった（図 4-7）。また、就業規則の作成をみても、1 人歯科技工所ではほとんどが未作成であったが、2 人以上歯科技工所では作成しているのが 39.6%、さらにその中で届けているのは 27%であった（図 4-8）。

受託している歯科医院数をみると、1 人歯科技工所では 2－3 カ所が最も多く、全体で 5 カ所以下が 76%であった（図 4-9）。受託契約を結んでいるのは、1 人歯科技工所で 6%、2 人以上歯科技工所で 10%であった（図 4-10）。

トラブルをみると、1 人歯科技工所の方がトラブルによる取引中止は少なかった（図 4-11）。また、受託契約を交わしていることとトラブルによる中止との関係をみると、どちらも同じで差がなく、受託契約を交わしているといってトラブルが少ないわけではなかった（図 4-12）。

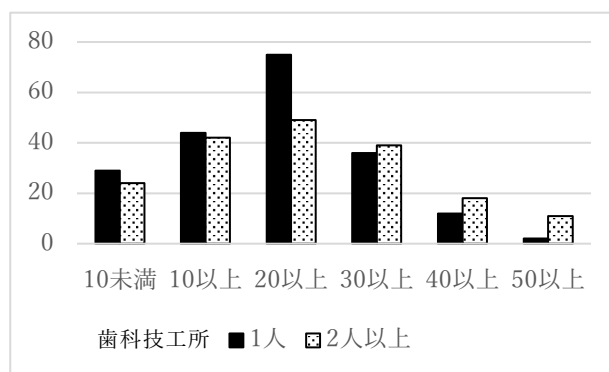


図 4-1 規模別の開業年数

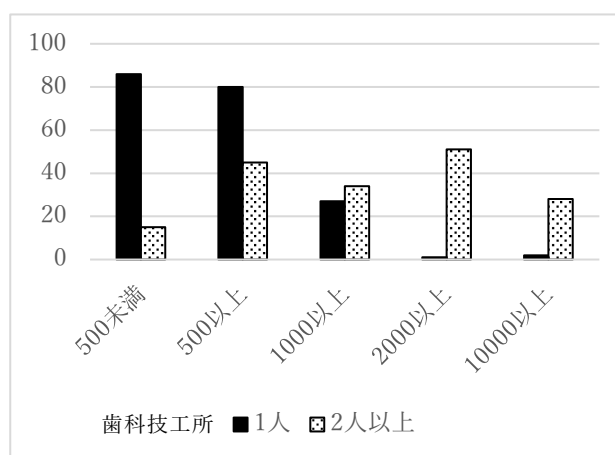


図 4-2 規模別の売上高

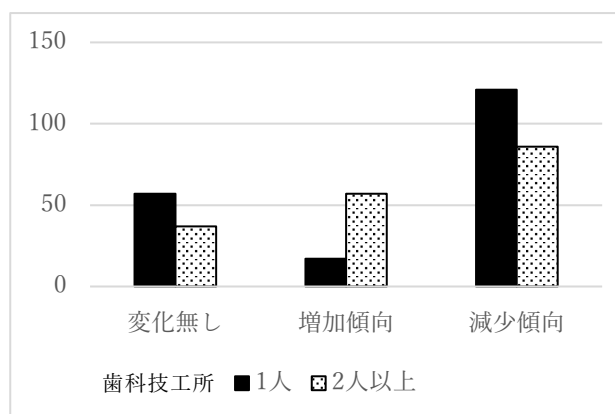


図 4-3 規模別の売上高の変化

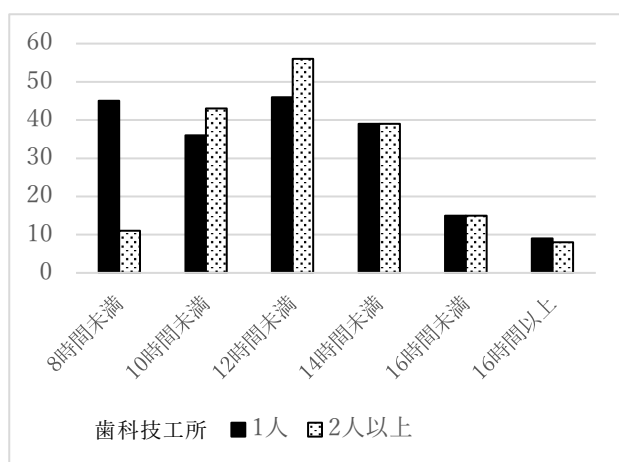


図 4-4 規模別の 1 日平均営業時間

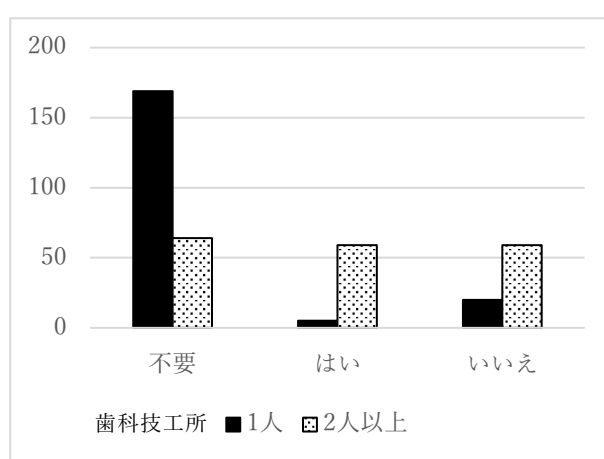


図 4-7 規模別の雇用契約締結状況

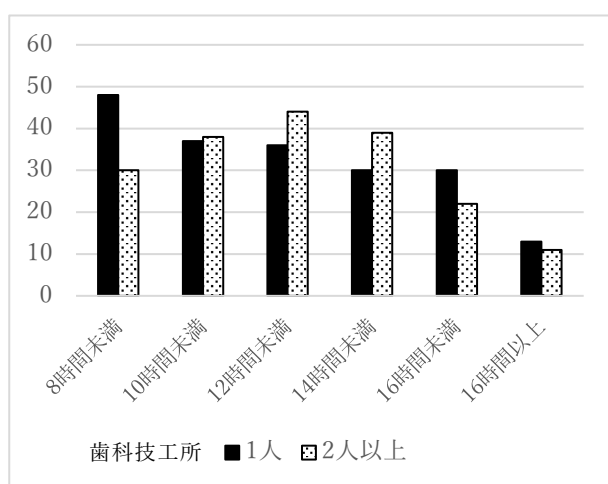


図 4-5 規模別の 1 日平均就労時間

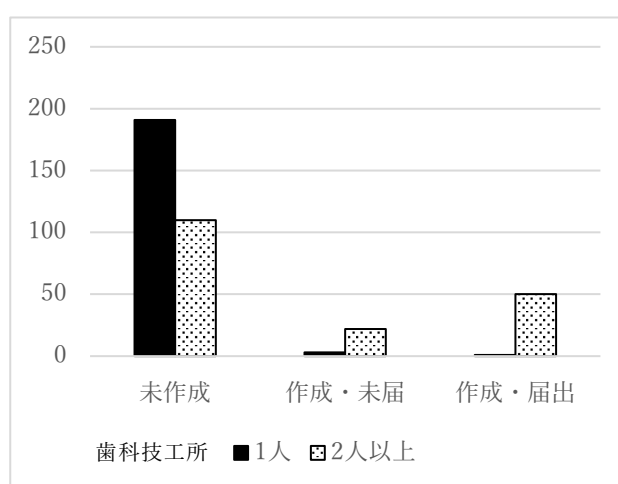


図 4-8 規模別の就業規則作成状況

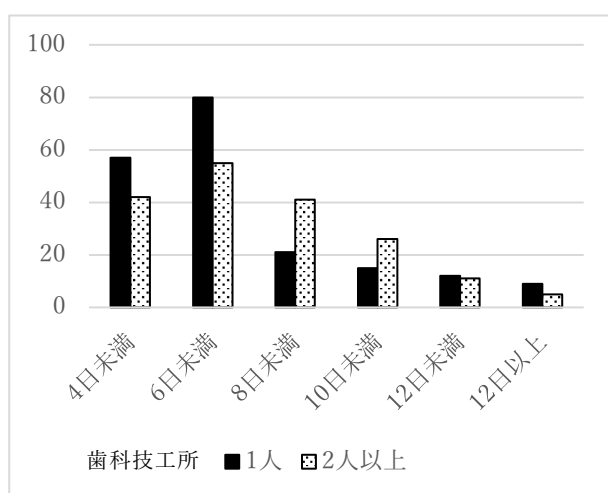


図 4-6 規模別の 1 カ月休業日数

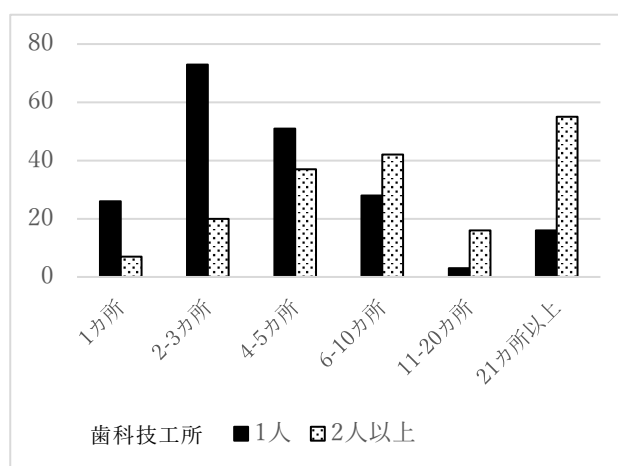


図 4-9 規模別の受託歯科医院数

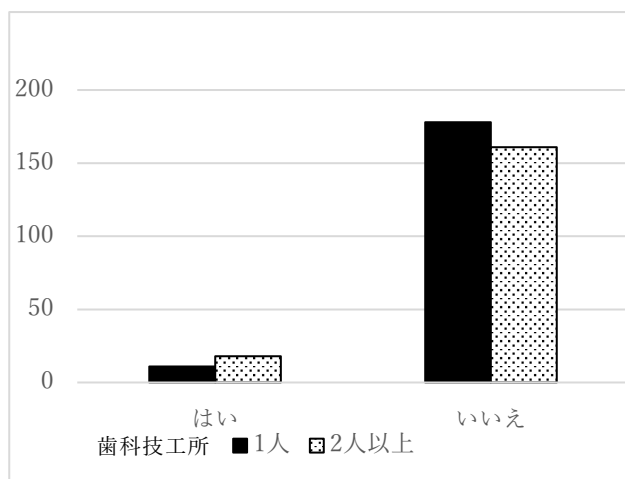


図 4-10 規模別の受託契約締結状況

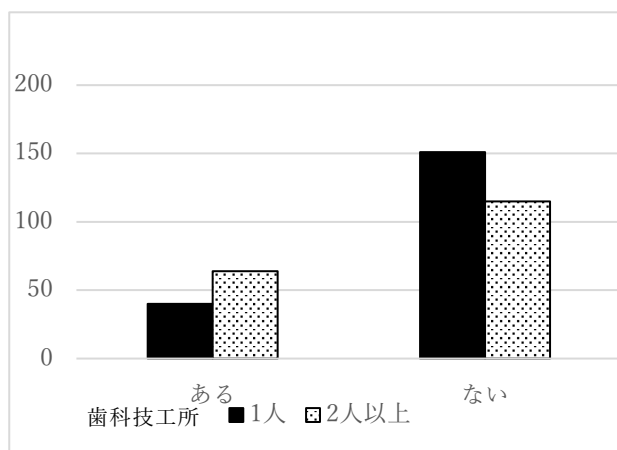


図 4-11 規模別にみた取引中止の有無

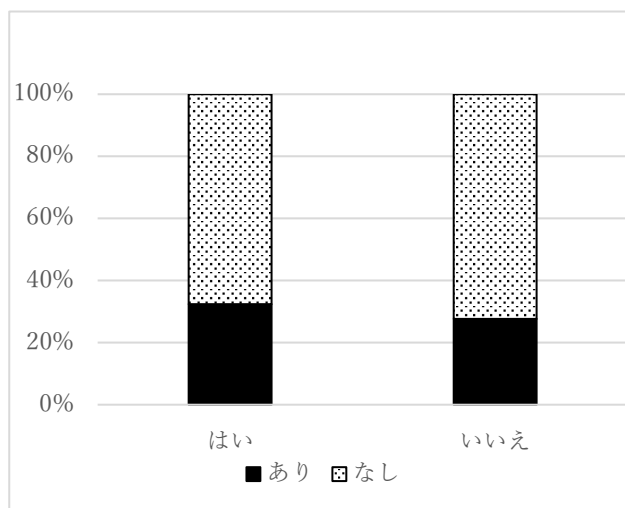


図 4-12 受託契約締結からみた取引中止の有無

[5] 就労時間の長さ（10 時間以上の長時間労働）をもとにしたクロス集計

歯科技工士（歯科技工所フルタイム勤務）を就労時間 10 時間未満と 10 時間以上に分けて分析した。10 時間以上の長時間労働は、男性で多く（図 5-1）、年代では 40 代と 50 代に多く（図 5-2）、就業年数では 10 年－30 年が多かった（図 5-3）。また、自費割合が 2 割－6 割の歯科技工所で最も長時間労働が多かった（図 5-4）。年収は 400 万－799 万で多かった（図 5-5）。1 日の残業時間や 1 月の残業時間が多いと、長時間労働が多かった（図 5-6,7）。就労時間が増加傾向にあると長時間労働が多かった（図 5-8）

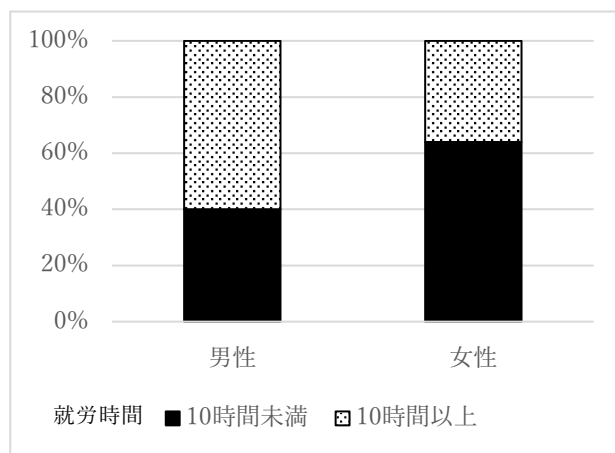


図 5-1 性別の就労時間

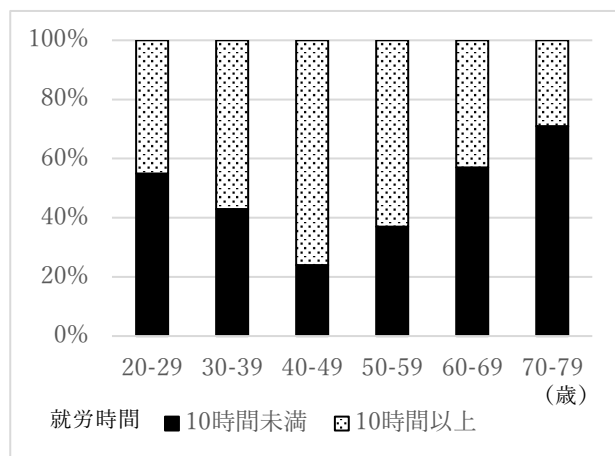


図 5-2 年齢別の就労時間

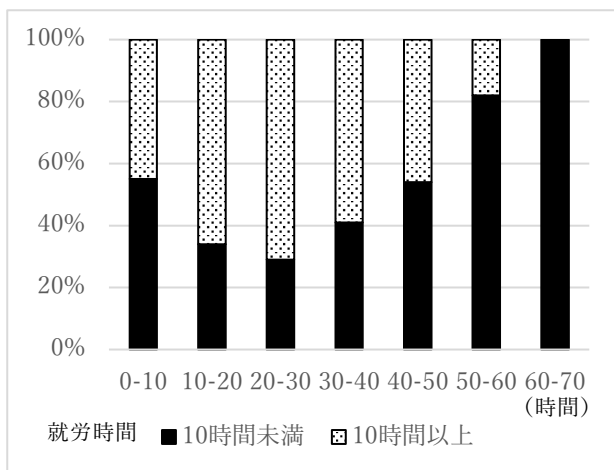


図 5-3 総就業年数別の就労時間

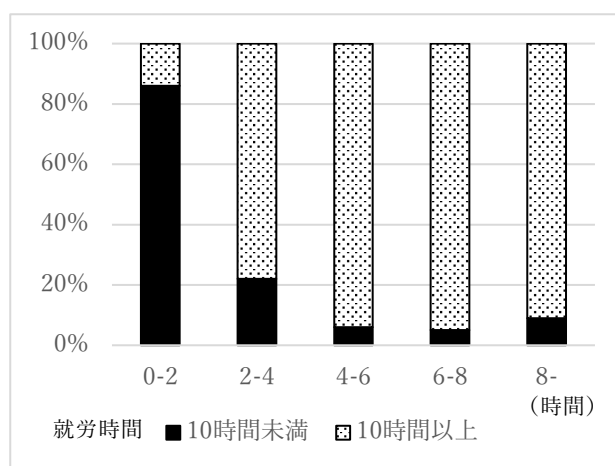


図 5-6 1日の残業時間別の就労時間

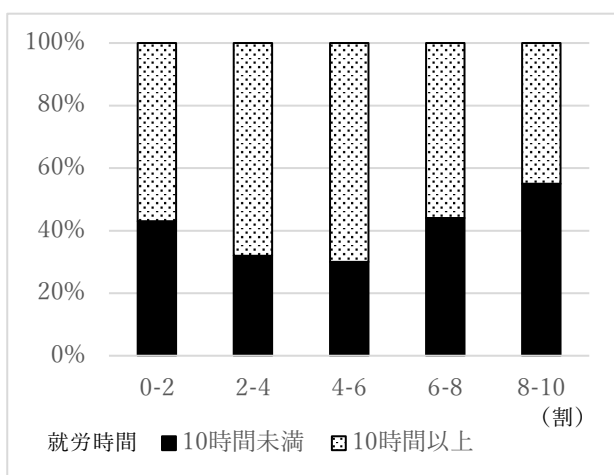


図 5-4 自費割合別の就労時間

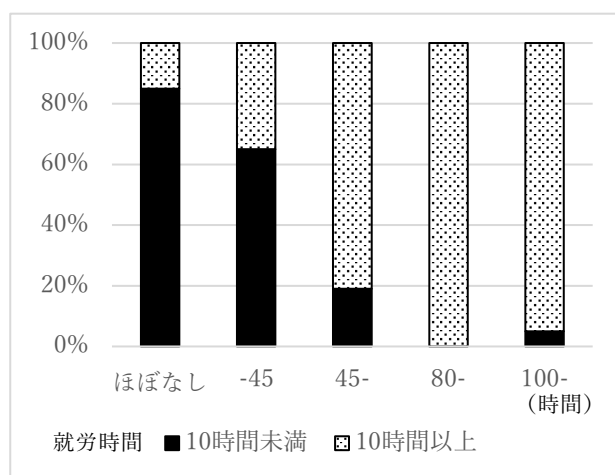


図 5-7 1月の残業時間別の就労時間

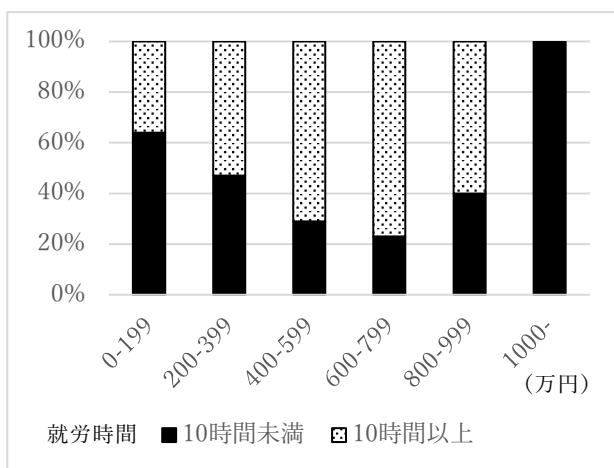


図 5-5 年収別の就労時間

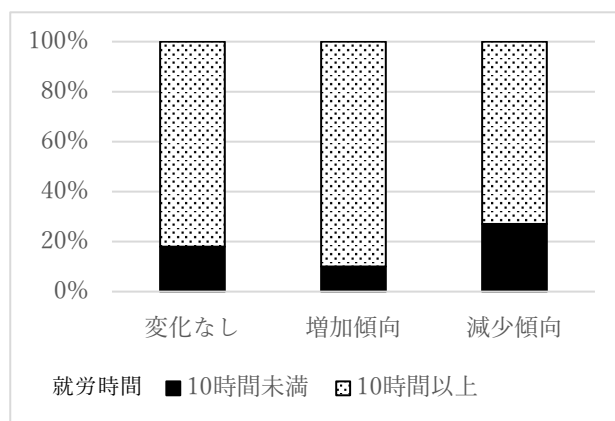


図 5-8 就労時間の変化別の就労時間

[6] 職業内容に対する意識と就労時間との関係

就労時間 10 時間以上の長時間労働の歯科技工士は、「今の仕事は自分に適している」とやや思っていたし（図 6-1）、「社会の人々は私の仕事を尊敬に値する仕事だと思っている」と思っていなかったし（図 6-2）、「やりがいのある仕事をしたと感じる」と思っていなかったし（図 6-3）、「私は同僚や受託している歯科医療機関のみんなに認められている」と思っていなかったし（図 6-4）、「仕事をしていて人生設計を立てられる」と思っていなかった（図 6-5）。

また、就労時間 10 時間以上の長時間労働の歯科技工士は、生涯学習の学習手段として、「学術大会に参加する」「メーカーの研修会に参加する」ことを持っていなかった（図 6-6）。

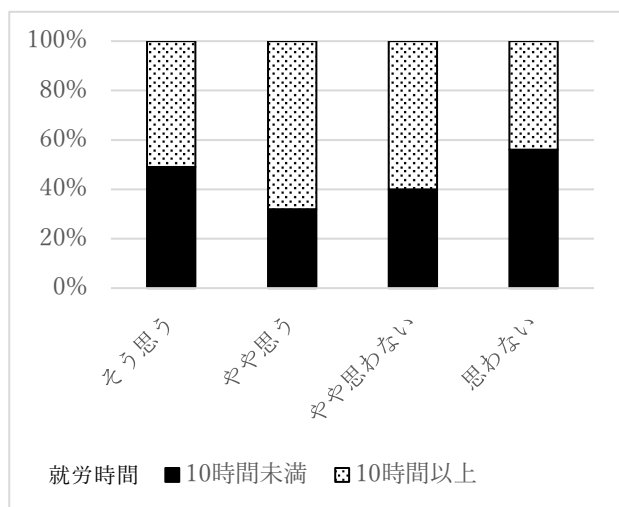


図 6-1 「今の仕事は自分に適している」意識の違いと就労時間

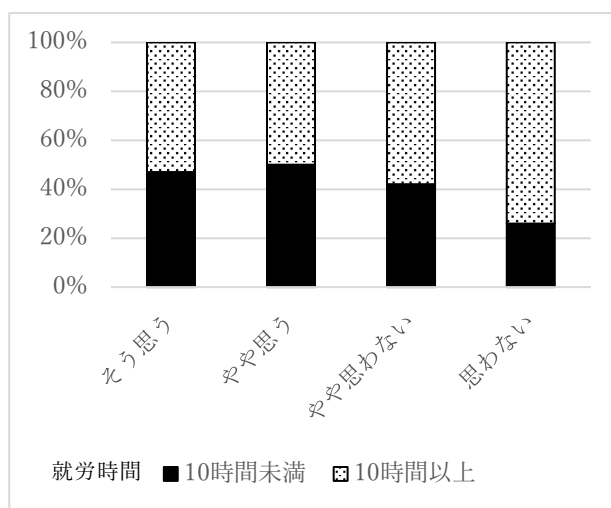


図 6-2 「社会の人々は、私の仕事を尊敬に値する仕事だと思っている」意識の違いと就労時間

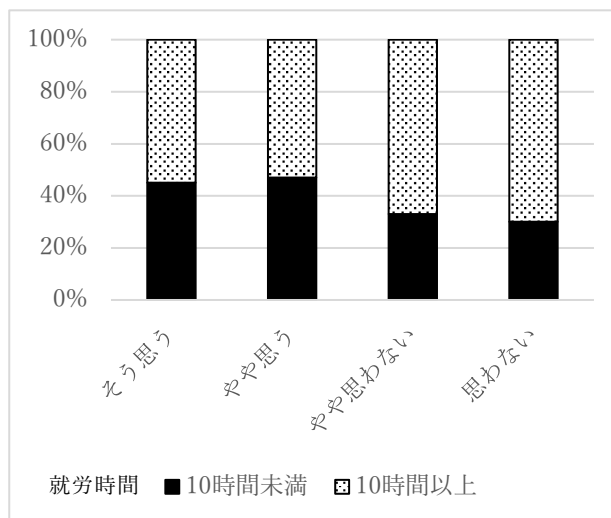


図 6-3 「私の仕事は“やり甲斐のある仕事をした”という感じが得られる」意識の違いと就労時間

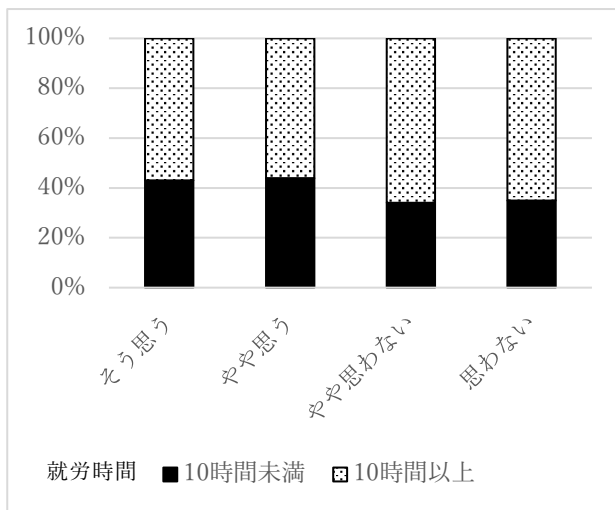


図 6-4 「私は同僚や受託している歯科医療機関のみんなに認められている」意識の違いと就労時間

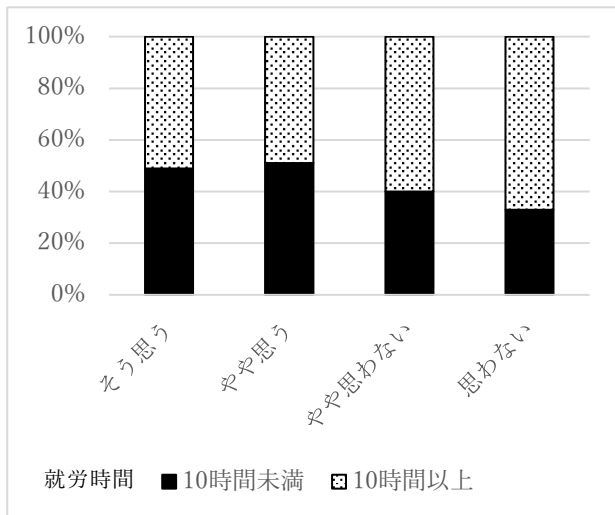


図 6-5 「私は仕事をしていて着実な人生設計がたてられる」意識の違いと就労時間

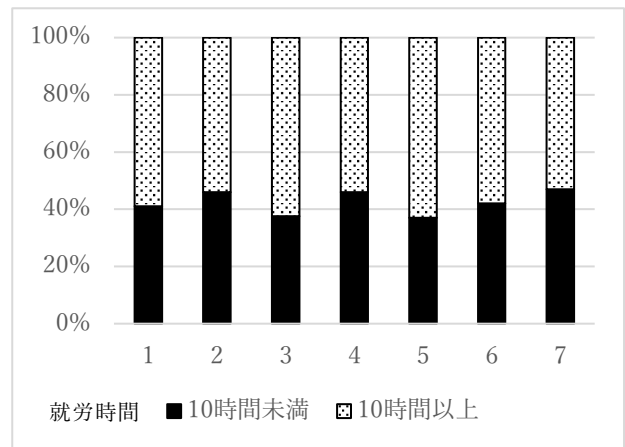


図 6-6 学習手段と就労時間

1. 歯科技工士会等の生涯研修事業
2. 各種学会の学術大会
3. スタディグループ
4. メーカー主催の研修会
5. 専門誌
6. 卒後研修事業
7. その他

[7] 新規採用の有無からみた歯科技工所の特徴（1人歯科技工所を除く歯科技工所）

新規採用率が高い歯科技工所の特徴は、売上では5000万以上で売上高が増加傾向にあり（図7-1,2）、平均営業時間がある程度長く（図7-3）、管理者の就業時間がある程度長く（図7-4）、雇用契約を結んでいる（図7-5）、労働環境の改善の取組（従業員の意見を積極的に取り入れる、生涯学習を支援する）を行っている、等であった（図7-6）。また、①作業工程の分担や、②歯科技工業とそれ以外の業務を分けている、③新しい機器を導入している等の取組をしている歯科技工所に新規採用が多かった（図7-7）。さらに、受託歯科医療機関数が多い歯科技工所（図7-8）、歯科医療機関と受託契約を結んでいる歯科技工所（図7-9）は、新規採用率が高かった。

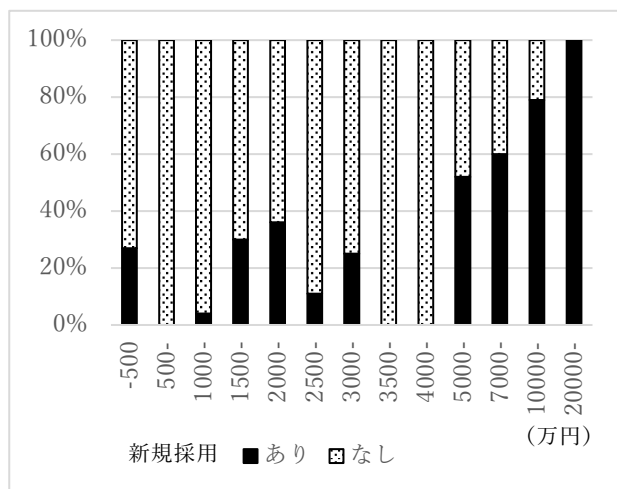


図 7-1 前年売上高と新規採用

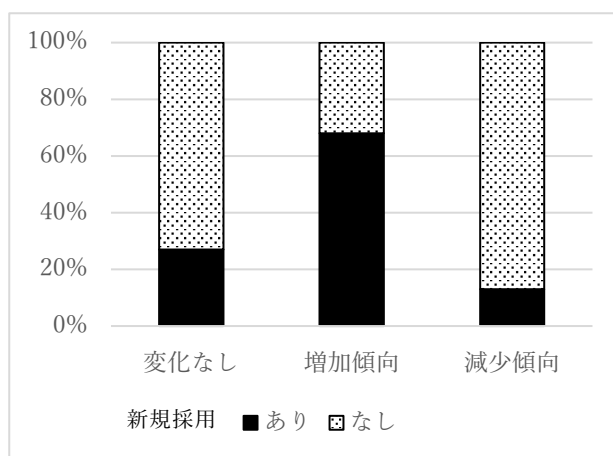


図 7-2 売り上げ状況の変化別の新規採用

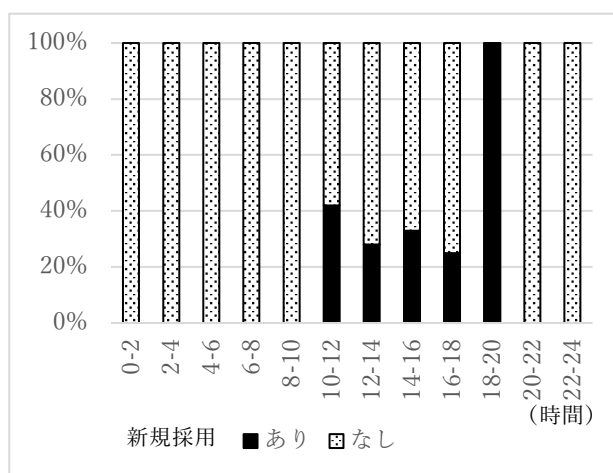


図 7-3 営業時間別の新規採用

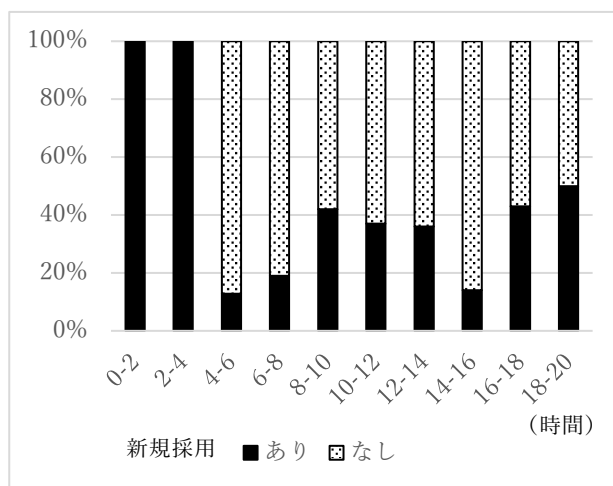


図 7-4 管理者の就労時間別の新規採用

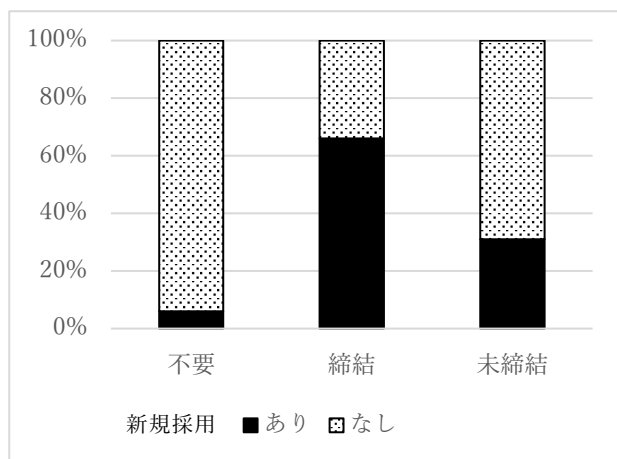


図 7-5 雇用契約の締結の有無と新規採用

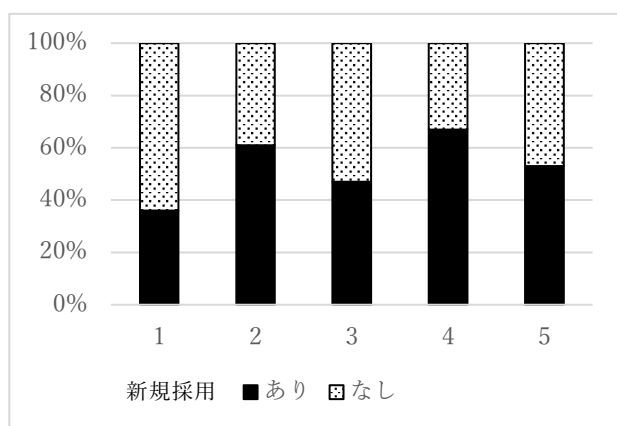


図 7-6 労働環境改善への取組の数と新規採用

1. 作業環境の不具合がないようにする
2. 従業員の意見を積極的に取り入れる
3. 作業環境に関する新しい情報を入手する
4. 生涯学習を支援する
5. その他

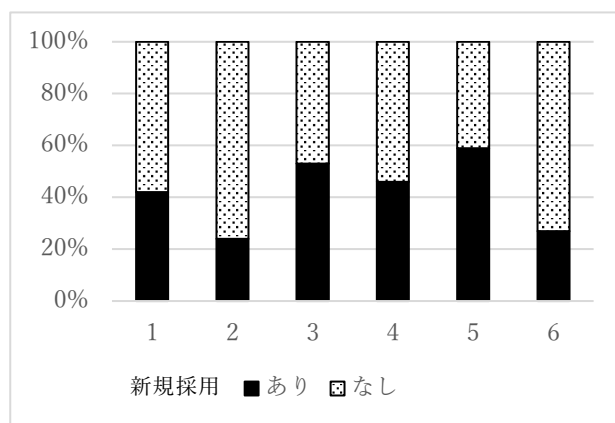


図 7-7 歯科技工業の効率化への取組の数と新規採用

1. 補てつ物等の種類に応じて担当制としている
2. 特定の補てつ物等のみの受注を行っている
3. ひとつの補てつ物等を作業工程ごとに分担している
4. 歯科技工業を行う者とそれ以外の業務（営業や梱包等）の者を分けている
5. 新しい機器を導入している
6. その他

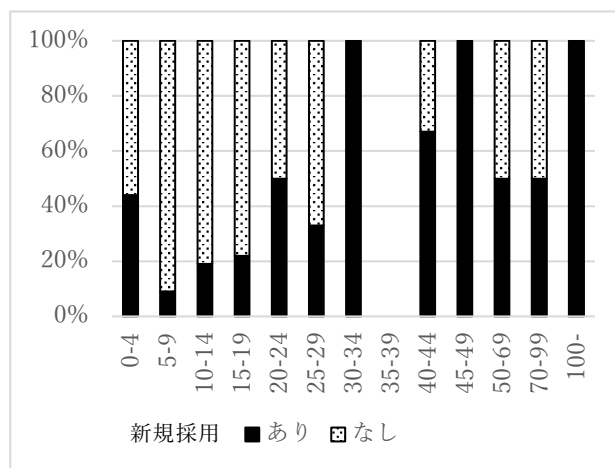


図 7-8 受託歯科医院数別の新規採用

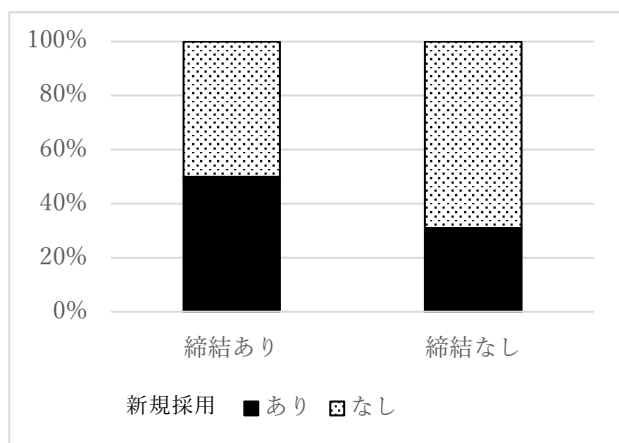


図 7-9 受託契約の締結の有無と新規採用

[8] 1人歯科技工所への聞き取り調査

1. 調査対象

調査対象は、福島県2カ所、静岡県2カ所、広島県2カ所の計6カ所であり、歯科技工士の性別は、いずれも男性であった。年齢は、40歳代1名、50歳代3名、60歳代2名であった。

業務形態は、歯冠修復専門が3カ所、有床義歯専門が2カ所、専門なしが1カ所であり、歯冠修復か有床義歯かに特化した業務形態をとる歯科技工所が多かった。

2. 開業年数、開業に至る経緯

開業年数は8～40年であり、歯科技工士養成機関卒業から開業までの期間は、約10年であった。歯科技工士はこの期間に歯科医院や歯科技工所で勤務しながら、知識や技能を修得していた。これらのことから、開業できるまで約10年は必要であること、診療現場を見ることはとても大事である、との意見が多かった。また、卒業後の最初の進路で将来が決まるとの意見もあった。

3. 営業時間、就労時間

1日平均営業時間は9～16時間、1日平均就労時間（技工時間）は7～12時間であった。受注や集配は本人が行い、歯科医師とコミュニケーションをとるように努めていた。

4. 直近3年間の製作個数の変化

歯冠修復については減少傾向であるとの意見が多かった。CAD/CAM冠は増加傾向にあるようだが、設備の更新（部分的アップデート）に費用がかかるとのことであった。有床義歯については、増加傾向と減少傾向の両方の意見があった。

5. 雇用契約、就業規則

雇用契約については、家族以外の従業員がいないため不要とする歯科技工所がほとんど

であった。また、就業規則は、いずれの歯科技工所でも作成されていなかった。

6. 受託契約

補てつ物の製作受託に関して、ほとんどの歯科技工所が歯科医療機関と契約書を取り交わしていなかった。料金表の提示と口頭での約束という形が実態であった。6カ所のうち1カ所のみ業務委託契約書を取り交わしており、その契約項目は、契約内容（補てつ物等の種類・量など）、報酬金額、報酬支払時期、契約解除条項であった。

7. 労働環境の改善と効率化

労働環境改善の取組としては、「作業環境の不具合がないようにする」、「作業環境に関する新しい情報を入手する」、「生涯学習をしている、セミナーや勉強会に参加している」などであった。

仕事の効率化への取組では、「特定の補てつ物のみの受注」という意見が多かった。この場合、歯冠修復物と有床義歯の製作では工程が異なるため、どちらかに特化して歯科技工工業を行っていた。

8. 活性化の方策

1人歯科技工所の活性化の方策としては、「得意分野のみの受注」、「歯科医師の需要と歯科技工士の需要とのマッチング」、「歯科医院との緊密な関係の構築と仕事の請負」、「適正な歯科技工料となるシステムづくり」などの意見があった。

D. 考察

1. 調査対象および調査目的について

これまでの歯科技工工業の調査研究は、①調査対象が限定的である、②受託契約の実態が不明である、③雇用契約の実態が不明である、④特定の技工内容に偏重している、等の問題点を挙げることができ、歯科技工工業の形態と労働環境との関係や契約の実態などは不明なままであった。そこで、歯科技工工業の現状をさらに把握する必要があると考え、本研究では、不明な点を解明できる質問項目を網羅した質問票による調査を行った。

調査対象として、歯科技工所や歯科技工士のみならず、歯科医療機関も加えたが、これにより、委託契約・受託契約の実態も両者から明らかにしようと考えた。また、調査対象が限定的にならないよう、歯科技工所については自治体のホームページに公開されている歯科技工所を対象とし、全国を6地区に分けたうえで、各地区で対象の多い都道府県の歯科技工所、合計4,009施設とした。これら対象の歯科技工所から429通の回答が得られ、回収率は10.7%と低いものの、全国各地の歯科技工所から様々な意見を得ることができたと考える。一方、対象の歯科医療機関からは576通の回答が得られて、回収率は76.8%であり、よく実態を把握できているとみなされる。

歯科技工士については、歯科技工所勤務と歯科医療機関勤務に分けて調査した。これにより就労環境の違いについても分析することができた。歯科技工士（歯科医療機関フルタイム勤務）は歯科技工士（歯科技工所フルタイム勤務）と比較して、就労環境が良いことが明らかであった。

追加で行った1人歯科技工所への聞き取り調査では、調査対象は6カ所と少なかったものの、歯冠修復物に特化した歯科技工所や有床義歯に特化した歯科技工所など、さまざまな業務形態の歯科技工所の意見を聞くことが

できた。

2. 就労環境や業務形態について

1) 職員の採用について

直近3年間の歯科技工所の職員数の変化は小さく、15.3%の歯科技工所で歯科技工士を新規に採用していたが、多くの歯科技工所では新規採用はなかった。この主な理由として、人員や業務に変化がなかったことが考えられる。

2) 就労時間や休業日数について

歯科技工所の1日平均営業時間は10.1時間で、管理者の1日平均就労時間は10.3時間、歯科技工士（歯科技工所勤務）は10時間（中央値）、歯科技工士（歯科医療機関勤務）は8時間（中央値）であった。歯科技工士の就労時間は、直近3年間でやや減少傾向であったが、これは歯科技工所の管理者が労働環境の改善に取り組んでいることによるものと考えられる。一方、1カ月残業時間の調査結果では、「100時間以上」と回答した者が18.8%いることから、歯科技工所によって労働環境に差があることも窺えた。

歯科技工所の1カ月の休業日数は平均5.3日であった。また、1人歯科技工所の71%が6日未満であった。厚生労働省「平成29年就労条件総合調査」によると、1企業平均年間休日総数は108.3日であり、企業規模や職種などを考慮する必要があるものの、歯科技工所の休業日数は少ないと言ってよい。

歯科技工所よりも歯科医療機関で歯科技工業を行う歯科技工士が、就労時間は短く、歯科技工士の時間的負担が少なかったことから、社会生活をプランニングしやすい環境であることがうかがえた。労働環境の改善、業務の効率化、組織の経営状況等が、就労時間に反映されていることが示唆される。

一方で、社会問題となっている過労死について、その判断の目安とされる月80時間以

上の時間外労働を超えている歯科技工士が多く存在することもわかった。そこで10時間以上の長時間労働をもとにクロス集計をした結果、特に自費割合が2割-6割の歯科技工所で最も長時間労働が多かった。この理由として、自費の補てつ物等をやり甲斐を持って丁寧に製作している可能性がある。しかしながら、離職率が高いのに加えて、多くの歯科技工士がこのような長時間労働を行っている現状を改善することは急務であり、これを行うことで、さらなる歯科技工士の養成・確保・定着につながるものと思われる。

3) 雇用契約や就業規則について

歯科技工所における雇用契約については、60.2%が「家族以外に従業員がいないため不要」としていた。それ以外の2人以上歯科技工所では半数が作成していた。

就業規則については、2人以上歯科技工所で39.6%が作成し、そのうち労働基準監督署に届けているのは27.5%であった。労働基準法では「常時10人以上の労働者」を使用する使用者は、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出なければならないとしている

（労働基準法89条）。小規模の歯科技工所においては、就業規則がなくても同法上問題にはならないものの、就業規則は労働者の就業環境を整備するうえで重要なルールになるので、作成しておくことが望まれる。

長時間労働が慣習化し、休日が取れない環境では、業務の質が低下するリスクがある。本来であれば、最低限の労働条件について定められている労働関係法規が遵守されなければならないが、雇用契約書や就業規則が多くの歯科技工所で作成されていない実状から、就労している歯科技工士も、どのような権利があつて就労しているのかを認識していない可能性も考えられる。また、実質的に労働関係法規を遵守していない歯科技工所が存在する可能性もある。それゆえ、歯科技工士の養

そこで、労働契約書や就業規則の書式を例示した（表 4-1,2）。この書式については、業種により大きな違いはないため、他業種の書式を活用できると考えられる。これらを参考に、雇用契約や就業規則の充実がはかれることを期待するものである。

使 用 者 (甲) と、労働者 (乙) は以下記載の労働条件により労働契約を締結した。	
雇 用 期 間	1 期間の定めなし 2 年 月 日から 年 月 日まで (年)
仕 事 の 内 容	業 業 事 務
就 業 場 所	転勤 (有/無)
始業・終業時刻 及び休憩時間	1 午 前 時 分 から午後 時 分まで (うち休憩時間 分) 2 交 換 制 イ 午前 時 分 から午後 時 分まで (うち休憩時間 分) ロ 午前 時 分 から午後 時 分まで (うち休憩時間 分)
休 日	1 日 曜日 祝 日 其 他 ()
時 外 労 務 等	1 時 外 労 務 (有/無) 2 休 日 労 務 (有/無)
休 暇	1 年 次 有 給 休 日 イ 勤 続 6 ヶ 月 以 上 の 年 次 有 給 休 日 (有/無) → () 日 (時 減 速) ロ 6 ヶ 月 勤 続 後 達 した 場合 () 日 (時 減 速) (次 年 年 度 分 配) 日 (時 減 速)
	2 そ の 他 の 休 暇 イ 有 給 休 日 () 日 ロ 基 給 () 日 夏 季 休 暇 慶 弔 休 暇 リ ラ イ フ 休 暇 () 日
賃 金	1 基 本 給 1 時 間 給 日 給 半 日 給 () (円)
	2 課 手 給 手 当 () (円) 手 当 () (円) 手 当 () (円)
	3 時 外 労 務 等 に 対 する 部 加 増 () (円) 日 給 () (円) 時 給 () (円)
	※ 賃 金 の 増 減 率 に 関 して は、最 低 賃、最 高 賃 率 法 に よ る。
	4 賃 金 繰 上 げ の 期 (毎 月 () 日)
	5 賃 金 支 払 日 (毎 月 () 日)
加 入 社 会 保 険 制 度 用 期 間 保 険 料 率	6 賃 金 の 支 払 方 法 ()
	7 賃 金 支 払 に 対 応 する 事 項 ()
	8 賞 与 : (有/無) → (時 間 等) () (年)
	9 賞 与 : (有/無) → (時 間 等) () (年)
	10 退 勤 金 : (有/無) → 制 度 の 種 類 (中 小 企 業 退 勤 金 等) () (年)
入 社 社 会 保 険 制 度 用 期 間 保 険 料 率	1 労 災 保 険 2 雇 用 保 険 3 健 康 保 険 4 厚 生 年 金 5 そ の 他 ()
退 職 に 関 する 事 項	1 定 年 制 (有 () 退 職) (無) 2 自 己 部 合 退 職 の 手 続 (退 職 する 日 以 上 前 に 届 け 出 した こと) 3 解 雇 の 事 由 及 び 手 続 () ○ 詳 細 は、改 業 規 程 第 条 ~ 第 条 第 条 ~ 第 条
そ の 他	

《 条 》 以 下、《 契 約 期 間 》 に つ い て 《 期 間 の 定 め り 》 と し た 場 合 に 入 る

契 約 期 間 の 有 無	1 契 約 の 変 更 の 有 無 ・ 自 動 的 に 変 更 可 能 ・ 契 約 の 変 更 に し な い	2 契 約 の 変 更 は 次 に よ り 判 断 可 能 ・ 契 約 期 間 満 了 の 期 間 量 ・ 解 雇 手 続 に 関 する 前 状 況 ・ そ の 他 ()	3 契 約 変 更、解 雇 確 定 ・ 業 務 遂 行 能 力 ・ 提 示 し て い る 業 界 の 推 進 状 況
契 約 期 間 の 有 無	()	()	()

年 月 日

住 所 住 所

甲 氏 名 乙 氏 名

印 印

公 証 人 住 民 日 本 人 務 務 主 事 務 主 事

労働条件通知書	
年 月 日	
種 業 務 場 所	施設名・所在地
事業主名	印
契約期間	期間の定めなし 期間の定めあり (年 月 日 ~ 年 月 日) (注)
業務場所	
業務内容	
就業時間、 休憩時間、 時間外労働の 有 無 等	1 〔平 日〕午前 : ~午後 : 〔 曜 日〕午前 : ~午後 : 2 休憩時間 : ~午後 : 3 時間外労働の有無 (あり ・ なし) ありの場合日平均 (時間) 4 休日労働の有無 (あり ・ なし)
休日と休暇	1 日曜、祝日・その他 (曜 日)・年末年始 (日) 2 有給休暇 継続6ヶ月以上勤務した場合 (日) 3 有給休暇 継続6ヶ月以内の年次有給休暇 (あり ・ なし)
賃 金	1 基本給 イ 月 給 (円) ロ 日給月給 (円) ハ 日 給 (円) ニ 時 給 (円) ホ その他 () 2 手 当 手当 円 手当 円 手当 円 手当 円 3 賞 与 年 回 月 分 4 昇 給 年 回 5 退職金制度 あり ・ なし (ありの場合の制度) 6 退職共済制度 あり ・ なし 7 賃金締切日 毎月 () 日 8 賃金支払日 毎月 () 日 翌月 () 日
退職について	1 定年前 (あり) (歳 ・ なし) 2 その他 ()
そ の 他	1 社会保険加入状況 (厚生年金 ・ 健康保険 ・ 雇用保険 ・ 労災保険 ・ その他 ())

〔年〕以下、〔契約期間〕について「期間の定めあり」とした場合には記入

契約更新の有無	1 契約の更新の有無 ・ 自動的更新する () ・ 契約の更新は次のとおり判断する () 2 契約の更新は次のとおり判断する () ・ 契約期間満了時の再雇用 () ・ 勤務上の経済状況 () ・ その他 ()
---------	---

注 該当する項目を○で囲み、もしくは必要事項を記入して下さい。
また、該当しない項目は線を引き抜いて下さい。

公益社団法人 日本福祉工学会

調査結果から、歯科技工所は労働環境改善のため「作業環境の不具合がないようにする」、「作業環境に関する新しい情報を入手する」等に取り組んでいることがわかった。また、技工業務の効率化のため、「特定の補てつ物等のみの受注を行っている」、「補てつ物等の種類に応じて担当制としている」、「新しい機器を導入している」等に取り組んでいることも明らかになった。

補てつ物等の製作における業務形態としては、「全患者を1人で担当」する形態が最も多く、「患者毎に分担」や「作業工程毎に分

担」は少なかった。企業規模の小さな歯科技工所では、自ずと「全患者を1人で担当」することになるため、このような結果になったものと考えられる。

また、直近3年間での補てつ物等の製作個数の変化は、補てつ物によって異なり、クラウン・ブリッジは減少傾向であったが、CAD/CAM冠は増加傾向であった。これは、歯科技工業の効率化に取組んだ結果であること、小臼歯や大臼歯のハイブリッドレジン冠が保険導入（大臼歯は条件付き）されたこと、等によると考えられる。

クラウン・ブリッジ技工へ特化する傾向は、1人歯科技工所を訪問した結果でも示されていた。クラウン・ブリッジの工程は有床義歯の工程に比べて少なく、また、私費のクラウン・ブリッジの依頼が有床義歯より多いことから、この傾向はよく理解できる。

6) 歯科技工所と歯科医療機関との業務委託契約について

歯科医療機関と業務委託に関する契約書を取り交わしている歯科技工所は8.1%にすぎなかった。一方、歯科医療機関への調査では15.2%であった。この違いを説明できる理由は見あたらない。契約を取り交わしている歯科技工所がわずか8%であった理由として、①一般的に委託側（歯科医院）が受託側（歯科技工所）より強い立場にある、②補てつ物等は口腔内に装着されて初めて価値を持つことから歯科医療機関側にイニシアチブがある、などが考えられる。一方、歯科医療機関との間でのトラブルと委託契約との関係を見ると、その関連性はなく、これは契約していない大部分の歯科技工所はすでに歯科医院と十分に意思疎通や相互理解があり、その上で歯科技工業が展開されている結果であると考えられた。

トラブルは「料金」や「補てつ物等に関する考え方の相違」が多かった。つまり、歯科

医師と歯科技工士との間での歯科技工に関する業務委託契約についての取り決めが明文化されていないことから、歯科医師と歯科技工士との間の意思疎通の齟齬が生まれ、トラブルに発展していると考えられる。このようなトラブルから実際に不利益を被るのは、もちろん患者や歯科医療機関であるが、やはり無償での再製作を余儀なくされることが多い歯科技工士もあるとみなされる。歯科医師と歯科技工士との間の意思疎通の齟齬を事前に解消でき、歯科技工士の労働の質が保証できれば、良質な補てつ物等の提供が日々行われ、歯科技工士の確保や定着をはかることが可能となる。それゆえ、歯科医師と歯科技工士との間で書面による業務委託契約が締結されることが強く望まれる。

業務委託契約を締結することは、歯科技工士が歯科医師と協働するとの意識を強く持つことにもつながる。業務委託契約を結ぶ時、委託内容でもっとも大きなポイントは「料金設定」と「再製作」であろう。補てつ物の料金は、適切な料金を設定するか、最低料金を設定するのが良いと思われる。また、料金の見直し圧力がかかる場合が予測され、これには、相談窓口を設けて対応するのがよいと思われる。一方、「再製作」に関しては、再製作に至った原因（印象精度など）を列記するのが一般的と考えるが、一方で、90%を超える歯科技工所が委託契約を結んでいない現状では、まず歯科医療機関となんらかの業務委託契約を結ぶことを推進することを優先すべきである。この観点から、「再製作」の条項には、明らかに歯科医師側に責任がある場合のみを記載するのがよい。業務委託契約書を結ぶこと自体に歯科医療機関側が難色を示す可能性がある場合には、歯科医師と歯科技工士とのお互いの善意なる管理注意義務のもとで個々に対応するとする考えもあろう。

業務委託契約書のひな型を作成してみた（表4-3）。このひな型は必要最小限の条項を

入れたものであり、これが活用されることを期待するものである。

業務委託契約書を取り交わすことで、歯科技工士の労働の質を保証し、トレーサビリティの確保につながることは疑いがない。現在の社会では、生産・製造される全てのものに、振り返って生産場所、作られるプロセスを後追い（トレース）して把握できること（トレーサビリティ）が極めて日常的になっており、補てつ物も例外ではあり得ない。粗悪な下請け作業を防ぐ意味でも、また知らないうちに行われているかもしれない海外技工の問題をクリアにするためにも、何より信頼される補てつ物の質保証のために、歯科医療機関と歯科技工所は適切な業務委託契約を結ぶべきであると考える。

表 4-3 業務委託契約書の例

業務委託契約書	
〇〇〇〇（以下「甲」という。）とXXXX（以下「乙」という。）は、以下のとおり、業務委託契約（以下「本契約」という。）を次のとおり締結する。	
第1条（委託内容） 乙は、本契約に定める条件に従い、乙における歯科治療に際して必要な歯科技工物の製作業務（以下「本業務」という。）を甲に委託し、甲はこれを受託する。	
第2条（契約期間） 本契約の契約期間は契約締結の日から1年間とする。ただし、契約期間満了の1か月前までに甲または乙から書面による解約の申し出がないときは、本契約と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。	
第3条（製作過程） 1 乙は、甲に対して、部度、歯科技工指示書を通じて本業務を委託する。 2 甲は、指定された期日までに指示を受けた歯科技工物を製作し、納品書とともに乙に納品する。 3 甲は、前項の業務を行った際には、歯科技工録を作成し保管する。	
第4条（委託料） 1 乙は甲に対し、本業務の対価として、予め甲乙間で定められた歯科技工料（技術料及び材料費用他諸経費を含む。）を支払う。予め甲乙間で定められた歯科技工料の変更を行う場合には、本業務を行う1か月前までに甲乙協議の上決定する。 2 甲は乙に対し、当月1日から当月末日までの本業務についての歯科技工料を翌月●日までに請求する。 3 乙は、前項の歯科技工料を本業務の翌月末日までに、甲の指定する銀行口座に振り込む方法によって支払う。振込手数料は乙の負担とする。	
第5条（再委託の制限） 甲は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、乙が甲に対し、書面にて具体的な再委託先を指示したときは、その限りでない。	
第6条（秘密保持） 甲は、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。	
第7条（解除） 甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手	

続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。			
(1) 破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの一を申し立てたとき。			
(2) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売申立てまたは公租公課滞納処分を受けたとき。			
(3) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。			
(4) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。			
(5) 自ら振出し、または引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。			
(6) 相手方への連絡が1か月以上とることができなくなったとき。			
(7) 相手方が本契約の各条項に違反したとき。			
(8) 相手方に重大な過失または背信行為があったとき。			
(9) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。			
第8条（再製作） 次の各号のいずれかに該当したときは、再製作は新たに歯科技工料が発生する。 (1) 設計・材料変更による再製 (2) シュールド基本ベース変更による再製 (3) 補綴物維持管理中または保証期間中の再製 (4) その他甲の落ち度が認められない再製			
第9条（協議） 本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。			
本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保管する。			
年 月 日			
甲		住所	
		氏名	印
乙		住所	
		氏名	印
2			

7) 海外技工について

歯科医療機関への調査で、海外技工の発注経験のある機関は5.4%であることがわかった。また、海外技工に関する通知を知らない歯科医療機関が多かったことから、各種通知の周知の方法を検討する必要があると考えられる。さらに、海外技工に限らず、トレーサビリティに関する歯科界の認知・理解を増す必要がある。

8) 歯科技工士の職務内容に対する意識について

仕事に対する興味や適性、やり甲斐などに関する質問には、「肯定あるいは肯定的」な意見が多かったものの、「社会の人々は、私の仕事を尊敬するに値する仕事だと思っている」の質問と「私は仕事をしていて着実な人生設計がたてられる」の質問において、「否

定あるいは否定的」な意見が多かった。これらのことから、将来を不安視している状況がうかがえ、今後の魅力ある歯科技工業を考える上に重要な論点を提示できた。

9) 歯科技工業の活性化について

質問票の自由意見や1人歯科技工所への聞き取り調査から、将来を不安視している姿がうかがえた。一方で、歯科技工業の活性化に関する意見もあり、まとめると以下のようになった。

①臨床現場を見ることの重要性

臨床現場を見る機会を作ることにより、仕事へのモチベーションを高め、患者をイメージできる。このことが補てつ物製作の参考になる。歯科医療機関に勤務する歯科技工士では、その機会は多い。また、歯科衛生士のライセンスを併せもつ歯科技工士は、臨床現場での新たな働く場を有している。

②経済的な不安なく知識や技能を修得する制度の必要性

歯科技工士養成機関を卒業した直後において、臨床現場を見る必要性は極めて高く、この環境を整備し、経済的不安がなく知識や技能を修得する制度が必要である。

③医療従事者としての自覚

歯科技工士は単なるもの作りの職ではなく、医療人としてチームの一員であるとの自覚を持つべきである。

④歯科医師と歯科技工士のコミュニケーションの重要性

技工指示書では伝えきれないニュアンスについては、対面での伝達や疎通が必要となる。また、そのためには、良好な信頼関係を確立しておく必要がある。

⑤歯科医師と歯科技工士の需要のミスマッチの解消

歯科技工士を必要としている歯科医師の

ところに応募する形（その逆もあり）のマッチングシステムを構築し、業務の効率化につなげる。

⑥適正な技工料金

⑦集配の効率化

3. 提言について

本研究の結果と考察をふまえ、以下の6項目を提言として挙げる（表4-4）。

①歯科医師と歯科技工士は歯科技工に関する認識と情報を共有する

②歯科医師と歯科技工士が十分連携できる体制を整備する

③歯科技工士の職業内容に関する意識を改善させる

④労働契約書や就業規則を作成する

⑤歯科技工業を効率化する

⑥歯科技工士や歯科技工に関する社会の認知を向上させる

これらを具体的に書くと、次のようになる。

1) 歯科医師と歯科技工士は歯科技工に関する認識と情報を共有する

歯科医師と歯科技工士は「適切な歯科医療の提供には歯科技工士が製作する優れた歯科技工物が不可欠である」との認識を共有する必要がある。また、歯科技工物は歯科医師の指示（書）にもとづき歯科技工士が製作し、患者に装着されるものであるため、歯科技工物のトレーサビリティの観点から、製作工程や委託・受託に関する情報を両者は適切に共有しなければならない。この共有を基盤として、歯科技工士は単なるもの作りの職人ではなく、医療人としての意識を確固として持つことが重要である。

2) 歯科医師と歯科技工士が十分連携できる体制を整備する

歯科医師と歯科技工士の緊密な連携は適切な歯科医療の提供に不可欠である。両者間の

協働の意識を強くするとともに、歯科技工士の労働の質の向上を図り、歯科技工業を持続可能なものとする必要がある。そのためには、歯科医療機関と歯科技工所との間で、歯科技工物の製作（再製作を含む）に関する業務委託契約を締結することが推奨される。この契約の締結により、これまでの相互理解の上に成立していた委託・受託の関係がより強固なものとなり、粗悪な下請け業等の問題解決の一助となることが期待される。併せて、両者の連携体制の核心となるものと期待される。

3) 歯科技工士の職業内容に関する意識を改善させる

本厚生労働科学研究の結果から、歯科技工所に勤務する歯科技工士に比べて、歯科医療機関に勤務する歯科技工士は、職業内容に対する意識が高いことが示された。これは、歯科医療機関における臨床現場の研修や経験の機会が多いことが要因として考えられる。歯科技工士の仕事へのモチベーションや達成感を確保・維持するためには、自らが製作した歯科技工物に対する患者の反応を知ることが重要であることから、歯科医療機関における臨床現場での研修や経験が必須となる。この具体化のため、①卒直後の歯科技工士が経済的に支えられながら歯科医療機関における臨床現場での研修が可能となる制度の設計や環境の整備、②歯科医療機関と歯科技工所の間を結ぶための ICT の活用、③患者に歯科技工物が試適・装着された際の状況を歯科技工士にフィードバックできる仕組みの考案、等を行う。こうした取組を行うことで「製作者の顔の見える歯科技工」を推進できる。さらに、歯科医療機関に勤務する歯科技工士の増加や、歯科医療機関に歯科技工士の負担がなく出向くことが可能な歯科医療機関に近接する歯科技工所の増加が望まれる。また、歯科技工士が歯科衛生士のライセンスを併せてもつこと

で、より患者に接して働く場が広がっている事例もある。これらのことから、患者により接することができる歯科技工業のあり方を検討することにより、歯科医療機関における歯科技工士の活躍の場が広がるような政策が進められることが望まれる。

4) 労働契約書や就業規則を作成する

本厚生労働科学研究の結果から、歯科技工業に従事する歯科技工士が2人以上である歯科技工所（以下、「2人以上歯科技工所」という）の半数が書面による労働契約を結び、4割が就業規則を作成していた。2人以上歯科技工所では、法令上の義務の有無に関わらず、就業規則を作成・整備するとともに、労働契約書を用いた労働契約を結ぶことが望ましい。また、働きやすい労働環境を構築するため、歯科技工士養成機関における学生教育や関係団体が行う生涯学習などのテーマに「労働環境」に関する内容を取り上げることにより、労働環境に対する理解や取組みが促進され、働きやすい労働環境が構築されることが期待できる。

5) 歯科技工業を効率化する

「特定の歯科技工物のみの受託」、「歯科技工物の種類に応じた担当制や分担制」、「新しい機器やシステムの導入」等により、歯科技工業の効率化を進める。また、歯科技工所と離れた場所での歯科技工業を可能とする等、柔軟な働き方に対応できるようにすることも必要である。そのためには、各種法令を改正することも考えられる。さらに、歯科技工業に従事する歯科技工士が1人である歯科技工所（以下、「1人歯科技工所」という）を含む小規模の歯科技工所は、歯科技工士法を遵守した連合体を形成し、「歯科技工物の受託と配送の業務の一元化」等の取組を行うことが望ましい。

また、歯科技工所と歯科医療機関のそれぞ

れのニーズや情報を共有できるビジネスプラットフォームを構築し、1人歯科技工所を含む規模の小さい歯科技工所の「新たな受託先」や歯科医療機関の「新たな委託先」の開拓を効率的に実現する。

6) 歯科技工士や歯科技工に関する社会の認知を向上させる

社会への歯科技工士や歯科技工の認知を高めるための方法の1つとして、歯科医療機関に、歯科技工の内容（委託先の歯科技工所名等を含む）を示すポスターを掲示する取組を全国で展開することは有用であると考えられる。また、歯科技工士を扱った映画「笑顔の向こうに」が広く社会に発信され、歯科技工士等の認知や周知につながったと考えられることから、今後も関係団体を中心として、歯科技工士等の認知度の向上のためメディアを活用することも必要であると思われる。

また、歯科技工物の試適・装着時に歯科技工士が立ち会う機会が増加することによって、社会における歯科技工士や歯科技工業の認知が向上することから、歯科技工士の業務のあり方を検討し環境を整備する。そのためには、歯科技工士はコミュニケーションスキルを向上させるとともに、歯科医療機関での臨床現場をより広く理解し、対応力を身につける必要があると考えられる。

表 4-4 提言

令和元年5月31日	
提言	
1：歯科医師と歯科技工士は歯科技工に関する認識と情報を共有する	
歯科医師と歯科技工士は「適切な歯科医療の提供には歯科技工が製作する優れた歯科技工物が不可欠である」との認識を共有する必要がある。また、歯科技工物は歯科医師の指示（書）にもとづき歯科技工士が製作し、患者に装着されるものであるため、歯科技工物のトレーサビリティの観点から、製作工程や委託・受託に関する情報を両者は適切に共有しなければならない。この共有を基盤として、歯科技工士は単なるもの作りの職人ではなく、医療人としての意識を確固として持つことが重要である。	
2：歯科医師と歯科技工士が十分連携できる体制を整備する	
歯科医師と歯科技工士の緊密な連携は適切な歯科医療の提供に不可欠である。両者間の協働の意識を強くするとともに、歯科技工士の労働の質の向上を図り、歯科技工業を持続可能なものとする必要がある。そのためには、歯科医療機関と歯科技工所との間で、歯科技工物の製作（再製作を含む）に関する業務委託契約を締結することが推奨される。この契約の締結により、これまでの相互理解の上に成立していた委託・受託の関係がより強固なものとなり、粗悪な下請け業等の問題解決の一助となることが期待される。併せて、両者の連携体制の核心となるものと期待される。	
3：歯科技工士の職業内容に関する意識を改善させる	
本厚生労働科学研究の結果から、歯科技工所に勤務する歯科技工士に比べて、歯科医療機関に勤務する歯科技工士は、職業内容に対する意識が高いことが示された。これは、歯科医療機関における臨床現場の研修や経験の機会が多いことが要因として考えられる。歯科技工士の仕事へのモチベーションや達成感を確保・維持するためには、自らが製作した歯科技工物に対する患者の反応を知ることが重要であることから、歯科医療機関における臨床現場での研修や経験が必須となる。この具体化のため、①卒直後の歯科技工士が経済的に支えられながら歯科医療機関における臨床現場での研修が可能となる制度の設計や環境の整備、②歯科医療機関と歯科技工所の間を結ぶためのICTの活用、③患者に歯科技工物が試適・装着された際の状況を歯科技工士にフィードバックできる仕組みの考案、などを行う。こうした取組を行うことで「製作者の顔の見える歯科技工」を推進できる。さらに、歯科医療機関に勤務する歯科技工士の増加や、歯科医療機関に歯科技工士の負担がなく向くことが可能な歯科医療機関に近接する歯科技工所の増加が望まれる。また、歯科技工士が歯科衛生士のライセンスを併せてもつことで、より患者に接して働く場が広がっている事例もある。これらのことから、患者により接することができる歯科技工業務のあり方を検討することにより、歯科医療機関における歯科技工士の活躍の場が広がるような政策が進められることが望まれる。	
1	
4：労働契約書や就業規則を作成する	
本厚生労働科学研究の結果から、歯科技工業に従事する歯科技工士が2人以上である歯科技工所（以下、「2人以上歯科技工所」という）の半数が書面による労働契約を結び、4割が就業規則を作成していた。2人以上歯科技工所では、法令上の義務の有無に関わらず、就業規則を作成・整備するとともに、労働契約書を用いた労働契約を結ぶことが望ましい。また、働きやすい労働環境を構築するため、歯科技工士養成機関における学生教育や関係団体が行う生涯学習などのテーマに「労働環境」に関する内容を取り上げることにより、労働環境に対する理解や取組が促進され、働きやすい労働環境が構築されることが期待できる。	
5：歯科技工業を効率化する	
「特定の歯科技工物のみの受託」、「歯科技工物の種類に応じた担当制や分担制」、「新しい機器やシステムの導入」等により、歯科技工業の効率化を進める。また、歯科技工所と離れた場所での歯科技工業を可能とする等、柔軟な働き方に対応できるようにすることも必要である。そのためには、各種法令を改正することも考えられる。さらに、歯科技工業に従事する歯科技工士が1人である歯科技工所（以下、「1人歯科技工所」という）を含む小規模の歯科技工所は、歯科技工士法を遵守した連合体を形成し、「歯科技工物の受託と配送の業務の一元化」等の取組を行うことが望ましい。また、歯科技工所と歯科医療機関のそれぞれのニーズや情報を共有できるビジネスプラットフォームを構築し、1人歯科技工所を含む規模の小さい歯科技工所の「新たな受託先」や歯科医療機関の「新たな委託先」の開拓を効率的に実現する。	
6：歯科技工士や歯科技工に関する社会の認知を向上させる	
社会への歯科技工士や歯科技工の認知を高めるための方法の1つとして、歯科医療機関に、歯科技工の内容（委託先の歯科技工所名等を含む）を示すポスターを掲示する取組を全国で展開することは有用であると考えられる。また、歯科技工士を扱った映画「笑顔の向こうに」が広く社会に発信され、歯科技工士等の認知や周知につながったと考えられることから、今後も関係団体を中心として、歯科技工士等の認知度の向上のためメディアを活用することも必要であると思われる。また、歯科技工物の試適・装着時に歯科技工士が立ち会う機会が増加することによって、社会における歯科技工士や歯科技工業の認知が向上することから、歯科技工士の業務のあり方を検討し環境を整備する。そのためには、歯科技工士はコミュニケーションスキルを向上させるとともに、歯科医療機関での臨床現場をより広く理解し、対応力を身につける必要があると考えられる。	
2	

（資料5：提言参照）

4. マニュアルについて

本研究の結果と考察をふまえ、多様な業務モデルを導入するためのマニュアルを以下の点から作成した（表 4-5）。

①業務委託契約、雇用契約、労働規則の作成と締結

②労働環境の改善

③業務の効率化、業務形態

これらを具体的に書くと、次のようになる。

1) 業務委託契約、雇用契約、労働規則の作成と締結

- ・ 歯科医療機関と歯科技工所は業務委託契約の重要性を相互に認識する
- ・ 歯科医療機関と歯科技工所は業務委託契約書のひな型を活用する
- ・ 歯科医療機関と歯科技工所は適切な業務委託契約を結ぶ

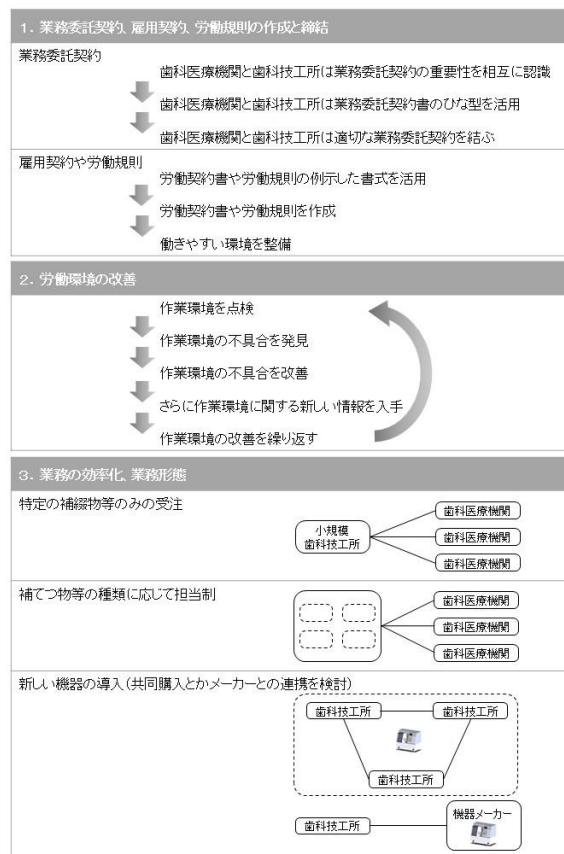
2) 労働環境の改善

- ・ 作業環境を点検する
- ・ 作業環境の不具合を発見する
- ・ 作業環境の不具合を改善する
- ・ さらに作業環境に関する新しい情報を入手する
- ・ 作業環境の改善を繰り返す

3) 業務の効率化、業務形態

- ・ 特定の補てつ物等のみを受注する
- ・ 補てつ物等の種類に応じて担当制とする
- ・ 新しい機器を導入する（共同購入、メーカーとの連携も検討）

表 4-5 マニュアル



（資料 6：マニュアル参照）

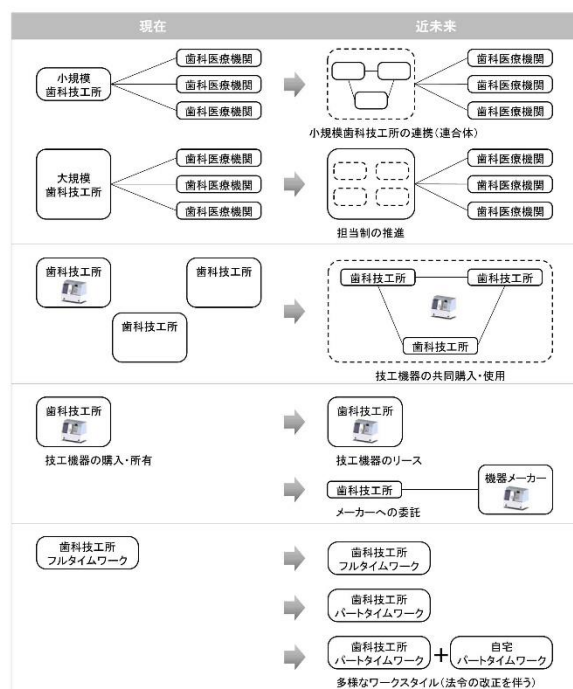
5. 業務モデルについて

現在、1 人歯科技工所を含む小規模歯科技工所は、歯科医療機関と取引して歯科技工業や集配業務を行っている。また、大規模歯科技工所は、歯科医療機関のみならず他の歯科技工所やメーカーなどと取引して歯科技工業や集配業務を行っている。歯科技工業の効率化のためには、歯科技工士法を遵守した複数の小規模歯科技工所による連携も検討課題と考えられる。歯科技工材料や機器の共同購入や集配業務の委託等を進めることにより、効率化を図ることができる。また、それぞれの歯科技工所では専門性へ特化することができる。大規模歯科技工所においては、補てつ物等の種類に応じた担当制を進めることにより、効率化を図ることができる。メーカーとの連携もさらに進むものと考えられる。

歯科技工士の働き方を考えた場合、現在は

フルタイムワークが多いため、復職に支障をきたしていることも考えられる。今後は、パートタイムワークも積極的に取り入れ、就職や復職しやすい環境づくりが重要と考えられる（表 4-6）。

表 4-6 業務モデル



(資料 7 : 業務モデル参照)

E. 結論

平成 29 年度「歯科技工業の多様な業務モデルに関する研究」では、歯科技工所や歯科技工士のみならず歯科医療機関も対象として質問票調査を行い、回答結果をまとめた。平成 30 年度では、これらの回答結果をより詳細に労働環境を構成する要素をいくつかとらえて分析し、論点をまとめた。その結果、歯科技工業の業務形態や就労環境等の現状をよく把握することができた。また、歯科医療機関と歯科技工所との委託・受託契約についても調査したことにより、歯科技工士と歯科医師の十分な連携を考えるきっかけになるものとする。これらの結果をふまえて、提言やマニュアルをまとめたが、これらの提言が実行に移されることを強く望むものである。この実行により、歯科技工業を支える歯科技工士の労働環境の改善につながり、歯科技工業が持続可能となるものとする。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 日本歯科技工学会第40回学術大会（平成30年9月22日－23日、タワーホール船堀、東京）でポスター発表を行った。
2. 日本歯科医学会連合・日本口腔インプラント学会共催シンポジウム（平成31年2月10日、京王プラザホテル、東京）で、インプラント技工と職種間の連携について発表した。
3. 日本歯科技工学会第41回学術大会（2019年11月2日－3日、石川県地場産業振興センター、石川）のシンポジウムにて調査結果を発表予定である。

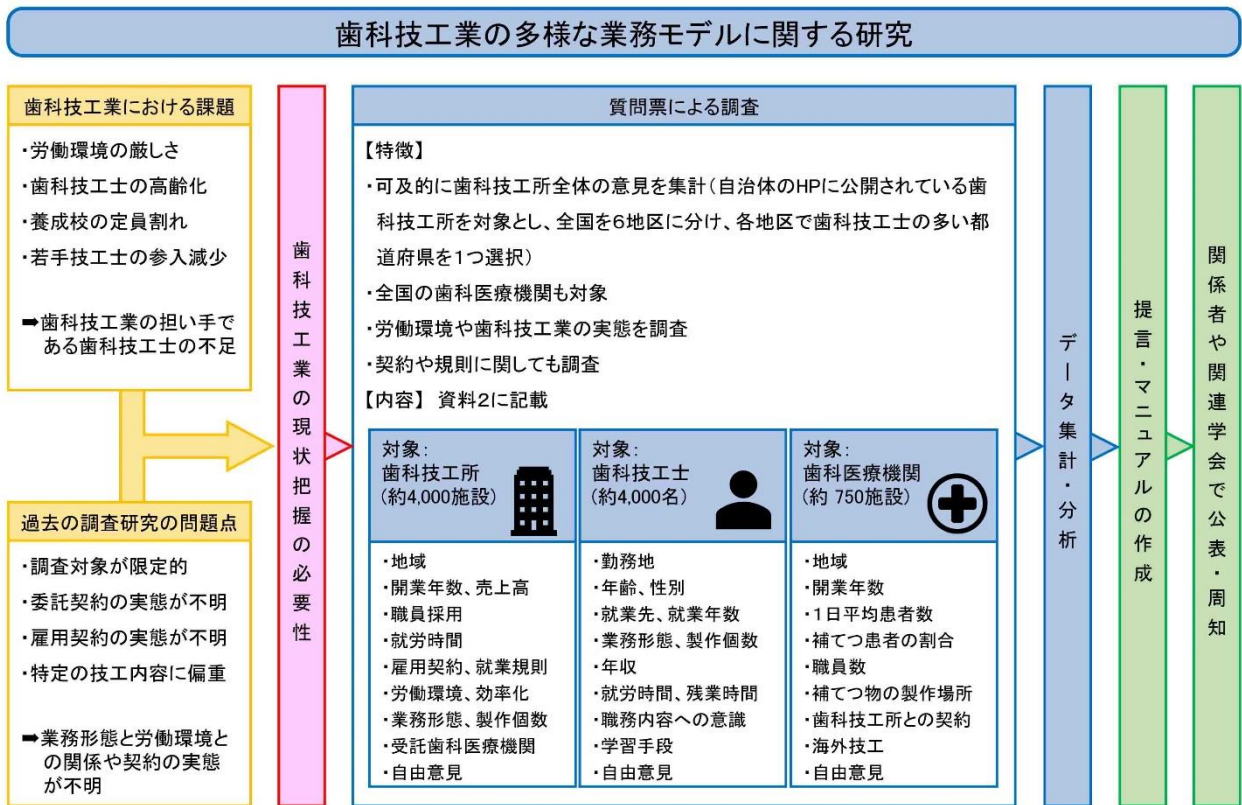
H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

I. 参考文献

1. 公益社団法人日本歯科技工士会編. 2015 歯科技工士実態調査報告書.
2. 全国保険医団体連合会. 2016 年歯科技工所アンケート調査結果と概要報告.
3. 公益社団法人日本歯科技工士会編. 2018 歯科技工士実態調査報告書.

資料 1：研究の概要



資料 2-1：質問票（歯科技工所用）

平成 29 年度厚生労働科学研究
「歯科技工業の多様な業務モデルに関する研究」質問票
【歯科技工所（管理者）用】

この調査は、平成 29 年度厚生労働科学研究「歯科技工業の多様な業務モデルに関する研究」の一環で行われるもので、歯科技工士の労働実態等を把握・分析することで、歯科技工業の効率化や歯科技工士の労働環境の改善につながる提言等を行うことを目的としています。この調査は無記名で個人が特定されることはなく、回答内容は調査目的以外には使用いたしません。趣旨をご理解のうえ調査にご協力いただきますようお願いいたします。

☐

←この調査に同意していただける場合はチェックをお願いいたします。

Q1. 所在する都道府県（○印は1つ）

1. 北海道・東北 2. 関東・甲信越 3. 東海・北陸 4. 近畿 5. 中国・四国 6. 九州・沖縄

Q2-1. 開業年数（整数を記入）

（ ）年

Q2-2. 前年（平成 28 年）の売上高（税込）

（ ）万円

Q2-3. 直近3年間での売り上げ状況（いずれかに○）

1. 変化なし 2. 増加傾向 3. 減少傾向

Q3-1. 現在の職員数と直近3年間での変化（カッコ内に記入し、増減はいずれかに○）

		a：人数	b：直近3年間での増減	c：増減数
1	総職員数（管理者・パート職員を含む）	（ ）名	1. 変化なし 2. 増加 3. 減少	（ ）名
2	男性歯科技工士数	（ ）名	1. 変化なし 2. 増加 3. 減少	（ ）名
3	女性歯科技工士数	（ ）名	1. 変化なし 2. 増加 3. 減少	（ ）名
4	うち、パート歯科技工士数	（ ）名	1. 変化なし 2. 増加 3. 減少	（ ）名

Q3-2. 直近3年間で歯科技工士（パートを含む）を新規に採用しましたか

1. はい 2. いいえ

Q3-3. 新規に採用しなかった場合の理由（当てはまるすべてに○）

1. 人員や業務に変化がなかった 2. 業務量が減った
3. 業務の縮小を図った 4. 募集しても来ない
5. 業務の効率化を図った 6. その他（ ）

Q4-1. 貴所の1日平均営業時間（半日営業の日を除く、例：10 時間）

（ ）時間

Q4-2. あなたの1日平均就労時間（半日営業の日を除く、休憩を除く、例：7 時間）

（ ）時間

Q4-3. 貴所の1カ月間の休業日数（半日は0.5 として記入）

（ ）日

Q5-1. 貴所では入社時に従業員との間で書面にて雇用契約を結んでいますか（いずれかに○）

1. 家族以外の従業員がいないため不要 2. 結んでいる 3. 結んでいない

Q5-2. 就業規則を作成していますか（いずれかに○）

1. 作成していない
2. 作成しているが、労働基準監督署に届けていない
3. 作成していて、労働基準監督署に届けている

Q6-1. 労働環境改善への取り組みの内容（当てはまるすべてに○）

1. 作業環境の不具合がないようにする 2. 従業員の意見を積極的に取り入れる
3. 作業環境に関する新しい情報を入手する 4. 生涯学習を支援する
5. その他（ ）

（裏面に続く）

Q6-2. 歯科技工業務の効率化への取り組みの内容（当てはまるすべてに○）

1. 補てつ物等の種類に応じて担当制としている
2. 特定の補てつ物等のみの受注を行っている
3. ひとつの補てつ物等を作業工程ごとに分担している
4. 歯科技工業務を行う者とそれ以外の業務（営業や梱包等）の者を分けている
5. 新しい機器を導入している
6. その他（ ）

Q7. 補てつ物等における、業務形態、1カ月の製作個数、直近3年間の製作個数の変化
（当てはまるものは□に✓、業務形態、製作個数、変化はいずれかに○）

		a 業務形態				b 製作個数（1カ月） *歯冠修復物は「歯数」でカウント *例：3ユニットブリッジは「3」				c 製作個数の変化（3年間）		
		全患者を1人で担当	患者毎に分担	作業工程毎に分担	その他	1から9	10から49	50から99	100以上	変化なし	増加傾向	減少傾向
1. クラウンブリッジ	1.保険分 □	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3
	2.自費分 □	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3
2. CAD/CAM 冠	1.保険分 □	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3
	2.自費分 □	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3
3. 有床義歯	1.保険分 □	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3
	2.自費分 □	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3
4. インプラント上部構造	□	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3
5. 矯正装置	□	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3

※具体的な業務形態（ ）

Q8-1. 補てつ物等の製作を受託している歯科医療機関数（ ）か所

Q8-2. 直近3年間でトラブルが原因の歯科医療機関との取引中止がありますか 1. ある 2. ない

Q8-3. (Q7-2で「ある」の場合) そのトラブルはどれですか（当てはまるすべてに○）

1. 料金	2. 品質	3. 納期	4. 補てつ物等に関する考え方の相違
5. その他（ ）			

Q9-1. 補てつ物等の製作受託に関して歯科医療機関と契約書を取り交わしていますか 1. はい 2. いいえ

Q9-2. (Q8-1で「はい」の場合) 契約項目はどれですか（当てはまるすべてに○）

1. 契約内容（補てつ物等の種類・量など）	2. 契約期間
3. 報酬金額	4. 報酬支払時期
5. 再製作時の費用負担	6. 契約解除条項

Q10. 自由意見をお書き下さい

ご協力ありがとうございました。

資料 2-2：質問票（歯科医療機関用）

平成 29 年度厚生労働科学研究
「歯科技工業の多様な業務モデルに関する研究」質問票
【歯科医療機関（管理者）用】

この調査は、平成 29 年度厚生労働科学研究「歯科技工業の多様な業務モデルに関する研究」の一環で行われるもので、歯科技工士の労働実態等を把握・分析することで、歯科技工業の効率化や歯科技工士の労働環境の改善につながる提言等を行うことを目的としています。この調査は無記名で個人が特定されることはなく、回答内容は調査目的以外には使用いたしません。趣旨をご理解のうえ調査にご協力いただきますようお願いいたします。

☐

←この調査に同意していただける場合はチェックをお願いいたします。

Q1. 所在する都道府県（○印は1つ）

1. 北海道・東北 2. 関東・甲信越 3. 東海・北陸 4. 近畿 5. 中国・四国 6. 九州・沖縄

Q2. 開業年数

() 年

Q3. 1日平均患者数

() 人

Q4. 全患者に対する補てつ物等を製作する患者の割合（10%単位で記入）

() %

Q5. 職員数（パートを含む）

1. 総職員数	2. 歯科医師数	3. 歯科技工士数
() 名	() 名	() 名

Q6-1. 補てつ物等の製作場所（いずれかに○）

- | | |
|-----------------------|-----------|
| 1. すべてを歯科技工所に委託 | → Q6-2以降へ |
| 2. 大部分を歯科技工所に委託、一部は院内 | → Q6-2以降へ |
| 3. 一部を歯科技工所に委託、大部分は院内 | → Q6-2以降へ |
| 4. すべてを院内で製作 | → Q8-1へ |

Q6-2. 製作を委託している歯科技工所数

() 箇所

Q6-3. 1種類の補てつ物等を複数の歯科技工所に委託するケース（種類）

1. ない 2. ある（種類： ）

Q6-4. 補てつ物等の製作を委託した際のトラブル（いずれかに○、「1」を回答した場合は具体的に記入）

1. ない・ほとんどない
2. ある（具体例： ）

Q7-1. 補てつ物等の製作委託に関して歯科技工所と契約書を取り交わしていますか

1. はい 2. いいえ

Q7-2. (Q7-1で「はい」の場合) 契約項目はどれですか（当てはまるすべてに○）

- | | |
|-----------------------|-----------|
| 1. 契約内容（補てつ物等の種類・量など） | 2. 契約期間 |
| 3. 報酬金額 | 4. 報酬支払時期 |
| 5. 再製作時の費用負担 | 6. 契約解除条項 |

（裏面に続く）

以下に、国外での補てつ物等の製作（以下「海外技工」という）の委託についてお聞きます

Q8-1. 海外技工に関する下記の通知について（各項目で○印は1つ）

	知 つ て お り 内 容 も 把 握	知 つ て い る が 内 容 の 把 握 な し	知 ら な い
1. 国外で作成された補てつ物等の取り扱いについて（平成 17 年 9 月 8 日付け課長通知）	1	2	3
2. 補てつ物等の作成を国外に委託する場合の使用材料の指示等について（平成 22 年 3 月 31 日付け課長通知）	1	2	3
3. 歯科医療における補てつ物等のトレーサビリティに関する指針について（平成 23 年 6 月 28 日付け局長通知）	1	2	3

Q8-2. 海外技工の発注経験（いずれかに○）

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1. ある（現在も発注している） | → Q8-3以降へ |
| 2. ある（現在は発注していない） | → Q8-3以降へ |
| 3. ない | → Q9へ |
| 4. 知らない（把握していない） | → Q9へ |

Q8-3. 海外技工の発注開始時期（いずれかに○）

- | | | | | |
|------------------------|------------|------------|------------|-------------|
| 1. 平成 28 年 | 2. 平成 27 年 | 3. 平成 26 年 | 4. 平成 25 年 | 5. 平成 24 年 |
| 6. 平成 23 年 | 7. 平成 22 年 | 8. 平成 21 年 | 9. 平成 20 年 | 10. 平成 19 年 |
| 11. 平成 18 年より前（平成 年から） | | | | |

Q8-4. 海外技工（自費）の発注物（当てはまるすべてに○）

- | | | |
|-------------|--------------------|---------------|
| 1. クラウンブリッジ | 2. 有床義歯 | 3. インプラント上部構造 |
| 4. 矯正装置 | 5. CAD/CAM による補てつ物 | 6. その他（ ） |

Q8-5. 海外技工の発注先（当てはまるすべてに○）

- | | | |
|-----------|----------|----------------|
| 1. 中国 | 2. 韓国 | 3. その他のアジア諸国 |
| 4. アメリカ | 5. EU 諸国 | 6. 発注国を把握していない |
| 7. その他（ ） | | |

Q8-6. 外注技工に占める海外技工の割合（○印は1つ）

- | | | | | |
|---------|------------|-------------|--------------|-------------|
| 1. 1%未満 | 2. 1%～5%未満 | 3. 5%～10%未満 | 4. 10%～20%未満 | 5. それ以上（ ）% |
|---------|------------|-------------|--------------|-------------|

Q8-7. 海外技工の最大の発注理由（○印は1つ）

- | | | |
|--------------------|-------------------|-----------------|
| 1. 精度が良い | 2. 値段が安い | 3. 安全性が高い |
| 4. 国内で製作する技術・材料がない | 5. 発注から納品までの時間が早い | |
| 6. 保証期間が長い | 7. 費用対効果が高い | 8. 取引先の歯科技工所の勧め |

Q8-8. 海外技工の発注に際しての患者の同意

- | | |
|---------|----------|
| 1. 得ている | 2. 得ていない |
|---------|----------|

Q9. 自由意見をお書き下さい（特に歯科技工に関して）

--

ご協力ありがとうございました。

資料 2-3：質問票（歯科技工士用）

平成 29 年度厚生労働科学研究
「歯科技工業の多様な業務モデルに関する研究」質問票
【歯科技工士用】【フルタイム勤務者用】

この調査は、平成 29 年度厚生労働科学研究「歯科技工業の多様な業務モデルに関する研究」の一環で行われるもので、歯科技工士の労働実態等を把握・分析することで、歯科技工業の効率化や歯科技工士の労働環境の改善につながる提言等を行うことを目的としています。この調査は無記名で個人が特定されることはなく、回答内容は調査目的以外には使用いたしません。趣旨をご理解のうえ調査にご協力いただきますようお願いいたします。

☐

←この調査に同意していただける場合はチェックをお願いいたします。

Q1. 勤務する都道府県（○印は1つ）

1. 北海道・東北 2. 関東・甲信越 3. 東海・北陸 4. 近畿 5. 中国・四国 6. 九州・沖縄

Q2. 性別（数字に○）

1. 男性 2. 女性

Q3. 年齢（整数を記入）

（ ） 歳

Q4. 現在の就業先（○印は1つ）

1. 歯科技工所（管理者） 2. 歯科技工所（勤務者） 3. 歯科診療所（企業内診療所も含む）
4. 病院

Q5. 歯科技工士としての就業年数（パート・アルバイトを含む）

総計：（ ） 年

現在就業している場所での年数：（ ） 年

現在就業している場所：（ ） 力所目

Q6. 補てつ物等を製作している方のみ回答下さい

Q6-1. 補てつ物等における、業務形態、1カ月の製作個数、直近3年間の製作個数の変化

（当てはまるものは□に✓、業務形態、製作個数、変化はいずれかに○）

		a 業務形態				b 製作個数（1カ月） * 歯冠修復物は「歯数」でカウント * 例：3ユニットブリッジは「3」				c 製作個数の 変化（3年間）		
		全患者を1人で担当	患者毎に分担	作業工程毎に分担	その他	1から4	5から9	10から29	30以上	変化なし	増加傾向	減少傾向
1. クラウンブリッジ	1. 保険分 □	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3
	2. 自費分 □	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3
2. CAD/CAM 冠	1. 保険分 □	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3
	2. 自費分 □	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3
3. 有床義歯	1. 保険分 □	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3
	2. 自費分 □	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3
4. インプラント上部構造	□	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3
5. 矯正装置	□	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3

※具体的な業務形態（ ）
（裏面に続く）

Q6-2. 製作している補てつ物等の自費の割合 () 割

Q7-1. あなたの歯科技工士としての前年（平成28年）の年収

() 万円

Q7-2. あなたの歯科技工士としての年収の直近3年間の変化（いずれかに○）

1. 変化なし 2. 増加傾向 3. 減少傾向

Q8-1. あなたの1日平均就労時間（半日営業の日を除く、休憩を除く、例：7.5時間）

() 時間、そのうち残業：() 時間

Q8-2. あなたの1日平均就労時間の直近3年間の変化（いずれかに○）

1. 変化なし 2. 増加傾向 3. 減少傾向

Q8-3. あなたの1カ月の残業時間（いずれかに○）

1. ほとんどない 2. 45時間未満 3. 45時間以上 4. 80時間以上 5. 100時間以上

Q9. あなたが職務内容についてもっている意識をお聞きます（いずれかに○）

	そう 思う	どちら かとい えは	どちら かとい えは	そう 思わ ない
1. 私は今の仕事に興味をもっている	1	2	3	4
2. 私は仕事を通じて全体として成長した	1	2	3	4
3. 私は歯科技工所や歯科診療所に勤めていたり開業していることを誇らしく思う	1	2	3	4
4. 今の仕事は私に適している	1	2	3	4
5. 社会の人々は、私の仕事を尊敬するに値する仕事だと思っている	1	2	3	4
6. 私の仕事は「やり甲斐のある仕事をした」というかんじが得られる	1	2	3	4
7. 私は同僚や受託している歯科医療機関のみんなに認められている	1	2	3	4
8. 私は仕事をしていて着実な人生設計がたてられる	1	2	3	4

Q10. あなたのよく利用する歯科技工に関する学習手段（当てはまるすべてに○）

1. 歯科技工士会等の生涯研修事業 2. 各種学会の学術大会 3. スタディグループ
4. メーカー主催の研修会 5. 専門誌 6. 卒後研修事業
7. その他 ()

Q11. 自由意見をお書き下さい（改善してもらいたいことを含めて）

ご協力ありがとうございました。

平成 年 月 日

訪問調査について（一人歯科技工所）

● 歯科技工所名：_____

● 開業年数

年 （整数を記入）

● 開業に至る経緯（キャリアパス）

● パートの採用

1. 採用している → () 人 →詳細：
2. 採用していない

● 1 日平均営業時間

時間 （半日営業の日を除く）

● 1 日平均就労時間（技工時間）

時間 （半日営業の日を除く、休憩を除く）

● 補てつ物の直近 3 年間の製作個数の変化

1. クラウン・ブリッジ： 変化なし、増加傾向、減少傾向
2. CAD/CAM 冠： 変化なし、増加傾向、減少傾向
3. 有床義歯： 変化なし、増加傾向、減少傾向
4. その他（ ）： 変化なし、増加傾向、減少傾向

● 雇用契約

貴所では入社時に従業員との間で書面にて雇用契約を結んでいますか（いずれかに○）

1. 家族以外の従業員がいないため不要
2. 結んでいる
3. 結んでいない

無資格の事務員の方等を雇用していますか

1. はい
2. いいえ

また雇用しているのであればどのように活用されていますか

--

雇用しない理由はなぜですか

--

● 就業規則

就業規則を作成していますか（いずれかに○）

1. 作成していない
2. 作成しているが、労働基準監督署に届けていない
3. 作成していて、労働基準監督署に届けている

● 受託契約

補てつ物等の製作受託に関して歯科医療機関と契約書を取り交わしていますか

1. はい
2. いいえ

(「はい」の場合) 契約項目はどれですか (当てはまるすべてに○)

- | | |
|-----------------------|-----------|
| 1. 契約内容（補てつ物等の種類・量など） | 2. 契約期間 |
| 3. 報酬金額 | 4. 報酬支払時期 |
| 5. 再製作時の費用負担 | 6. 契約解除条項 |

補てつ物の製作を受託している歯科医療機関数

11

か所

直近3年間でトラブルが原因で取引中止がありますか

1. ある
2. ない

トラブルがある場合、どれですか

1. 料金 2. 品質 3. 納期 4. 補てつ物等に関する考え方の相違
5. その他（ ）

● 労働環境改善の取り組み

労働環境改善への取り組みの内容（当てはまるすべてに○）

1. 作業環境の不具合がないようにする
2. 従業員の意見を積極的に取り入れる
3. 作業環境に関する新しい情報を入手する
4. 生涯学習を支援する
5. その他（

● 労働環境についてのイメージや情報入手について

- イメージ： 1. わく → (どんな?)
2. わからない、考えたこともない、
- 情報の入手： 1. している → (どんな?)
2. していない
- その他 ()

● 労働災害についてのイメージや情報入手について

- イメージ： 1. わく → (どんな?)
2. わからない、考えたこともない、
- 情報の入手： 1. している → (どんな?)
2. していない
- その他 ()

● 労働契約についてのイメージや情報入手について

- イメージ： 1. わく → (どんな?)
2. わからない、考えたこともない、
- 情報の入手： 1. している → (どんな?)
2. していない
- その他 ()

● 仕事の効率化への取り組み

- 1. 特定の補てつ物のみの受注
保険：歯冠修復物、可撤性床義歯
私費：歯冠修復物、可撤性床義歯、インプラント関連、CAD/CAM
- 2. 新しい機器の導入
- 3. その他 ()

● 一人歯科技工所の活性化の方策

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.

資料 3-1：集計表（歯科技工所）：回答数 429

Q1. 所在する都道府県

北海道・東北	関東・甲信越	東海・北陸	近畿	中国・四国	九州・沖縄	未回答
17	78	135	95	58	34	12

Q2-1. 開業年数

平均 24 年（1～75 年）（未回答 7）

Q2-2. 前年（平成 28 年）の売上高（税込）

「500 万－1000 万未満」が最多

Q2-3. 直近 3 年間での売り上げ状況

変化なし	増加傾向	減少傾向	未回答
107	78	233	14

Q3-1. 現在の職員数と直近 3 年間での変化

	人数 (名)	直近 3 年間での増減			増減数 (名)	未回答
		変化なし	増加	減少		
総職員数	平均 12.1	304	32	31	4.6	43
男性歯科技工士数	平均 9.1	206	24	21	2.4	89
女性歯科技工士数	平均 7.2	125	25	12	4.6	251
うち、パート歯科技工士数	平均 1.9	304	32	31	4.8	251

Q3-2. 直近 3 年間で歯科技工士（パートを含む）を新規に採用しましたか

はい	いいえ
65	361

Q3-3. 新規に採用しなかった場合の理由

人員や業務に変化がなかった	178
業務量が減った	92
業務の縮小を図った	33
募集しても来ない	42
業務の効率化を図った	12
その他	45

Q4-1. 貴所の 1 日平均営業時間

平均 10.1 時間（0～24 時間）（未記入 11）

Q4-2. あなたの1日平均就労時間

平均 10.3 時間（2～20 時間）（未記入 13）

Q4-3. 貴所の1カ月間の休業日数

平均 5.3 日（0～28 日）（未記入 17）

Q5-1. 貴所では入社時に従業員との間で書面にて雇用契約を結んでいますか

家族以外の従業員がいないため不要	結んでいる	結んでいない	未回答
260	67	89	16

Q5-2. 就業規則を作成していますか

作成していない	336
作成しているが、労働基準監督署に届けていない	28
作成していて、労働基準監督署に届けている	53
未回答	15

Q6-1. 労働環境改善への取り組みの内容

作業環境の不具合がないようにする	306
従業員の意見を積極的に取り入れる	82
作業環境に関する新しい情報を入手する	128
生涯学習を支援する	67
その他	38
未回答	58

Q6-2. 歯科技工業務の効率化への取り組みの内容

補てつ物等の種類に応じて担当制としている	113
特定の補てつ物等のみの受注を行っている	169
ひとつの補てつ物等を作業工程ごとに分担している	59
歯科技工業務を行う者とそれ以外の業務（営業や梱包等）の者を分けている	89
新しい機器を導入している	107
その他	38
未回答	85

Q7. 補てつ物等における、業務形態、1カ月の製作個数、直近3年間の製作個数の変化

		業務形態				製作個数（1カ月） * 歯冠修復物は「歯数」で カウント * 例：3ユニットブリッジ は「3」				製作個数の 変化 (3年間)			未 回 答
		全 患者を 1人で 担当	患 者毎に 分担	作 業工 程毎に 分担	そ の 他	1 から 9	10 から 49	50 から 99	100 以上	変 化 な し	増 加 傾 向	減 少 傾 向	
クラウンブリ ッジ	保険分 305	209	36	31	9	14	69	76	123	84	31	158	32
	自費分 240	158	27	30	9	97	69	16	29	62	43	97	38
CAD/CAM 冠	保険分 134	56	19	35	14	39	32	16	25	32	64	13	25
	自費分 93	35	13	26	10	31	31	5	10	29	37	10	17
有床義歯	保険分 240	148	19	36	7	18	112	63	29	84	43	77	36
	自費分 157	82	16	27	8	95	31	8	6	55	26	49	27
インプラント 上部構造	129	70	20	21	5	53	43	11	6	45	34	34	16
矯正装置	83	47	11	10	7	49	19	4	4	39	13	15	16

Q8-1. 補てつ物等の製作を受託している歯科医療機関数

平均 48 カ所（0～6000 カ所）（未回答 28）

Q8-2. 直近3年間でトラブルが原因の歯科医療機関との取引中止がありますか

ある	ない	未回答
115	296	21

Q8-3. (Q8-2 で「ある」の場合) そのトラブルはどれですか

料金	品質	納期	補てつ物等に関する考え方の相違	その他	未回答
69	21	22	57	26	1

Q9-1. 補てつ物等の製作受託に関して歯科医療機関と契約書を取り交わしていますか

はい	いいえ	未回答
35	375	21

Q9-2. (Q9-1 で「はい」の場合) 契約項目はどれですか

契約内容	契約期間	報酬金額	報酬支払時期	再製作時の費用負担	契約解除条項
20	3	24	7	5	4

資料 3-2：集計表（歯科医療機関）：回答数 576

Q1. 所在する都道府県

北海道・東北	関東・甲信越	東海・北陸	近畿	中国・四国	九州・沖縄	未回答
90	124	84	77	100	86	15

Q2. 開業年数

平均 24 年（未回答 3）

Q3. 1 日平均患者数

平均 32 名（2～120 名）（未回答 4）

Q4. 全患者に対する補てつ物等を製作する患者の割合

平均 35%（0～100%）（未回答 51）

Q5. 職員数（パートを含む）

総職員数	歯科医師数	歯科技工士数
平均 7.0 名 (1～80 名) (未回答 3)	平均 1.7 名 (1～12 名) (未回答 0)	平均 0.4 名 (1～10 名) (未回答 0)

Q6-1. 補てつ物等の製作場所

すべてを歯科技工所に委託	250
大部分を歯科技工所に委託、一部は院内	163
一部を歯科技工所に委託、大部分は院内	105
すべてを院内で製作	12
未回答	46

Q6-2. 製作を委託している歯科技工所数

平均 2.8 か所（1～8 か所）（未回答 1）

Q6-3. 1 種類の補てつ物等を複数の歯科技工所に委託するケース（種類）

ない	ある	未回答
418	132 (種類は様々)	14

Q6-4. 補てつ物等の製作を委託した際のトラブル

ない・ほとんどない	ある	未回答
461	103 (具体例は様々)	0

Q7-1. 補てつ物等の製作委託に関して歯科技工所と契約書を取り交わしていますか

はい	いいえ	未回答
86	478	0

Q7-2. (Q7-1 で「はい」の場合) 契約項目はどれですか

契約内容	契約期間	報酬金額	報酬支払時期	再製作時の費用負担	契約解除条項
50	9	63	26	19	11

Q8-1. 海外技工に関する下記の通知について

	内容も把握 知っており	内容の把握 知っているが なし	知らない	未回答
国外で作成された補てつ物等の取り扱いについて (平成 17 年 9 月 8 日付け課長通知)	124	252	174	26
補てつ物等の作成を国外に委託する場合の使用材料の指示等について (平成 22 年 3 月 31 日付け課長通知)	83	165	298	30
歯科医療における補てつ物等のトレーサビリティに関する指針について (平成 23 年 6 月 28 日付け局長通知)	80	145	320	31

Q8-2. 海外技工の発注経験

ある (現在も発注している)	18
ある (現在は発注していない)	13
ない	502
知らない (把握していない)	17
未回答	25

Q8-3. 海外技工の発注開始時期 (n=31)

平成 28 年	平成 27 年	平成 26 年	平成 25 年	平成 24 年	平成 23 年
4	3	5	1	3	2
平成 22 年	平成 21 年	平成 20 年	平成 19 年	平成 18 年以前	未回答
3	1	2	1	4	2

Q8-4. 海外技工（自費）の発注物（n=31、複数回答）

クラウンブリッジ	4
有床義歯	16
インプラント上部構造	1
矯正装置	7
CAD/CAM による補てつ物	1
その他	3

Q8-5. 海外技工の発注先（n=31、複数回答）

中国	15
韓国	0
その他のアジア諸国	1
アメリカ	9
EU 諸国	3
発注国を把握していない	2
その他	1
未回答	1

Q8-6. 外注技工に占める海外技工の割合（n=31）

1%未満	1%～5%未満	5%～10%未満	10%～20%未満	それ以上
25	4	2	0	0

Q8-7. 海外技工の最大の発注理由（n=31）

精度が良い	0
値段が安い	5
安全性が高い	0
国内で製作する技術・材料がない	10
発注から納品までの時間が早い	2
保証期間が長い	0
費用対効果が高い	0
取引先の歯科技工所の勧め	10
未回答	4

Q8-8. 海外技工の発注に際しての患者の同意

得ている	得ていない	未回答
13	18	0

資料 3-3-1：集計表（歯科技工士：歯科技工所勤務）：回答数 319

Q1. 勤務する都道府県

北海道・東北	関東・甲信越	東海・北陸	近畿	中国・四国	九州・沖縄	未回答
10	62	96	78	45	24	4

Q2. 性別

男性	女性	未回答
290	28	1

Q3. 年齢

中央値 54 歳（22～79 歳）（未回答 1）

Q4. 現在の就業先

歯科技工所（管理者）	歯科技工所（勤務者）	歯科診療所	病院	未回答
232	82	4	0	1

Q5. 歯科技工士としての就業年数（パート・アルバイトを含む）

総計	中央 32 年（0.7～64 年）（未回答 1）
現在就業している場所での年数	中央 19 年（0.7～56 年）（未回答 6）
現在就業している場所	中央 2 カ所目（1～24 カ所）（未回答 21）

Q6-1. 補てつ物等における、業務形態、1 カ月の製作個数、直近 3 年間の製作個数の変化

		業務形態				製作個数（1 カ月） ＊歯冠修復物は「歯数」で カウント ＊例：3 ユニットブリッジ は「3」				製作個数の 変化 （3 年間）		
		全患者を 1 人で担 当	患者毎に 分担	作業工程毎に 分担	その他	1 から 4	5 から 9	10 から 29	30 以上	変化なし	増加傾向	減少傾向
クラウンブリ ッジ	保険分 223	152	34	24	5	9	14	33	154	66	20	124
	自費分 164	106	24	19	4	63	25	28	33	41	34	70
CAD/CAM 冠	保険分 86	32	12	26	9	26	15	14	24	20	46	13
	自費分 63	22	9	25	10	23	7	15	11	22	30	5
有床義歯	保険分 155	104	14	20	6	7	24	53	57	50	32	56
	自費分 92	57	6	15	7	54	11	5	10	33	19	29
インプラント 上部構造		74	40	15	11	4	26	21	12	9	24	22
矯正装置		47	30	6	4	5	26	5	4	6	22	7

Q6-2. 製作している補てつ物等の自費の割合

中央値 1 割（0～10 割）（未回答 41）

Q7-1. あなたの歯科技工士としての前年（平成 28 年）の年収

中央値 360 万円（0～2500 万円）（未回答 41）

Q7-2. あなたの歯科技工士としての年収の直近 3 年間の変化

変化なし	増加傾向	減少傾向
99	53	148

Q8-1. あなたの 1 日平均就労時間

中央値 10 時間（2～20 時間）（未回答 17）

そのうち残業：中央値 2 時間（未回答 126）

Q8-2. あなたの 1 日平均就労時間の直近 3 年間の変化

変化なし	増加傾向	減少傾向
137	39	130

Q8-3. あなたの 1 カ月の残業時間

ほとんどない	45 時間未満	45 時間以上	80 時間以上	100 時間以上	未回答
98	48	42	31	60	40

Q9. あなたが職務内容についてもっている意識をお聞きます

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
私は今の仕事に興味をもっている	131	116	24	31
私は仕事を通じて全体として成長した	114	133	21	33
私は歯科技工所や歯科診療所に勤めていたり開業していることを誇らしく思う	80	107	60	55
今の仕事は私に適している	119	122	35	26
社会の人々は、私の仕事を尊敬するに値する仕事だと思っている	49	98	89	67
私の仕事は「やり甲斐のある仕事をした」というかんじが得られる	88	129	39	47
私は同僚や受託している歯科医療機関のみんなに認められている	63	169	36	33
私は仕事をしていて着実な人生設計がたてられる	35	86	86	95

Q10. あなたのよく利用する歯科技工に関する学習手段

歯科技工士会等の生涯研修事業	75
各種学会の学術大会	72
スタディグループ	56
メーカー主催の研修会	128
専門誌	177
卒後研修事業	19
その他	17

資料 3-3-2：集計表（歯科技工士：歯科医療機関勤務）：回答数 167

Q1. 勤務する都道府県

北海道・東北	関東・甲信越	東海・北陸	近畿	中国・四国	九州・沖縄	未回答
40	12	23	25	49	16	2

Q2. 性別

男性	女性	未回答
128	38	1

Q3. 年齢

中央値 49 歳（20～80 歳）（未回答 0）

Q4. 現在の就業先

歯科技工所（管理者）	歯科技工所（勤務者）	歯科診療所	病院	未回答
16	6	141	3	1

Q5. 歯科技工士としての就業年数（パート・アルバイトを含む）

総計	中央値 27 年（0.5～62 年）（未回答 0）
現在就業している場所での年数	中央値 20.5 年（0.2～48 年）（未回答 1）
現在就業している場所	中央値 2 カ所目（1～8 カ所）（未回答 7）

Q6-1. 補てつ物等における、業務形態、1 カ月の製作個数、直近 3 年間の製作個数の変化

		業務形態				製作個数（1 カ月） ＊歯冠修復物は「歯数」で カウント ＊例：3 ユニットブリッジ は「3」				製作個数の 変化 （3 年間）		
		全患者を1人で担当	患者毎に分担	作業工程毎に分担	その他	1 から 4	5 から 9	10 から 29	30 以上	変化なし	増加傾向	減少傾向
クラウンブリッジ	保険分 145	98	24	8	12	5	12	41	80	74	14	49
	自費分 71	34	16	6	9	30	10	17	5	32	8	23
CAD/CAM 冠	保険分 35	13	4	7	9	8	9	7	8	12	15	4
	自費分 27	11	4	4	7	4	8	3	4	6	11	2
有床義歯	保険分 81	38	10	21	9	14	15	32	10	41	10	24
	自費分 30	4	4	10	8	16	2	2	4	14	3	5
インプラント 上部構造	37	16	8	2	9	16	6	7	0	19	4	7
矯正装置	40	17	9	6	7	25	2	4	1	21	3	11

Q6-2. 製作している補てつ物等の自費の割合

中央値 1 割（0～10 割）（未回答 26）

Q7-1. あなたの歯科技工士としての前年（平成 28 年）の年収

中央値 400 万円（0～1153 万円）（未回答 14）

Q7-2. あなたの歯科技工士としての年収の直近 3 年間の変化

変化なし	増加傾向	減少傾向
74	55	28

Q8-1. あなたの 1 日平均就労時間

中央値 8 時間（3～18 時間）（未回答 12）

そのうち残業：中央値 1 時間（0～12 時間）（未回答 52）

Q8-2. あなたの 1 日平均就労時間の直近 3 年間の変化

変化なし	増加傾向	減少傾向
109	14	38

Q8-3. あなたの 1 カ月の残業時間

ほとんどない	45 時間未満	45 時間以上	80 時間以上	100 時間以上	未回答
75	59	12	7	5	9

Q9. あなたが職務内容についてもっている意識をお聞きます

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
私は今の仕事に興味をもっている	73	73	11	3
私は仕事を通じて全体として成長した	54	92	9	5
私は歯科技工所や歯科診療所に勤めていたり開業していることを誇らしく思う	41	93	17	10
今の仕事は私に適している	58	82	12	7
社会の人々は、私の仕事を尊敬するに値する仕事だと思っている	22	67	45	23
私の仕事は「やり甲斐のある仕事をした」というかんじが得られる	49	91	12	7
私は同僚や受託している歯科医療機関のみんなに認められている	33	97	19	9
私は仕事をしていて着実な人生設計がたてられる	21	81	39	16

Q10. あなたのよく利用する歯科技工に関する学習手段

歯科技工士会等の生涯研修事業	31
各種学会の学術大会	23
スタディグループ	15
メーカー主催の研修会	56
専門誌	102
卒後研修事業	7
その他	19

資料 4-1：集計表（歯科技工士(歯科技工所フルタイム勤務)と歯科技工士(歯科医療機関フルタイム勤務)との比較）

Q1. 勤務する都道府県

	北海道・東北	関東・甲信越	東海・北陸	近畿	中国・四国	九州・沖縄
歯科技工所勤務	10 (3.2%)	62 (19.7%)	96 (24.8%)	78 (24.8%)	45 (14.3%)	24 (7.6%)
歯科医療機関勤務	40 (24.2%)	12 (7.3%)	23 (13.9%)	25 (15.2%)	49 (29.7%)	16 (9.7%)

Q2. 性別

	男性	女性
歯科技工所勤務	290 (91.2%)	28 (8.8%)
歯科医療機関勤務	128 (77.1%)	38 (22.9%)

Q3. 年齢

	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代以上
歯科技工所勤務	11 (3.5%)	45 (14.2%)	64 (20.1%)	103 (32.4%)	75 (23.6%)	20 (6.3%)
歯科医療機関勤務	13 (7.8%)	26 (15.6%)	46 (27.5%)	56 (33.5%)	20 (12.0%)	6 (3.6%)

Q5-1. 歯科技工士としての就業年数（総年数）

	1-9 年	10-19 年	20-29 年	30 年以上
歯科技工所勤務	20 (6.3%)	49 (15.4%)	64 (20.1%)	185 (58.2%)
歯科医療機関勤務	19 (11.4%)	28 (16.8%)	45 (26.9%)	75 (44.9%)

Q5-2. 歯科技工士としての就業年数（現勤務場所）

	1-9 年	10-19 年	20-29 年	30 年以上
歯科技工所勤務	72 (23.0%)	86 (27.5%)	96 (30.7%)	59 (18.8%)
歯科医療機関勤務	41 (24.7%)	33 (19.9%)	53 (31.9%)	39 (23.5%)

Q6-1-1. 補てつ物等における直近 3 年間の製作個数の変化（クラウンブリッジ）

	保険分			自費分		
	変化なし	増加傾向	減少傾向	変化なし	増加傾向	減少傾向
歯科技工所勤務	66 (31.4%)	20 (9.5%)	124 (59.0%)	41 (28.3%)	34 (23.4%)	70 (48.3%)
歯科医療機関勤務	74 (54.0%)	14 (10.2%)	49 (35.8%)	32 (50.8%)	8 (12.7%)	23 (36.5%)

Q6-1-2. 補てつ物等における直近３年間の製作個数の変化（CAD/CAM）

	保険分			自費分		
	変化なし	増加傾向	減少傾向	変化なし	増加傾向	減少傾向
歯科技工所勤務	20 (25.3%)	46 (58.2%)	13 (16.5%)	22 (38.6%)	30 (52.6%)	5 (8.8%)
歯科医療機関勤務	12 (38.7%)	15 (48.4%)	4 (12.9%)	6 (31.6%)	11 (57.9%)	2 (10.5%)

Q6-1-3. 補てつ物等における直近３年間の製作個数の変化（有床義歯）

	保険分			自費分		
	変化なし	増加傾向	減少傾向	変化なし	増加傾向	減少傾向
歯科技工所勤務	50 (36.2%)	32 (23.2%)	56 (40.6%)	33 (40.7%)	19 (23.5%)	29 (35.8%)
歯科医療機関勤務	41 (54.7%)	10 (13.3%)	24 (32.0%)	14 (63.6%)	3 (13.6%)	5 (22.7%)

Q6-1-4. 補てつ物等における直近３年間の製作個数の変化（その他）

	インプラント上部構造			矯正装置		
	変化なし	増加傾向	減少傾向	変化なし	増加傾向	減少傾向
歯科技工所勤務	24 (35.3%)	22 (32.4%)	22 (32.4%)	22 (52.4%)	7 (16.7%)	13 (31.0%)
歯科医療機関勤務	19 (63.3%)	4 (13.3%)	7 (23.3%)	21 (60.0%)	3 (8.6%)	11 (31.4%)

Q6-2. 製作している補てつ物等の自費の割合

	0 割	1-3 割	4 割	5 割以上
歯科技工所勤務	90 (32.4%)	95 (34.2%)	48 (17.3%)	45 (16.2%)
歯科医療機関勤務	56 (39.7%)	52 (36.9%)	15 (10.6%)	18 (12.8%)

Q7-2. あなたの歯科技工士としての年収の直近３年間の変化

	変化なし	増加	減少
歯科技工所勤務	99 (33.0%)	53 (17.7%)	148 (49.3%)
歯科医療機関勤務	74 (47.1%)	55 (35.0%)	28 (17.8%)

Q8-1. あなたの 1 日平均就労時間

Q8-2. あなたの 1 日平均就労時間の直近 3 年間の変化

	1 日平均就労時間	変化なし	増加	減少
歯科技工所勤務	10.4±-3.2 (n=302)	137 (44.8%)	39 (12.7%)	130 (42.5%)
歯科医療機関勤務	8.7±-2.0 (n=155)	109 (67.7%)	14 (8.7%)	38 (23.6%)

Q8-3. あなたの 1 カ月の残業時間

	ほんんどない	45 時間未満	45 時間以上	80 時間以上	100 時間以上
歯科技工所勤務	98 (35.1%)	48 (17.2%)	42 (15.1%)	31 (11.1%)	60 (21.5%)
歯科医療機関勤務	75 (47.5%)	59 (37.3%)	12 (7.6%)	7 (4.4%)	5 (3.2%)

Q9. あなたが職務内容についてもっている意識

肯定：「そう思う」・肯定的：「どちらかといえばそう思う」

否定：「そう思わない」・否定的：「どちらかといえばそう思わない」

		肯定・肯定的	否定・否定的
1. 私は今の仕事に興味をもっている	歯科技工所勤務	247 (82%)	55 (18%)
	歯科医療機関勤務	148 (91%)	14 (9%)
2. 私は仕事を通じて全体として成長した	歯科技工所勤務	247 (82%)	54 (18%)
	歯科医療機関勤務	146 (90%)	14 (10%)
3. 私は歯科技工所や歯科診療所に勤めていたり開業していることを誇らしく思う	歯科技工所勤務	187 (62%)	115 (38%)
	歯科医療機関勤務	134 (83%)	27 (17%)
4. 今の仕事は私に適している	歯科技工所勤務	241 (80%)	61 (20%)
	歯科医療機関勤務	140 (86%)	19 (14%)
5. 社会の人々は、私の仕事を尊敬するに値する仕事だと思っている	歯科技工所勤務	147 (48%)	156 (52%)
	歯科医療機関勤務	89 (55%)	68 (45%)
6. 私の仕事は「やり甲斐のある仕事をした」というかんじが得られる	歯科技工所勤務	217 (72%)	86 (28%)
	歯科医療機関勤務	140 (86%)	19 (14%)
7. 私は同僚や受託している歯科医療機関のみんなに認められている	歯科技工所勤務	232 (77%)	69 (23%)
	歯科医療機関勤務	130 (80%)	28 (20%)
8. 私は仕事をしていて着実な人生設計がたてられる	歯科技工所勤務	121 (40%)	181 (60%)
	歯科医療機関勤務	102 (63%)	55 (37%)

資料 4-2：集計表（歯科技工所の規模別に行ったクロス集計：1 人歯科技工所と 2 人以上歯科技工所との比較）

Q2-1. 開業年数

	10 年未満	10 年以上	20 年以上	30 年以上	40 年以上	50 年以上
1 人歯科技工所	29 (14.6%)	44 (22.2%)	75 (37.9%)	36 (18.2%)	12 (6.1%)	2 (1.0%)
2 人以上歯科技工所	24 (13.1%)	42 (22.9%)	49 (26.8%)	39 (21.3%)	18 (9.8%)	11 (6.0%)

Q2-2. 前年（平成 28 年）の売上高（税込）

	500 万円未満	500 万円以上	1000 万円以上	2000 万円以上	10000 万円以上
1 人歯科技工所	86 (43.9%)	80 (40.8%)	27 (13.8%)	1 (0.5%)	2 (1.0%)
2 人以上歯科技工所	15 (8.7%)	45 (26.0%)	34 (19.7%)	51 (29.5%)	28 (16.2%)

Q2-3. 直近 3 年間での売り上げ状況

	変化なし	増加傾向	減少傾向
1 人歯科技工所	57 (29.2%)	17 (8.7%)	121 (62.1%)
2 人以上歯科技工所	37 (20.6%)	57 (31.7%)	86 (47.8%)

Q3-2. 直近 3 年間で歯科技工士（パートを含む）を新規に採用しましたか

	はい	いいえ
1 人歯科技工所	2 (1.0%)	197 (99.0%)
2 人以上歯科技工所	61 (33.2%)	123 (66.8%)

Q4-1. 貴所の 1 日平均営業時間

	8 時間未満	10 時間未満	12 時間未満	14 時間未満	16 時間未満	16 時間以上
1 人歯科技工所	45 (23.7%)	36 (18.9%)	46 (24.2%)	39 (20.5%)	15 (7.9%)	9 (4.7%)
2 人以上歯科技工所	11 (6.4%)	43 (25.0%)	56 (32.6%)	39 (22.7%)	15 (8.7%)	8 (4.7%)

Q4-2. あなたの 1 日平均就労時間

	8 時間未満	10 時間未満	12 時間未満	14 時間未満	16 時間未満	16 時間以上
1 人歯科技工所	48 (24.7%)	37 (19.1%)	36 (18.6%)	30 (15.5%)	30 (15.5%)	13 (6.7%)
2 人以上歯科技工所	30 (16.3%)	38 (20.7%)	44 (23.9%)	39 (21.2%)	22 (12.0%)	11 (6.0%)

Q4-3. 貴所の 1 カ月間の休業日数

	4 日未満	6 日未満	8 日未満	10 日未満	12 日未満	12 日以上
1 人歯科技工所	57 (29.4%)	80 (41.2%)	21 (10.8%)	15 (7.7%)	12 (6.2%)	9 (4.6%)
2 人以上歯科技工所	42 (23.3%)	55 (30.6%)	41 (22.8%)	26 (14.4%)	11 (6.1%)	5 (2.8%)

Q5-1. 貴所では入社時に従業員との間で雇用契約を結んでいますか

	不要	結んでいる	結んでいない
1 人歯科技工所	169 (87.1%)	5 (2.6%)	20 (10.3%)
2 人以上歯科技工所	64 (35.2%)	59 (32.4%)	59 (32.4%)

Q5-2. 就業規則を作成していますか

	未作成	作成・未届出	作成・届出
1 人歯科技工所	191 (97.9%)	3 (1.5%)	1 (0.5%)
2 人以上歯科技工所	110 (60.4%)	22 (12.1%)	50 (27.5%)

Q8-1. 補てつ物等の製作を受託している歯科医療機関数

	1 カ所	2-3 カ所	4-5 カ所	6-10 カ所	11-20 カ所	21 カ所以上
1 人歯科技工所	26 (29.4%)	73 (41.2%)	51 (10.8%)	28 (7.7%)	3 (6.2%)	16 (4.6%)
2 人以上歯科技工所	7 (4.0%)	20 (11.3%)	37 (20.9%)	42 (23.7%)	16 (9.0%)	55 (31.1%)

Q8-2. 直近 3 年間でトラブルが原因の歯科医療機関との取引中止がありますか

	ある	なし
1 人歯科技工所	40 (20.9%)	151 (79.1%)
2 人以上歯科技工所	64 (35.8%)	115 (64.2%)

Q9-1. 補てつ物等の製作受託に関して歯科医療機関と契約書を取り交わしていますか

	はい	いいえ
1 人歯科技工所	11 (5.8%)	178 (94.2%)
2 人以上歯科技工所	18 (10.1%)	161 (89.9%)

資料 4-3：集計表（就労時間の長さ（10 時間以上の長時間労働）をもとにしたクロス集計：就労時間 10 時間未満と就労時間 10 時間以上との比較）

Q1. 勤務する都道府県

	北海道・東北	関東・甲信越	東海・北陸	近畿	中国・四国	九州・沖縄
10 時間未満	5 (56%)	24 (41%)	36 (39%)	34 (44%)	17 (44%)	9 (41%)
10 時間以上	4 (44%)	34 (59%)	57 (61%)	43 (56%)	22 (56%)	13 (59%)

Q2. 性別

	男性	女性
10 時間未満	109 (40%)	18 (64%)
10 時間以上	164 (60%)	10 (36%)

Q3. 年齢

	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代以上
10 時間未満	6 (55%)	19 (43%)	15 (24%)	36 (37%)	39 (57%)	12 (71%)
10 時間以上	5 (45%)	25 (57%)	48 (76%)	62 (63%)	29 (43%)	5 (29%)

Q5-1. 歯科技工士としての就業年数（総年数）

	0-9 年	10-19 年	20-29 年	30-39 年	40-49 年	50-59 年	60-69 年
10 時間未満	11 (55%)	16 (34%)	18 (29%)	42 (41%)	30 (54%)	9 (82%)	1 (100%)
10 時間以上	9 (45%)	31 (66%)	45 (71%)	61 (59%)	26 (46%)	2 (18%)	0 (0%)

Q5-2. 歯科技工士としての就業年数（現勤務場所）

	0-9 年	10-19 年	20-29 年	30-39 年	40-49 年	50-59 年
10 時間未満	30 (44%)	30 (37%)	35 (38%)	23 (49%)	3 (50%)	2 (100%)
10 時間以上	38 (56%)	52 (63%)	56 (62%)	24 (51%)	3 (50%)	0 (0%)

Q5-3. 歯科技工士としての就業場所

	1 カ所	2 カ所	3 カ所	4 カ所	5 カ所	6 カ所以上
10 時間未満	42 (44%)	25 (36%)	28 (44%)	14 (41%)	3 (50%)	3 (33%)
10 時間以上	54 (56%)	44 (64%)	36 (56%)	20 (59%)	3 (50%)	6 (67%)

Q6-2. 製作している補てつ物等の自費の割合

	0-2 割	2-4 割	4-6 割	6-8 割	8-10 割
10 時間未満	77 (43%)	13 (32%)	3 (30%)	4 (44%)	18 (55%)
10 時間以上	103 (57%)	28 (68%)	7 (70%)	5 (56%)	15 (45%)

Q7-1. あなたの歯科技工士としての前年（平成 28 年）の年収

	0-199 万円	200-399 万円	400-599 万円	600-799 万円	800-999 万円	1000 万円以上
10 時間未満	23 (64%)	58 (47%)	24 (29%)	6 (23%)	4 (40%)	1 (100%)
10 時間以上	13 (36%)	65 (53%)	58 (71%)	20 (77%)	6 (60%)	0 (0%)

Q7-2. あなたの歯科技工士としての年収の直近 3 年間の変化

	変化なし	増加傾向	減少傾向
10 時間未満	38 (19%)	21 (20%)	62 (22%)
10 時間以上	160 (81%)	85 (80%)	224 (78%)

Q8-3. あなたの 1 カ月の残業時間

	ほんんどない	45 時間未満	45 時間以上	80 時間以上	100 時間以上
10 時間未満	82 (85%)	31 (65%)	8 (19%)	0 (0%)	3 (5%)
10 時間以上	14 (15%)	17 (35%)	34 (81%)	31 (100%)	55 (95%)

Q9. あなたが職務内容についてもっている意識

肯定：「そう思う」・肯定的：「どちらかといえばそう思う」

否定：「そう思わない」・否定的：「どちらかといえばそう思わない」

		肯定・肯定的	否定・否定的
1. 私は今の仕事に興味をもっている	10 時間未満	102 (82%)	23 (18%)
	10 時間以上	141 (82%)	31 (18%)
2. 私は仕事を通じて全体として成長した	10 時間未満	100 (80%)	25 (20%)
	10 時間以上	143 (84%)	28 (16%)
3. 私は歯科技工所や歯科診療所に勤めていたり開業していることを誇らしく思う	10 時間未満	79 (63%)	46 (37%)
	10 時間以上	105 (61%)	67 (39%)
4. 今の仕事は私に適している	10 時間未満	96 (77%)	28 (23%)
	10 時間以上	141 (82%)	32 (18%)
5. 社会の人々は、私の仕事を尊敬するに値する仕事だと思っている	10 時間未満	71 (57%)	54 (43%)
	10 時間以上	74 (43%)	99 (57%)
6. 私の仕事は「やり甲斐のある仕事をした」というかんじが得られる	10 時間未満	99 (79%)	27 (21%)
	10 時間以上	114 (66%)	58 (34%)
7. 私は同僚や受託している歯科医療機関のみんなに認められている	10 時間未満	100 (81%)	23 (19%)
	10 時間以上	130 (75%)	43 (25%)
8. 私は仕事をしていて着実な人生設計がたてられる	10 時間未満	60 (48%)	65 (52%)
	10 時間以上	59 (34%)	113 (66%)

資料 4-4：集計表（新規採用の有無をもとにしたクロス集計
：新規採用ありと新規採用なしとの比較）

Q1. 所在する都道府県

	北海道・東北	関東・甲信越	東海・北陸	近畿	中国・四国	九州・沖縄
新規採用あり	0 (0%)	5 (17%)	12 (22%)	20 (41%)	11 (42%)	7 (47%)
新規採用なし	5 (100%)	24 (83%)	42 (78%)	29 (59%)	15 (58%)	8 (53%)

Q2-1. 開業年数

	1-5 年	6-10 年	11-15 年	16-20 年	21-25 年	26-30 年	31-35 年
新規採用あり	1 (100%)	5 (36%)	5 (31%)	7 (33%)	11 (41%)	6 (30%)	8 (32%)
新規採用なし	0 (0%)	9 (64%)	11 (69%)	14 (67%)	16 (59%)	14 (70%)	17 (68%)
	36-40 年	41-45 年	46-50 年	51-55 年	56-60 年	71-75 年	
新規採用あり	3 (30%)	1 (8%)	2 (50%)	0 (0%)	6 (86%)	1 (100%)	
新規採用なし	7 (70%)	11 (92%)	2 (50%)	1 (100%)	1 (14%)	0 (0%)	

Q2-2. 前年（平成 28 年）の売上高（税込）

[万円]

	-500	500-	1000-	1500-	2000-	2500-	3000-
新規採用あり	3 (27%)	0 (0%)	2 (4%)	6 (30%)	5 (36%)	1 (11%)	1 (25%)
新規採用なし	8 (73%)	15 (100%)	43 (96%)	14 (70%)	9 (64%)	8 (89%)	3 (75%)
	3500-	4000-	5000-	7000-	10000-	20000-	
新規採用あり	0 (0%)	0 (0%)	11 (52%)	6 (60%)	11 (79%)	14 (100%)	
新規採用なし	4 (100%)	2 (100%)	10 (48%)	4 (40%)	3 (21%)	0 (0%)	

Q2-3. 直近 3 年間で売り上げ状況

	変化なし	増加傾向	減少傾向
新規採用あり	10 (27%)	39 (68%)	11 (13%)
新規採用なし	27 (73%)	18 (32%)	75 (87%)

Q4-1. 貴所の 1 日平均営業時間

[時間]

	0-2	2-4	4-6	6-8	8-10	10-12
新規採用あり	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	18 (42%)
新規採用なし	3 (100%)	2 (100%)	2 (100%)	1 (100%)	6 (100%)	25 (58%)
	12-14	14-16	16-18	18-20	20-22	22-24
新規採用あり	11 (28%)	8 (33%)	1 (25%)	2 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
新規採用なし	28 (72%)	16 (67%)	3 (75%)	0 (0%)	1 (100%)	1 (100%)

Q4-2. あなたの1日平均就労時間

[時間]

	0-2	2-4	4-6	6-8	8-10	10-12
新規採用あり	1 (100%)	1 (100%)	1 (13%)	4 (19%)	16 (42%)	16 (37%)
新規採用なし	0 (0%)	0 (0%)	7 (88%)	17 (81%)	22 (58%)	27 (63%)
	12-14	14-16	16-18	18-20		
新規採用あり	14 (36%)	3 (14%)	3 (43%)	2 (50%)		
新規採用なし	25 (64%)	19 (86%)	4 (57%)	2 (50%)		

Q5-1. 貴所では入社時に従業員との間で雇用契約を結んでいますか

	不要	締結	未締結
新規採用あり	4 (6%)	39 (66%)	18 (31%)
新規採用なし	60 (94%)	20 (34%)	41 (69%)

Q6-1. 労働環境改善への取り組みの内容

	1	2	3	4	5
新規採用あり	48 (36%)	43 (61%)	36 (47%)	32 (67%)	8 (53%)
新規採用なし	85 (64%)	27 (39%)	40 (53%)	16 (33%)	7 (47%)

- 1：作業環境の不具合がないようにする
 2：従業員の意見を積極的に取り入れる
 3：作業環境に関する新しい情報を入手する
 4：生涯学習を支援する
 5：その他

Q6-2. 歯科技工業務の効率化への取り組みの内容

	1	2	3	4	5	6
新規採用あり	37 (42%)	12 (24%)	29 (53%)	36 (46%)	44 (59%)	3 (27%)
新規採用なし	51 (58%)	38 (76%)	26 (47%)	43 (54%)	30 (41%)	8 (73%)

- 1：補てつ物等の種類に応じて担当制としている
 2：特定の補てつ物等のみの受注を行っている
 3：ひとつの補てつ物等を作業工程ごとに分担している
 4：歯科技工業務を行う者とそれ以外の業務の者を分けている
 5：新しい機器を導入している
 6：その他

Q8-1. 補てつ物等の製作を受託している歯科医療機関数

[カ所]

	0-4	5-9	10-14	15-19	20-24	25-29
新規採用あり	4 (44%)	4 (9%)	10 (19%)	4 (22%)	3 (50%)	2 (33%)
新規採用なし	5 (56%)	42 (91%)	44 (81%)	14 (78%)	3 (50%)	4 (67%)
	30-34	40-44	45-49	50-69	70-99	100-
新規採用あり	2 (100%)	2 (67%)	4 (100%)	8 (50%)	2 (50%)	16 (100%)
新規採用なし	0 (0%)	1 (33%)	0 (0%)	8 (50%)	2 (50%)	0 (0%)

Q9-1. 補てつ物等の製作受託に関して歯科医療機関と契約書を取り交わしていますか

	締結	未締結
新規採用あり	9 (50%)	50 (31%)
新規採用なし	9 (50%)	111 (69%)

令和元年 5 月 31 日

提言

1：歯科医師と歯科技工士は歯科技工に関する認識と情報を共有する

歯科医師と歯科技工士は「適切な歯科医療の提供には歯科技工士が製作する優れた歯科技工物が不可欠である」との認識を共有する必要がある。また、歯科技工物は歯科医師の指示（書）にもとづき歯科技工士が製作し、患者に装着されるものであるため、歯科技工物のトレーサビリティの観点から、製作工程や委託・受託に関する情報を両者は適切に共有しなければならない。この共有を基盤として、歯科技工士は単なるもの作りの職人ではなく、医療人としての意識を確固として持つことが重要である。

2：歯科医師と歯科技工士が十分連携できる体制を整備する

歯科医師と歯科技工士の緊密な連携は適切な歯科医療の提供に不可欠である。両者間の協働の意識を強くするとともに、歯科技工士の労働の質の向上を図り、歯科技工業を持続可能なものとする必要がある。そのためには、歯科医療機関と歯科技工所との間で、歯科技工物の製作（再製作を含む）に関する業務委託契約を締結することが推奨される。この契約の締結により、これまでの相互理解の上に成立していた委託・受託の関係がより強固なものとなり、粗悪な下請け業等の問題解決の一助となることが期待される。併せて、両者の連携体制の核心となるものと期待される。

3：歯科技工士の職業内容に関する意識を改善させる

本厚生労働科学研究の結果から、歯科技工所に勤務する歯科技工士に比べて、歯科医療機関に勤務する歯科技工士は、職業内容に対する意識が高いことが示された。これは、歯科医療機関における臨床現場の研修や経験の機会が多いことが要因として考えられる。歯科技工士の仕事へのモチベーションや達成感を確保・維持するためには、自らが製作した歯科技工物に対する患者の反応を知ることが重要であることから、歯科医療機関における臨床現場での研修や経験が必須となる。この具体化のため、①卒直後の歯科技工士が経済的に支えられながら歯科医療機関における臨床現場での研修が可能となる制度の設計や環境の整備、②歯科医療機関と歯科技工所の間を結ぶための ICT の活用、③患者に歯科技工物が試適・装着された際の状況を歯科技工士にフィードバックできる仕組みの考案、などを行う。こうした取組を行うことで「製作者の顔の見える歯科技工」を推進できる。さらに、歯科医療機関に勤務する歯科技工士の増加や、歯科医療機関に歯科技工士の負担がなく出向くことが可能な歯科医療機関に近接する歯科技工所の増加が望まれる。また、歯科技工士が歯科衛生士のライセンスを併せてもつことで、より患者に接して働く場が広がっている事例もある。これらのことから、患者により接することができる歯科技工業務のあり方を検討することにより、歯科医療機関における歯科技工士の活躍の場が広がるような政策が進められることが望まれる。

4：労働契約書や就業規則を作成する

本厚生労働科学研究の結果から、歯科技工業に従事する歯科技工士が2人以上である歯科技工所（以下、「2人以上歯科技工所」という）の半数が書面による労働契約を結び、4割が就業規則を作成していた。2人以上歯科技工所では、法令上の義務の有無に関わらず、就業規則を作成・整備するとともに、労働契約書を用いた労働契約を結ぶことが望ましい。また、働きやすい労働環境を構築するため、歯科技工士養成機関における学生教育や関係団体が行う生涯学習などのテーマに「労働環境」に関する内容を取り上げることにより、労働環境に対する理解や取組みが促進され、働きやすい労働環境が構築されることが期待できる。

5：歯科技工業を効率化する

「特定の歯科技工物のみの受託」、「歯科技工物の種類に応じた担当制や分担制」、「新しい機器やシステムの導入」等により、歯科技工業の効率化を進める。また、歯科技工所と離れた場所での歯科技工業を可能とする等、柔軟な働き方に対応できるようにすることも必要である。そのためには、各種法令を改正することも考えられる。さらに、歯科技工業に従事する歯科技工士が1人である歯科技工所（以下、「1人歯科技工所」という）を含む小規模の歯科技工所は、歯科技工士法を遵守した連合体を形成し、「歯科技工物の受託と配送の業務の一元化」等の取組を行うことが望ましい。

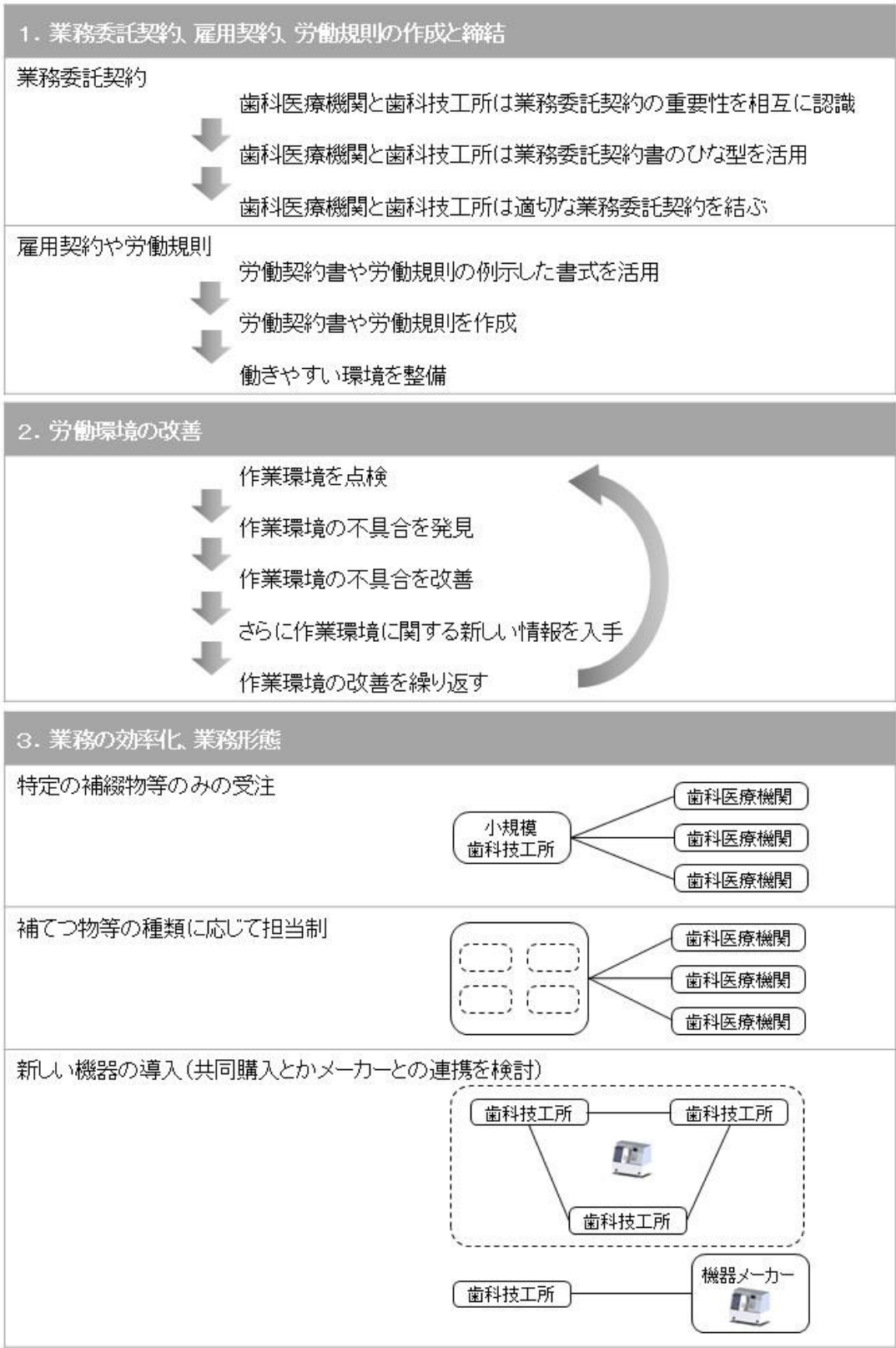
また、歯科技工所と歯科医療機関のそれぞれのニーズや情報を共有できるビジネスプラットフォームを構築し、1人歯科技工所を含む規模の小さい歯科技工所の「新たな受託先」や歯科医療機関の「新たな委託先」の開拓を効率的に実現する。

6：歯科技工士や歯科技工に関する社会の認知を向上させる

社会への歯科技工士や歯科技工の認知を高めるための方法の1つとして、歯科医療機関に、歯科技工の内容（委託先の歯科技工所名等を含む）を示すポスターを掲示する取組みを全国で展開することは有用であると考えられる。また、歯科技工士を扱った映画「笑顔の向こうに」が広く社会に発信され、歯科技工士等の認知や周知につながったと考えられることから、今後も関係団体を中心として、歯科技工士等の認知度の向上のためメディアを活用することもあると思われる。

また、歯科技工物の試適・装着時に歯科技工士が立ち会う機会が増加することによって、社会における歯科技工士や歯科技工業の認知が向上することから、歯科技工士の業務のあり方を検討し環境を整備する。そのためには、歯科技工士はコミュニケーションスキルを向上させるとともに、歯科医療機関での臨床現場をより広く理解し、対応力を身につける必要があると考えられる。

マニュアル



業務委託契約書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）とXXXXX（以下「乙」という。）は、以下のとおり、業務委託契約（以下「本契約」という。）を次のとおり締結する。

第1条（委託内容）

乙は、本契約に定める条件に従い、乙における歯科治療に際して必要な歯科技工物の製作業務（以下「本業務」という。）を甲に委託し、甲はこれを受託する。

第2条（契約期間）

本契約の契約期間は契約締結の日から1年間とする。ただし、契約期間満了の1か月前までに甲または乙から書面による解約の申し出がないときは、本契約と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

第3条（製作過程）

- 1 乙は、甲に対して、都度、歯科技工指示書を通じて本業務を委託する。
- 2 甲は、指定された期日までに指示を受けた歯科技工物を製作し、納品書とともに乙に納品する。
- 3 甲は、前項の業務を行った際には、歯科技工録を作成し保管する。

第4条（委託料）

- 1 乙は甲に対し、本業務の対価として、予め甲乙間で定められた歯科技工料（技術料及び材料費用他諸経費を含む。）を支払う。予め甲乙間で定められた歯科技工料の変更を行う場合には、本業務を行う1か月前までに甲乙協議の上決定する。
- 2 甲は乙に対し、当月1日から当月末日までの本業務についての歯科技工料を翌月●日までに請求する。
- 3 乙は、前項の歯科技工料を本業務の翌月末日までに、甲の指定する銀行口座に振り込む方法によって支払う。振込手数料は乙の負担とする。

第5条（再委託の制限）

甲は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、乙が甲に対し、書面にて具体的な再委託先を指示したときは、その限りでない。

第6条（秘密保持）

甲は、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

第7条（解除）

甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手

続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの一を申し立てたとき。
- (2) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売申立てまたは公租公課滞納処分を受けたとき。
- (3) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
- (4) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
- (5) 自ら振出し、または引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。
- (6) 相手方への連絡が1か月以上とることができなくなったとき。
- (7) 相手方が本契約の各条項に違反したとき。
- (8) 相手方に重大な過失または背信行為があったとき。
- (9) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

第8条（再製作）

次の各号のいずれかに該当したときは、再製作は新たに歯科技工料が発生する。

- (1) 設計・材料変更による再製
- (2) シェード基本ベース変更による再製
- (3) 補綴物維持管理中または保証期間中の再製
- (4) その他甲の落ち度が認められない再製

第9条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保管する。

年 月 日

甲 住所

氏名

印

乙 住所

氏名

印

労働契約書

使用者（甲）と、労働者（乙）は以下記載の労働条件により労働契約を締結した。

雇 用 期 間	1 期限の定めなし 2 年 月 日から 年 月 日まで《※》
仕 事 の 内 容	歯科技工 営業 事務
就 業 場 所	転勤〔有／無〕
始業・終業時刻 及び休憩時間	1 午前 時 分から午後 時 分まで〔うち休憩時間 分〕 2 交替制等 ☐ イ 午前 時 分から午後 時 分まで〔うち休憩時間 分〕 ☐ ロ 午前 時 分から午後 時 分まで〔うち休憩時間 分〕
休 日	日曜日 祝祭日 その他（ ）
時間外労働等	1 時間外労働〔有／無〕 2 休日労働〔有／無〕
休 暇	1 年次有給休暇 ☐ イ 勤続6ヵ月以内の年次有給休暇〔有／無〕→〔 月経過で 日〕 ☐ ロ 6ヵ月継続勤務した場合〔 日〕 (次年度より 日加算・最高 日) 2 その他の休暇 ☐ イ 有給〔 産前産後休暇 生理休暇 育児休暇 看護休暇 介護休暇 〕 ※該当に○印 夏季休暇 慶弔休暇 リフレッシュ休暇 () ☐ ロ 無給〔 〕
賃 金	1 基本給 ☐ イ 時間給 ☐ ロ 日給 ハ 月給〔 円〕 2 諸手当 ☐ イ 〔 手当 円〕 ☐ ロ 〔 手当 円〕 ☐ ハ 〔 手当 円〕 ☐ ニ 〔 手当 円〕 3 時間外労働等に対する割増率 ☐ イ 時間外〔 %〕 ☐ ロ 休日〔 %〕 ハ〔 %〕 ※賃金の割増率に関しては、最低限、労働基準法による。 4 賃金締め切り日〔毎月 日〕 5 賃金支払日〔毎月 日〕 6 賃金の支払方法〔 〕 7 賃金支払時に控除する費目〔 〕 8 昇 給：〔有／無〕→〔時期等 〕 9 賞 与：〔有／無〕→〔時期等 〕〔年 ヵ月〕 10 退職金：〔有／無〕→ 制度の種類〔 中小企業退職金 他 〕
加入社会保険	1 労災保険 2 雇用保険 3 健康保険 4 厚生年金 5 その他（ ）
試 用 期 間	入職日より ヵ月
福 利 厚 生	
退職に関する 事 項	1 定年制（ 有 （ 歳 ） ・ 無 ） 2 自己都合退職の手続（退職する 日以上前に届け出ること） 3 解雇の事由及び手続 〔 〕 ○詳細は、就業規則第 条～第 条第 条～第 条
そ の 他	

《※》以下、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入

契約更新の有無	1 契約の更新の有無 ・ 自動的に更新する ・ 更新する場合があり得る ・ 契約の更新はしない ・ その他（ ） 2 契約の更新は次により判断する ・ 契約期間満了時の業務量 ・ 勤務成績、勤務態度 ・ 業務遂行能力 ・ 歯科技工所の経営状況 ・ 従事している業務の進捗状況 ・ その他（ ）
---------	--

年 月 日

住 所
甲 氏名

住 所
乙 氏名

公益社団法人 日本歯科技工士会書式

労働条件通知書

年 月 日	
様 施設名・所在地	
事業主名	
契約期間	期間の定めなし 期間の定めあり(年 月 日～ 年 月 日)(※)
業務場所	
業務内容	
就業時間、 休憩時間、 時間外労働の 有 無 等	1 [平 日] 午前 : ~午後 : [曜 日] 午前 : ~午後 : 2 休憩時間 午前 : ~午後 : 3 時間外労働の有無 (あり・なし) ありの場合1日平均(時間程度) 4 休日労働の有無 (あり・なし)
休日と休暇	1 日曜・祝日・その他(曜日)・年末年始(日) 夏期休暇(日) 2 週休2日制 あり(完全・隔週・その他())・なし 3 有給休暇 継続6ヶ月以上勤務した場合(日) 継続6ヶ月以内の年次有給休暇(あり・なし)
賃 金	1 基本給 イ 月 給(円) ロ 日給月給(円) ハ 日 給(円) ニ 時 給(円) ホ その他() 2 手 当 手当 円 手当 円 手当 円 手当 円 3 賞 与 年 回 ヶ月分 4 昇 給 年 回 5 退職金制度 あり・なし(ありの場合の制度) 6 退職共済制度 あり・なし 7 賃金締切日 毎月()日 8 賃金支払日 毎月()日 翌月()日
退職について	1 定年制[あり()歳・なし] 2 その他()
そ の 他	1 社会保険加入状況[厚生年金・健康保険・雇用保険・労災保険 ・その他()]

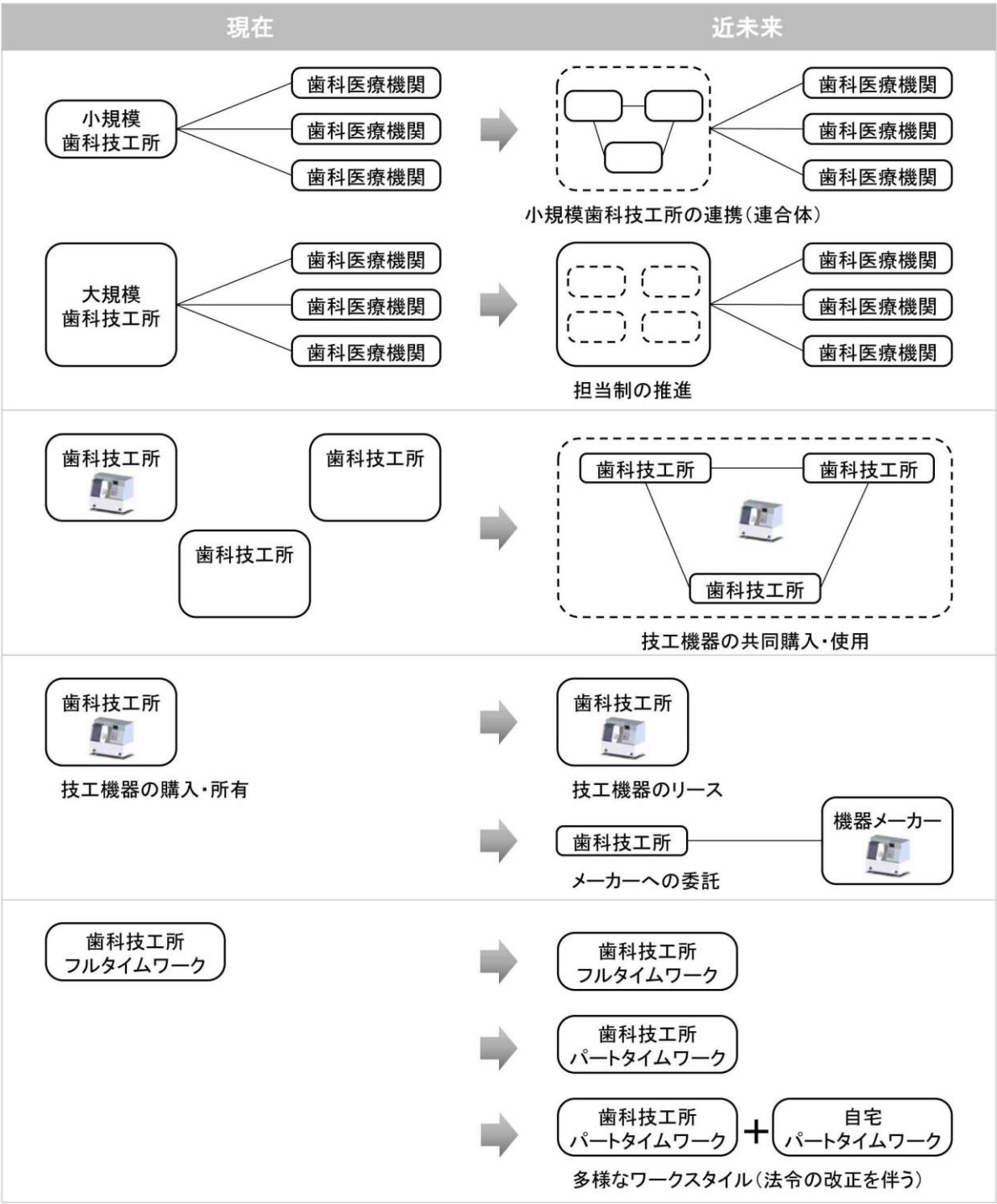
《※》以下、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入

契約更新の有無	1 契約の更新の有無 ・ 自動的に更新する ・ 更新する場合があります ・ 契約の更新はしない ・ その他()
	2 契約の更新は次により判断する ・ 契約期間満了時の業務量 ・ 勤務成績・勤務態度 ・ 業務遂行能力 ・ 前科技工所の経営状況 ・ 従事している業務の進捗状況 ・ その他()

※ 該当する項目を○で囲み、もしくは必要事項を記入して下さい。
 また、該当しない項目は線を引き抹消して下さい。

公益社団法人 日本歯科技工士会書式

業務モデル



Ⅱ．研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
該当なし							

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
該当なし					